

水源開発問題全国連絡会
第6回総会 資料

1999年9月26日

熊本県人吉市

目 次

水源連活動報告	1
大型公共事業見直し機関の検討	6
ダム中止後の生活再建措置についての法制度的検討	16
河川整備基本方針と河川整備基本計画に対して	32
建設省によるダム見直しの最近の経過	36
ダム建設にともなう費用負担問題	40
国土庁のウォータープラン	46
平成11年度のダム関係予算（建設省）	50
-----各地からの報告-----	
川辺川ダムとは	54
苦田ダムをめぐる動き	60
吉野川第十堰新聞記事	66
楓尾川ダムの現況について	67
真名子ダム	70
運用開始から5年の長良川河口堰	71
徳山ダムを巡る最近の動き	73
兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会	80
政治を変えよう 奥只見ダム	85
相模大堰暫定運用開始から1年	92
渡良瀬遊水池第二貯水池浮上の動き	94
思川開発事業に新たな動き	97
休止発表後の新月ダム建設計画の経緯	101
千歳川放水路計画中止と今後の課題	104
沙流川・苦東開発関連の記事	106

水源開発問題全国連絡会

1998年11月以降の活動報告

1998年11月14日、栃木県今市市で開かれた第5回水源連絡会以降の主な活動とダム問題関連の動向を報告します。

1. 概要

この一年間で各地のダム反対運動は新たな局面を迎えていました。

徳山ダム関係では共有地の強制収用、苦田ダム関係では地権者との話し合いをしないままでの本体工事着工、川辺川ダム関係では球磨川漁協への執拗な圧力など、ダム起業者は事業遂行に強権を発動しています。

これらの策動に対して私たちは、直接交渉、異議申立て、監査請求、提訴、国会議員の協力による中央省庁追及などを通して、各ダム事業に根拠がないことを明らかにし、建設省などによる不当な策動を広く世に知らせてきました。徳島市の仲間たちは第十堰問題で住民投票条例の制定に成功しています。

松倉川ダム、新月ダムなど、建設省のダム事業総点検で休止決定された事業については、休止から中止へと向けた運動が取り組まれました。松倉川ダムは中止、新月ダムは完全な事業中止まであと一歩、というところまで追い込んでいます。

水源連は独自のイベントがない1年でしたが、事務局は各地の支援活動を中心に、各地のダム反対運動が抱える共通の問題点を克服するべく調査、検討をおこなってきました。

それらの主な内容は以下の通りです。

1. 川辺川ダム、苦田ダム、徳山ダム、南魔ダム、新月ダム等、個別反対運動の支援
2. 公共事業を見直す第3者機関についての調査、検討
3. 財政負担問題についての調査、検討
4. ダム中止の場合の生活再建策についての調査、検討
5. 河川整備基本方針と河川整備計画についての調査、検討
6. 機関紙「水源連だより」の発行
7. 水源連リーフレットの作成
8. 水源連ホームページの作成

2. 建設省などの主な動きと対応

① ダム等事業審議委員会とその後

細川内ダム建設事業審議委員会は木頭村の努力により、建ちあげることができていません。「事業推進の答申を出すための審議委員会設置には応じることができない」という木頭村の姿勢を私たちは全国から支援しましょう。

昨年度設置された舟生川ダム（和歌山県内）事業建設事業審議委員会以外は既に答申、若しくは、中間答申を出しています。建設省は「その答申に基づいて」として各事業を強引に進めていますが、渡良瀬遊水池第2貯水池事業と足羽川ダム事業は特異的な状況

にあります。

①-1 渡良瀬遊水池総合開発（Ⅱ期）事業

渡良瀬遊水池の中にもう一つ貯水池を造るという渡良瀬遊水池第2貯水池事業では、「遊水池の自然を壊す第2貯水池を安易に認めることはできない。既に造られている第一貯水池の水質改善に見通しがつくまで事業には着手しない。その見通しが立った時点で審議再開」という主旨の中間答申が出されていました。建設省はヨシ原を使って第1貯水池の水質浄化をおこなう大々的な実験をおこなう一方、周辺自治体代表と学識経験者からなる懇談会を設け遊水池の自然保全に向けた考え方も探っています。最近、建設省はヨシ原浄化は効果がある、ということにして、審議委員会再開の動きを起こしています。

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会はヨシ原浄化の監視を続け、それには効果がなく、むしろ植物の生育を危うくするものであることを明らかにすると共に、遊水池全体をエコミュージアムにする構想を具体的に提示しています。同協議会は第2貯水池建設のための審議委員会の再開を許さず、エコミュージアムとしての保全を勝ち取るために全力を投入しています。

①-2 足羽川ダム建設事業

足羽川ダム建設事業審議委員会は「足羽川にダムは必要」という文言と、「現計画は犠牲が多く不適当」という文言を入れた答申を出しました。建設省はそれを受け、現案も含めたいいくつかの案を出すことにしていますが、現在に至るも何もおもてに出していません。

現地の美山町はこの答申を「美山町に関わるダム計画は無くなった」と捉え、美山町に係るようなダム計画には一切耳を貸さないことを決めています。

同ダム計画が現在のところ頓挫しているのは事実ですが、再度息を吹き返すことのないよう、監視と世論形成の強化が必要です。

② ダム事業総点検等

建設省はこれまでダム事業等審議委員会、ダム事業総点検と再評価システムの三つでダム事業の見直しをおこなってきた。未答申のダム事業等審議委員会は丹生川ダム（和歌山県内）事業関係だけです。

今年からは総点検の結果、検討の必要があるものも再評価システムにかけることにしました。99年8月26日、2000年度予算概算要求に関連し、4ダム事業と2生活貯水池事業の休止、細川内ダムは一時休止の継続、を発表しました。休止扱いになったダム等はすべて小規模なものです。私たちが見直しを要求しているダムについては再評価システムで論議すらされていないのが実状です。詳しくは別項を参照下さい。

③ 強権的策動への対応

③-1 川辺川ダム関係

川辺川ダム関係で建設省は本体着工には球磨川漁協の合意が必要としています。同漁協は「川辺川ダムができるとアユに壊滅的被害が出る」として絶対反対の立場を堅持しています。その漁協をダム事業推進の障害と見る建設省は、流域自治体を使って同漁協に圧力をかけたり、一方的にダムの正当性を訴えるビラを全戸配布するなど、漁協の孤立化・漁協崩壊に奔走しています。

水源連事務局では講師を招いて漁業権に関する勉強会を持ったり、川辺川ダム計画の持つ治水面での欺瞞性を科学的に明らかにする作業を進めています。

水源連の仲間に、「ダム絶対反対の姿勢を堅持している球磨川漁協」と、ダム反対漁民を中心に新たに発足した「川辺川・球磨川を守る漁民有志の会」を全国から支援することを要請します。

③-2 徳山ダム関係

徳山ダムでは昔からあった共有地に強制収用がかけられています。徳山ダム建設中止を求める会が中心になり、この共有地地権者の一人からその権利の一部を譲渡してもらい、そこに新たな共有地運動を展開しています。水源連関係者にもこの地権者になってもらっています。強制収用の前提となる事業認定に対して、新たな地権者が原告となり、その取り消し訴訟を起こしました。また、収用委員会への対応にも力を入れています。

水源連の皆さんに、この訴訟を財政面でも支えて頂くことを要請いたします。

③-3 苛田ダム関係

建設省はダム水没予定地に地権者がいるにもかかわらず、6月16日に本体着工を強行しました。この地権者はそこの住民と2000名を超える共有地地権者です。これら地権者に対し、同ダム計画の説明をおこない、地検譲渡の同意をえてから本体着工に入るのが建設省の取るべき手続きです。

「地権者と交渉をおこなっても理解を得られないであろう、そうなると強制収用をしなければならない。強制収用をちらつかせるのは反対世論を起こすようなものだから、本体着工前に入りにくくなる。地権関係の決着は本体着工に入ってからの方が良い」というのが建設省の考え方。こんなやり方がまかり通るのであれば「法治国家」もあったものではありません。

「建設省は地権者に同計画の必要性を説明して理解を求める事。その上で法的に地権関係について解決がつくまで工事を凍結すること」を地元反対団体が連名で建設大臣に要請しました。

また、この状況を「公共事業チェックを実現する議員の会」にしらせ、同議員の会に志の同席を得て建設省交渉をおこないました。

同議員の会に志の建設大臣に「建設省は地権者に同計画の必要性を説明して理解を求める事。その上で法的に地権関係について解決がつくまで工事を凍結すること」を申し入れました。

3. 水源連（もしくは事務局）の行動

基本的には概要で記した行動をおこないました。

① 個別反対運動の支援

川辺川ダム、苛田ダム、徳山ダム、第十堰等の問題で、現地運動体が「公共事業チェックを実現する議員の会」主催のヒヤリング開催を同会に求めるとき、また、そのヒヤリングが開催されたときに、事務局として積極的に支援をおこないました。

また、各地の反対運動体の求めに応じて、理論的対応の支援をおこなっています。

② 公共事業を見直す第3者機関についての調査、検討

水源連では既に「公共事業見直し機関」草案を作成し、政府にその実現を要請してきた経緯がありますが、一向に前に進んでいかないのが実体です。この問題について前回

の総会では「情報公開・討議保証機関」の方向を探ることに支持が多かったことをうけ、そのような内容を併せ持っていると思われる、公害紛争処理法に基づく「公害等調整委員会」「都道府県公害審査会」について、勉強会を2回開くなど、検討を重ねています。

これらの機関は申請のあった公害紛争について、あっせん・調停・仲裁・裁定をおこないます。公害調停委員会（または公害審査会）は必要に応じて、職権で当事者に出頭を求めたり、文書の提出を求めたり、委員会自らが調査をおこなうことができます。

ただし、この制度は基本的には典型七公害の紛争を対象としたものであり、ダム建設等による環境破壊を対象にするには難しい面があります。また、文書提出の命令等が発動されることはまれなようです。

事務局では、公害調停委員会（または公害審査会）の機能を強化拡大して、ダム建設等も対象にし、同時に情報公開や討議保証の機能を持たせることを追求していきます。

詳しくは別項を参照下さい。

③ ダム事業に関わる財政負担問題

1999年1月27日、思川開発事業を考える流域の会が栃木県に対して「思川開発事業に対する栃木県の費用負担とその必要性に関する公開質問書」を提出しました。

これに対する文書回答が3月31日に栃木県から出されました。内容は期待していたものより簡単で、具体的な数字が出ていたものはほんの一端でした。思川開発事業の計画は利水面に関して開発水量とその水利権分担の具体的な数字が決定していないため、「現在検討中」という回答が目立っています。このことは、「利水の供給先が等が決まらないような状態で、思川開発事業が先行している」ことを物語っています。別項参照下さい。

京都大学の西村氏が苛田ダムに関連した財政問題を研究しています。その研究成果について、別項に記します。

具体的な内容は別項を参照して下さい。

④ ダム中止後の生活再建対策の継続の問題

ダム予定地の人々と共にダム建設事業を中止に追い込むためには、ダム中止後も、ダム予定地の生活再建・地域振興事業を極力継続できるような法制度の整備が必要です。事務局ではこの法制度を検討するため、建設省への現状聴取や佐藤謙一郎議員からの質問主意書の提出、講師を招いての勉強会、などをおこないました。

ダム中止後の地域振興事業の継続は、事業名目を変える形で可能性があるようですが、個人への補償は現行法上ではありえないようです。

この問題に関しては、新たな法制度の確立を求めるに同時に、地元から具体的な要求を出していくことも重要です。

詳しくは別項を参照して下さい。

⑤ 水源開発問題のリーフレットの作成作業、水源連のホームページ作成作業

水源開発問題と水源連について紹介することを目的としたリーフレットを作成しました。多くの皆さんに活用願いたく思います。

なお、今回のリーフレットは水源開発問題全般を取り上げたので、これからは各地の具体的運動を紹介するリーフレットNO.2を作成したいと思います。

水源連のホームページは <http://member.nifty.ne.jp/aqua/suigen.htm> です。インターネットを経験されている方は一度ご覧になって下さい。まだまだ工事中（作成準備中）のページが多く申し訳ありません。鋭意、充実に向けて努力中です。

機関紙「水源連だより」3回発行。

各地からの問い合わせ、署名、激励文、共有地運動等に協力。

4. 1年を振り返ると

この一年は、水源連としてまとまって行動したことはない一年でした。

全体的には、ダム起業者が強権を発動する事態にもなっていますが、各地の運動は国會議員団からの協力を得ることにも成功し、ダム計画の欺瞞性を広く世に問うことができました。

今年は統一地方選も行われました。

水問題関係者も首長選や議会議員選に名乗りをあげ、ダム問題をはじめとした公共事業問題や、その根底となる自分たちの手で町作りをおこなうことを訴えました。その結果、東京都の国立市では上原公子さんが市長に、山形県鶴岡市では草島さんが、熊本県人吉市では本村さんがそれぞれ市議会議員に当選しました。徳島市では第十隻の可動堰化に対して住民投票を求める市民が立候補・当選し、議会内で住民投票賛成派が多数を占める結果になりました。糸余曲折はありましたが、同市議会は既に住民投票条例を可決しています。

昔から「水を制するものは天下を制する」といわれています。その意味合いは時代とともに変わってはいます。現在は「水問題は自分たちの問題。自らの地域作り、自治の問題」といえるでしょう。

この一年も数年来の宿題の解決を目指し、水源連の仲間全員で力を合せて頑張りましょう。

「水源連だより」、「水源連ホームページ」を通して、各地の状況、国の動きを互いに知らせあうことは重要なことです。今後も更に充実させるため、各地からの生の情報をどんどん寄せてください。

大規模公共事業見直し機関の検討

— 事業者側に情報を公開させ、討議に応じさせる権限を有する機関について —

第5回総会で見直し機関のあり方を議論した結果、「見直し」という判定は行わず、事業者側に対して「住民が求める情報を公開させ、住民との討議に応じさせる」権限を有する機関を設置する案に賛同する意見が多くあった。見直し機関が設置されても、見直しの結果はその機関のメンバーによって左右されるので、メンバーの人選によっては見直し機関が事業推進にお墨付きを与える危険性がある。そこで、見直しという機能をなくし、住民と事業者側が対等に討議できる場を保証する機関を設置する。住民側はこの討議によって事業の不要性、欺瞞性を明らかにして、事業中止を求める世論を形成していく。

このような機関に近い機能を持つものとして、公害等調整委員会および都道府県公害審査会がある。同委員会は典型七公害の紛争に関しては住民の申請に対し、公害原因者との間の調停等を行う。調停等の過程で双方が討議し、且つ、必要に応じて委員会は原因者に文書の提出を命じることができるようになっている。

そこで、事務局では、(1) 公害等調整委員会等で実際にどの程度、討議や情報公開がされているのか、また、現制度のままでダム建設問題の申請をすることがどの程度可能なのか、(2) ダム建設等の大規模公共事業をきちんと討議できるようにするためにには、どのように制度を改めるべきか、の2点について検討を進めてきている。(1)については、同制度に詳しい樋渡俊一弁護士のお話を聞きし、(2)については、環境アセス制度について詳しい岡村隆保氏に検討を依頼した。

(1) 公害等調整委員会の現状 (樋渡俊一弁護士) [文責: 事務局]

ア 公害等調整委員会(公害審査会)のメリット

① 討議

この制度の魅力は相手方と対等に討議できることである。委員長の裁量によるが、申請者と被申請者がかなり議論できる余地がある。議論することによって問題が明らかになっていく。

豊島清掃工場建設問題の時は、焼却が必要か否かを議論することができた。ただし、政策問題だという逃げ方があるので、委員長の判断によって変わる可能性がある。

② 情報の開示

この制度を使って、データの開示を迫ることができる。公害等紛争処理法の条項に基づ

く文書提出命令は、適用の条件がきびしいので、発動されることはほとんどないが、現実には、事実上の文書提出勧告が出され、情報が開示されることが少なくない。ただし、委員長の人による。また、被申請者を追い詰めないと、委員長は勧告を出さない。

③ 委員会の調査

委員長の判断によって、委員会による調査が行われる。日の出廃棄物処分場問題の時は現地調査による電気伝導計の確認が大いに役立った。委員会は行政庁であるので、委員会の職権として、詳細な調査を行った例もある(例. 山梨・静岡ゴルフ場農薬被害等調停事件における農薬散布の地下水影響調査)。

④ その他

裁判と比べて

- 被害がある(予想される)人は署名感覚で申請者になる。
- 申請手数料が裁判の民事調停に比べて、その2~3割である。
- 裁判のように長引かず、調停の期間が2年程度である。

イ 公害等調整委員会(公害審査会)のデメリット

① 典型七公害

典型七公害に当てはまらないと、制度上は調停の対象にならない可能性が高い。しかし、これは力関係の問題であって、間口をこじ開けることが必要である。

ダム問題については、漁業被害等に絡めて調停申請することが考えられる。

② 手続きの非公開

調停の会議は非公開の部屋で行われ、会議終了後も本来はその結果を公開してはならないことになっている。しかし、申請者は全員が会議に出席することができるのに、これによる制約は少ない。

③ 委員会の人選

中央の委員会のメンバーではあまり期待できない。しかし、都道府県の委員会の中には問題意識のある人が委員になっていることもあり、その場合は、申請すれば、それなりの展開を期待できる。

[参考] 橋渡俊一氏の資料

1 公害紛争処理制度の概要

- (1) 1970年 公害紛争処理法が制定（和解の仲介（後に「あっせん」に改められる）、調停、仲裁の制度を確立）
- (2) 72年9月 裁定制度の導入。土地調整委員会と統合して「公害等調整委員会」発足
- (3) 74年11月 職権あっせん制度の導入

2 公害等調整委員会（公害審査会）の現状

- (1) 公害等調整委員会への調停申請が行われた公共事業（干拓事業、埋立事業等）の実例とその調停処理の実情

- ① 大阪国際空港騒音調停申請事件（72年）→一部調停成立
- ② 新幹線騒音被害調停申請事件（88年）→調停打ち切り
- ③ 東京湾横断道路建設被害等調停申請事件（90年）→調停打ち切り
- ④ 原子炉運転停止等調停申請事件（90年）→調停打ち切り
- ⑤ 中海本庄工区干陸事業水質汚濁被害等調停申請事件（1995年）

- (2) 公害等調整委員会にダム建設問題の調停申請を行う可能性、その場合の予想される審理、処理

「公害（環境基本法2条3項、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る紛争について」

- (3) 公害等調整委員会での申請者と被申請者（事業者）との間の討議

申請者と被申請者の間でかなり議論できる余地がある。

- (4) 公害等調整委員会で、事業者にデータの公開（文書の提出）を求める実際

公害紛争処理法33条1項「調停委員会は、第24条第1項第1号に掲げる紛争（注、現に人の健康又は生活環境に公害に係る著しい被害が生じ、かつ当該被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある場合における当該公害に係る紛争であって政令で定めるもの）に関する調停を行う場合において、必要があると認めるときは、当事者から当該調停に係る事件に關係のある文書又は物件の提出を求めることがある。」

- (5) 公害等調整委員会による調査の実態

公害紛争処理法33条2項「調停委員会は、第24条第1項第1号に掲げる紛争に関する調停を行う場合において、紛争の原因たる事実關係を明確にするため、必要があると認めるときは、当事者の占有する工場、事業場その他事件に關係のある場所に立ち入って、事件に關係のある文書又は物件を検査することができる。」

3 公害等調整委員会の問題点

- (1) 運営上の問題点（調停委員の人選問題も含めて）

（1998年10月現在の委員の経歴）

委員長は東京高裁長官、

常勤委員は①東京都衛生局技監（医師免許取得者）、

②総理府次長、③海上保安庁次長

非常勤委員は①私立大学学長（行政法学者）、②弁護士、③工業技術院長
審査官、審査官補佐には、総理府、環境庁、農水省、通産省、厚生省、運輸省から出向職員

事務局職員 裁判官2名と裁判所書記官1名が出向

- (2) 制度上の問題点

手続きの非公開（法37条）

中海・本庄工区 現地視察を要請

2県の住民団体 国の公害調整委へ

中海・本庄工区の干陸化に反対している鳥取県の「美しい中海を守る住民会議」（岩田武彦代表幹事）と島根県の「豊かな既遂域を公正に活かす市民会議」（保母武彦代表）は、国の公害等調整委員会（西山俊彦委員長）に対しこのほど、現地視察の要請と調停中に工事に着手しないよう農水省に求める書面を郵送した。
書面によると、同調停委員会で現地を早急に視察し、住民の意見を聞くよう要請。また、農水省に対し、少なくとも調停案を作成、提示して合意に至るまで干陸工事にかられないよう要請するよう求めている。
住民会議と市民会議は昨年8月、鳥取、島根両県に調停を申請。両県は被申請者が農水省であること、調停手続きの中立性を守るために9月になって書類を国に回し、昨年12月下旬に第1回の委員会が開かれた。こうしたことから岩田代表幹事は「国にまかせながら、干陸化を強引に進めようとするのは、おかしい」と話している。

1996.3.18.朝日新聞より

(2) 「公害紛争処理法と公害等調整委員会設置法の機能を拡充する」方法

〔作成者：岡村隆保氏〕

〔神奈川県海老名市在住、著書「環境アセスメントを考える（現状の問題点と理想の姿を探る）」（近代文藝社 1995年）〕

一 公害紛争処理法の改正

現行法は、現に発生している公害からの救済を目的としているが、これに“予防”的見地からの視点を加える。

たとえば、第一条を「大規模公共事業による自然破壊のおそれ……について、あっせん、調停、仲裁及び裁定の制度を設けることにより」（アンダーライン部分追加）……として予防的な目的を明確にする。

また、公共事業見直しを目的として

① 「調停」機能を加える。

② 大規模公共事業による環境破壊に対処するため、予防的な措置としての“予防裁定”的権限を加える。

なお、同法には中央委員会と都道府県公害審査会（地方）の両者の規定があるが、以下、中央委員会のみの権限として考えることとする。

二 公害等調整委員会設置法の改正

上記、公害紛争処理法の権限強化にあわせ、委員の選任方法の改善や審査方法の改善を図る。

対象事業

ダムは建設省が行う事業であるから建設省事業に限定するのか、それとも公共事業すべてに拡大するのか難しいところであるが、建設省事業を主体としつつ、他の事業主体も対象とするのが自然と考えられる。

I 建設省直轄事業

II 建設省補助事業（地方実施分）

III 地方単独事業

このうち、I、IIは多くの場合大規模事業と位置づけられると思われるが、IIIはそれほど大規模なものとはなりにくい。しかし、地方事業であったとしても一定規模以上となれば環境に対する影響は大なのであるから当然対象とすべきである。

その他、農林水産省所管でもダム事業（治山事業として行われるもの）があるので、以下

に触れるように一定規模以上であれば当然対象とすべきである。ただし、同省所管分は、建設省所管分に比べればはるかに小規模である。

なお、公共事業がもたらす環境への影響は一人ダムにとどまるものではないが、今回依頼されているのはダムに関する事業であるので、以下ダムに限定して考えることとする。

○ 見直しの対象とできる事業の規模

① 事業費（当該事業全体の費用〇〇億円以上）ダム本体の事業費だけではなく、関連事業費も当然含まれるべきである。大規模ダムでは、本体、集落移転、代替地確保、道路の付け替えなどのなど当然費用の外地元懐柔のため、関連施設整備、一般公共事業費の補助率のアップなどを含めると事業費全体が相当膨らむことが多い。よって、ここでいう事業費は、これら考えられるすべての事業トータルで計算したものである。

② 事業の範囲 ダムであれば、影響を受ける範囲は湛水域はもちろんのこと、関連事業で影響を受ける部分も含む。動物、植物への影響もダム本体事業によるものだけではないので、湛水域の1.5倍程度を事業範囲とみなすこととする。これら面積が、〇〇平方キロ以上とする。

③ 改変面積 本体が小さくても、奥地に建設される場合は改変面積が大きくなるので、一定以上に該当すれば、対象とすることは可能である。改変一万平方メートル以上などは、積極的に議論の場にあげてもよいのではないか。

④ 事業期間 地元説明やアセスメントに要する期間は、直接現場に入るわけではないので含む必要はないかもしれないが、着手から完成に至る期間が一定の長さになる場合は工事中の影響も大きいので、対象とすべきである。では、期間をどの程度とすべきか。環境に影響を生じ、かつ一定規模以上とすれば複数年にわたる事業とするのが妥当のように思われる。

見直しの方法

現行公害紛争処理法に規定されている「あっせん」「調停」「仲裁」及び「裁定」を有効利用することにより、その過程で情報の提供と審査の公開を図ること、及び最終的には中央委員会の中立性を高めた上で権限拡大を図ることで見直し機関としての位置づけをしようとするものである。

具体的には、計画段階で「あっせん」「調停」又は「仲裁」の申し立て、不調の場合は中央委員会に裁定の申請をすることとする。

なお、公害等調整委員会のホームページで説明されているそれぞれの制度の方法は、以下のとおりであるのでそのまま引用する。

あっせん	当事者間の自主的解決を援助、促進するため、紛争処理機関が話し合いを仲介し、紛争の解決を図る手續
調停	紛争処理機関が当事者の間に入って話し合いをリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手續。一番多く利用されている。
仲裁	裁判を受ける権利を放棄して紛争解決を紛争処理機関に委ね、その判断によって紛争の解決を図る手續。
裁定	①損害賠償の有無及び賠償すべき損害額、②被害と加害行為との間の因果関係について、紛争処理機関が法律的判断を行うことによって紛争の解決を図る手續。

これら同法に規定されている紛争処理手続のうち、前者の二つは委員会の関与の程度に差はあるにしても、両当事者の話し合いを主とし、後者の二つは委員会の司法的機能を主としたものであるので、ダム建設をめぐる紛争処理についてはこれらを上手に使い分けることで目的を達成することも可能と考えられる。

公調委統計では話し合いを主とする制度としての二つのうちでは、「調停」が大部分であり、「あっせん」はほとんど利用されていないので、公害(環境)紛争にはある程度の権限による第三者の介入がなくては解決ができないといえる。よって、以下「調停」を中心として考えてみることにする。

調停のメリット

- ① 話し合いによるものであるから、申立者の主張や事業者側の反論が同時に進行し、その過程がはっきりとする。また、関係資料の提供も当然になされるので、情報へのアクセスも可能となる。法律では、調停委員会(委員の中から指名される三人)が必要な文書の提出を求めることになっている。法では、調停の手続は公開しないことになっているが、当事者は当然知り得る立場にあり、終結後は公表することも可能となる。
- ② 当事者間の話し合いに第三者たる調停委員が入るので、その委員が冷却“機関”としての役割を果たすことも考えられる。
- ③ 委員による調停案が作成されることがあるので、両当事者による歩み寄りによる妥協の図られる余地ができる。

デメリット

- ① 現行法では、委員会委員の中から調停委員が選ばれることになっており、人選によっては事業者(行政)寄りの構成になってしまうおそれがある。
- ② 調停は、そもそも両当事者の間に入ってその主張を調整する(いわば、足して2で割る)制度であるから、一方的に片方だけを取り上げることはできず、今回の検討の目的であるような大規模公共事業の見直しという究極の目標が達成される可能性はかなり低くなることも予測される。面積や規模を原案よりちょっとだけ縮小して、表面的に糊塗することでの決着というおざなりの案となることもあります。
- ③ 事業者が納得しなければ(むしろ、建設省が主体であれば調停程度で事業から撤退することは期待できにくいかもしれない)不調となり、期間の徒過にすぎなくなる。

強化案

中央委員会による調停制度は、以上のようなメリット、デメリットが考えられるので、事業見直しを所管業務の一つとして加えるに当たっては同委員会の強化が図られねばならない。

① 委員の人選をオープンにする

公害等調整委員会設置法では、委員は「人格高潔で識見が高いもののうちから、両議員の同意を得て内閣総理大臣が任命する」と、手続的には最高位の格式を踏んでいる。しかし、内閣の氏名はその儀式的色彩とは別に、“政治的”色彩も同時に帯びてしまうという難点もある。ちなみに現在の委員の就任以前の肩書きは、

委員長	川崎 義徳	東京高等裁判所長官	法曹資格者
委 員	文田 久雄	総理府次長	高級官僚
委 員	大塚 正名	海上保安庁次長	"
委 員	長崎 譲	東京都衛生局技監	地方官吏
委 員	南 博方	一橋大学教授	学識経験者
委 員	二宮 充子	弁護士	法曹資格者
委 員	平石 次郎	工業技術院長	高級官僚

委員長以下七人の委員のうち、地方を含む官界出身者は過半数に及ぶ4人であるが、その中には公共事業3官庁の一角を占める運輸省出身者もいる。各種審議会が隠れ蓑となって官庁の“独走”を許しているという批判があるが、中央委員会もその例に漏れないということもできそうである。任命の方法は明らかにされているのに、人選の過程はいま一つはつきりしない。よって、改革案の一としては、まず単純に

a 元官僚の排除(やはり、官僚=事業推進者のイメージは拭えないので、あえて官僚OBを委員とすべき理由はない)

b 立候補制の採用*

c (大規模公共事業担当委員として)環境団体**からの委員の任命

* 委員といつても特別職の公務員であるから、選挙で選ぶことも可能と考えられる。

現行の行政委員会委員のうち、私の知識の範囲では「農業委員」「海区漁業調整委員」などが選挙で選ばれている。ただし、これらは農業者、漁業者など特定の産業に属する者のみに選挙権、被選挙権があるが、環境という一般的に誰にも関係のある分野の委員の選挙をどうするかは、エリア(選挙区)を含めて検討課題と思われる。上記両委員会は、都道府県のレベル内のものであり、全国的な広がりを持つものではない。

** ただし、団体には一定の資格を求めた方がよい(団体の資格については後述)などがまず導入されるべきである。

② 手続の公開

現行法では調停手続は公開しないことになっているが、大規模公共事業の審査の過程はむしろ積極的に開示することで世論に訴える必要が求められるので、公開を原則とする。ただし、「当事者間に非公開の了解がある場合は公開しない」とする。

③ 文書等必要資料の提出命令権

大規模公共事業における環境アセスメントに際しては、その根拠もはつきりさせず「影響は軽微」なるとおりいっぺんの評価の下、事業着手される例が多い。得られたデータはどうだったのか、調停の前提として資料を正当に提出させなければ議論が進まないので、委員会に提出命令権を与えた上で申請人に提供させる方法も考慮すべきである。

申請者の範囲

次いで、見直しを申請できる者の資格についても確認しておかなければならない。公共事業は、公費を使って実施されるのであるから、国民すべてがその見直しについて意見の提出や関与することを認められるべきであろうが、すべての事業について必要性がないとは言い切れず、また見直し手続に時間を要するなど効率性の面からも申請者についても一定の資格(歯止め)を認めなければならないからである。いわゆる濫訴の防止の必要性である。

見直しを求める側

人的な要因をのぞけば、当該事業予定区域内に生息する動物、植物こそが一義的な“申請人”となるべきであろうが、人格がないので不可能である。奄美大島住用村のアマミノクロウサギや茨城県江戸崎町のオオヒシクイの代理人として人間が裁判を起こした例が有名で

あるが、「話題性」はあってもやはり現実の法にはそぐわないと考えざるを得ない。よって、以下のとおり考える。

- ① 事業区域内に住所、居所又は事業の根拠を有する者
- ② 事業が計画されている河川の流域に住居を有する者
- ③ 環境に関して活動を行っている団体(法人格を要件とする)
- ④ 事業が計画されている河川の流域自治体

①、②は自然人を対象とするものであり、③、④は法人であるが、①、②についても法人の余地がないわけではない。しかし、会社やその他法の定める法人にまで対象を拡大することは制度の趣旨にも合致しないと思われるので、除外するものとする。法人自体が申請者とならなくても、役員等個人の資格での申請は可能だからである。

また、①は直接事業の影響を受けるので申請的確は疑いがないが、②の流域まで拡大することは広げすぎの疑惑がないわけではないので、漁業者や観光業者など一定の要件を条件とすることも考えられる。③の環境団体(NPOを想定)も、過去に一定の活動実績を求める必要はあると思われる。(ただし、「実績」の定義は問題があるので、今後の検討課題)

反対勢力ばかりでは片手落ちとの非難を受けかねないので、事業により利益を受ける側からの申請も認めなければならないと思われる。具体的には、水利権者、発電事業者、そして建設事業者などが考えられる。

ダム中止後の生活再建措置についての法制度的検討

ダムをめぐる社会情勢は大きく変わりつつある。ダムが様々な災いをもたらすこと、ダム建設に必要性がないことが次第に知られるようになり、ダム建設の中止を求める声が大きく広がりつつある。

ダム建設の中止を求める運動は現在、ダム予定地の下流域で展開されていることが多いが、その場合に重視しなければならないのは、ダム予定地の人々の意向である。

ダム予定地の人々は何十年という間、ダム絡みの生活を強いられてきた。当初はダム反対の姿勢であったが、長い年月の経過で疲れ果て、ダム建設にやむをえず同意した経緯があるところが多い。それらの人々は代替地等への移転を前提として、将来の生活設計を行っており、現段階でのダム反対運動に対して拒絶反応を示すこともある。

ダム反対運動が地元の人々と対立するようでは、その運動の行く末は決して明るいものにはならない。この状況を開拓し、地元の人々とともにダム建設を中止に追い込むためには、ダム建設中止後も、ダム予定地の生活再建措置を極力継続できるような法制度の枠組みを考え、その整備を図る運動を展開することが必要である。

1. 今まで取り組んできたこと

(1) 質問主意書

政府はダム総点検及び公共事業再評価システムによって、（所詮はトカゲの尻尾切りであるが）一部のダム事業の中止・休止を決定してきているから、政府においても、ダムを中止した時の生活再建・地域振興事業（以下、生活再建事業という）の措置を検討しておかなければならないはずである。そこで、この問題に関して政府の考えを知るため、佐藤謙一郎衆議院議員が1999年2月と3月に質問主意書を政府に提出した。（別紙参照）

これに対する政府答弁書の内容は、今まで中止又は休止の措置をとったダム事業の中には、（付替道路以外のこと）生活再建事業の継続が問題になるところまで事業が進捗している事例がないので、「現時点では検討していない。」というものであった。

ダム総点検及び再評価では、事業が或る程度進行しているダム事業も見直しの対象になっている。それにもかかわらず、ダム事業を中止又は休止した場合の生活再建事業の継続について法制度上の検討を全く行っていないということは、事業の進捗状況が入口段階にあるダム事業以外は、実質的に中止又は休止の対象になりえないことを示している。今回の答弁書は、ダム総点検及び再評価によるダム事業見直しの欺瞞性をあらためて露呈するものとなった。

ただし、今回の答弁書では、唯一の事例として、休止となった宮城県新月ダムの付替道

路の建設を、ダム事業から道路事業へ変更して継続した例が示された。この例から類推すると、生活再建事業の多くは、ダム建設が中止になっても、事業替えによって、継続することが可能であると考えられる。ただし、ダム事業であることによる国庫補助等の優遇措置も継続されたのかどうかは不明である。

(2) 各ダムについて生活再建事業のデータの把握

各ダムにおいてどのような生活再建が計画され、進められているのか、また、その事業費の規模を把握するため、関連資料の提供を1999年2月に政府に求めた。対象にしたダムは、水没家屋がある直轄事業及び公団事業のうち、ダム本体工事に着手していない事業と、今まで休止の措置がとられた事業（補助事業を含む）で、合わせて57事業である。

生活再建事業は、ダム事業によるもの、水源地域対策特別措置法（水特法）によるもの、水源地域対策基金（基金）によるものがある。今回の資料によると、このうち、現時点で水特法の事業計画が定められているのは16事業、基金のそれは9事業だけであった。今後、水特法や基金の対象になる事業が増えると予想されるが、それでも多くのダムにおける生活再建事業はダム事業のみで進められていくものと考えられる。

更に、事業費の面でも生活再建事業の大半は、ダム事業によって展開されているから、ダム事業によるものを把握しないと、生活再建事業の全容を知ることができない。しかし、残念ながら、今回の資料ではダム事業による生活再建事業の内容はあまり明らかにはならなかった。今後、これについての追加資料の提供を求めていく予定である。

2. 生活再建事業の全体像（ハッ場ダムを例にとって）

ハッ場ダムについては既存の資料もあるので、今回の資料を合わせて、生活再建事業の全体を別紙の表1のとおり整理してみた。

ダム事業によるものが約2000億円、水源地域対策特別措置法によるものが1000億円、水源地域対策基金によるものが250億円であり、生活再建事業全体3250億円の6割強はダム事業によるものである。ハッ場ダムの事業費としてはこの他に、ダム等工事費1400億円と用地費・補償費420億円がある。

ハッ場ダム関連の事業費

ダム等工事費	1400億円*
用地費・補償費	420億円*
生活再建事業	3250億円
計	5070億円

*推定値

表1の生活再建事業を内容別に分けると、次のようになる。

代替地造成・公営住宅	244億円（7%）
交通対策（道路・林道・鉄道等）	1817億円（56%）
防災対策（砂防ダム等）	415億円（13%）
社会生活環境対策（水道・下水道・教育・消防等）	250億円（8%）
農林業対策（土地改良、農地造成、造林、近代化施設）	117億円（3%）
観光対策（公園、スポーツ施設等）	157億円（5%）
その他（基金事業によるもの）	225億円（7%）
協力感謝金	21億円（1%）
計	3247億円

上表の中で最も割合が高いのは、道路を中心とする交通対策であり、次いで、砂防ダム等の防災対策である。両者は合わせて、約70%を占める。もしダム建設が中止になり、水没を回避できるならば、付け替え道路の大半や鉄道の付け替えは不要になるから、道路等の中で生活再建に必要なものは一部だけになる。また、砂防ダム等の中で生活再建に結びつくものはあまりないと考えられる。土地改良事業などもどこまで生活再建に関連したもののかが明らかではない。

このように、一口に生活再建事業といっても、実際に生活再建に直結するものはそれほど多くはない。したがって、ダムが中止になった場合を想定すると、どのような生活再建事業を継続すべきかを十分に吟味することが必要である。

3. 検討すべき課題

以上のこと踏まえ、今後、検討すべき課題を整理すると、次のようなになる。

(1) 継続可能な事業の種類

ダム事業及び水源地域対策特別措置法による生活再建事業のうち、ダム中止後も他の法律による位置づけを行えば、継続することが可能な事業はどのようなものか。

政府答弁書では、中止又は休止ダム事業において付替道路を道路事業として継続した例が示されているので、代替地造成を除く他の種類の事業も同様な措置が可能ではないだろ

うか。

具体的には、土地改良、治山、治水、道路、簡易水道、下水道、義務教育施設、公営住宅、林道、造林、農林漁業経営近代化共同利用施設、公民館、スポーツ又はレクリエーション施設、保育所、老人福祉センター、消防施設、畜産汚水処理施設は可能ではないのか。

他の法律としては道路法、砂防法、水道法などがあるが、個別目的の法律による位置づけでよいのか。(2)の費用負担の問題にも絡むが、中止ダムの関連事業に対して国庫補助の優遇措置を認める法律による位置づけが必要ではないか。

例えば、過疎地域活性化特別措置法では、上記の施設のほとんどについて地方債の発行を認め、更に教育施設と消防施設等について国の補助率アップを認めている。このような既成の法律による位置づけを行うべきなのか。或いは、そのための新たな立法を行うべきなのか。

(2) 下流側の費用負担

ダム事業の場合は事業費は国と治水利水受益者（都県等）、水源地域対策特別措置法の場合は国と治水利水受益者、地元自治体が負担する。また、水源地域対策特別措置法はその対象事業のうち、土地改良、治山、治水、道路、簡易水道、道路、簡易水道、下水道、義務教育施設、診療所については国の補助率アップを認めている。

ダム事業の負担割合は、ハッ場ダムの場合は治水分の70%、利水分の50%が国の負担で、合わせて全体の約60%が国の負担である。残り40%が治水利水受益者である東京都、埼玉、千葉、茨城、群馬、栃木県の負担である。

水源地域対策特別措置法事業の負担割合は、ハッ場ダムの場合は国が約50%、東京都と埼玉、千葉、茨城県、群馬県内受益者が40%、残り10%が地元負担（群馬県を含む）である。

ダム中止後も生活再建事業を継続する場合、治水利水受益者である都県は、生活再建事業の費用を負担する義務がなくなり、その分は国や地元の県、市町村に回ることになる。

ダム中止後も行う生活再建事業の内容を吟味すれば、全体の事業費は大幅に減少するから、国や地元県、市町村の負担増にはならないかもしないが、ダム中止について地元県と市町村の同意を得るために、下流都県を負担する道をつくる必要がある。

ダム中止後も治水利水受益予定者が生活再建事業の事業費の一部を負担することを制度化することはできないだろうか。

表1. 生活再建・地域振興事業の内容(ハッ場ダム)

事業区分	主な事業内容	事業数	事業費(億円)
ダム事業による整備事業	移転地計画 代替地造成	5	230
	道路交通対策 国道145号、県道吾妻峡南道路、県道王城道路、県道川原湯・大柏木線、JR吾妻線等	18	1226
	防災対策 湖岸整備、砂防ダム、水路工等	10	352
	社会生活環境施設対策 水道施設、消防施設、第一小学校、東中学校等	41	88
	農林業対策 代替地内農地造成等	6	3
	観光対策 ダムサイト公園、川原湯湖畔公園、レクサイトパーク等	12	103
	小計	92	2004
水源地域対策特別措置法の整備事業	土地改良 土地改良事業、かんがい排水事業、農業集落排水事業等	5	94
	治山 治山ダム	1	0.8
	治水 砂防ダム、流路工等	6	62
	道路 国道145号の付け替え、県道林長野原線・林吾妻線等の改築整備、町道横壁線・林線等の改良整備、川原湯温泉駅前広場等の整備他	18	529
	簡易水道 長野原町簡易水道整備事業	1	37
	下水道 長野原町特定環境公共下水道	2	85
	義務教育施設 東中学校・第一小学校の照明設備、運動場、屋内プール	2	11
	公営住宅 公営住宅50戸	1	14
	林道 川原畑線、大柏木横壁線等の開設	4	62

事業区分	主な事業内容	事業数	事業費(億円)
水源地域対策特別措置法の整備事業	造林 造林及び造林作業道整備	1	5
	農林漁業経営近代化共同利用施設 農業経営近代化施設、農産物集出荷施設、素材生産施設、特用林産物栽培施設、園芸施設等	5	15
	公民館 集会所8カ所	1	8
	スポーツ又はレクリエーション施設 地区公園、市民広場、スポーツ公園、温泉公園、森林公园、自然探勝路等	10	54
	保育所 保育所1カ所	1	1
	老人福祉センター 老人福祉センター・老人デイサービスセンター	1	3
	消防施設 コミュニティ消防センター、防火水槽等	1	3
	畜産汚水処理施設 堆積施設、貯尿槽等	1	14
利根川・荒川水源地域対策基金事業	小計	61	997
	生活再建対策事業 サイクルセンター、周遊バス、観光会館、多目的温泉保養館、冒險ランド、産業振興センター、工芸製作施設等	—	225
	地域振興対策事業	—	
	調査費	—	
	協力感謝金	—	21
合計	小計	—	246
	合計	—	3247

(注) ダム事業と水源地域対策基金事業は1992年7月の整備計画素案、水源地域対策特別措置法整備事業は1995年11月の整備計画による。

例えば、ダム予定地を治水利水受益予定者の水源地域と見立てて、水源地域保全のために費用負担を行うことを制度化できないだろうか。

ゴルフ場建設が問題になった山梨県道志村に対して、横浜市がゴルフ場断念の条件として、10億円の道志水源基金を設立して団体助成を行っている。これと同じような考え方でダム予定地に対して振興金を下流側が負担することはできないだろうか。

(3) 代替地造成と水没補償

ダム起業者が代替地を造成し、水没予定者は移転補償金の範囲で代替地の分譲を受ける。したがって、たとえダム中止後に代替地の造成が続けられても、水没予定者は移転補償金が支払われないと、代替地に移転することができない。逆に、水没予定者への分譲の目処が立てば、ダム中止後も代替地の造成を継続することができるが、その目処がなければ、代替地の造成は中止される。

ダム中止後は移転補償金を支払うことは困難という意見がある。移転補償の全体を継続することではなく、生活再建に係わる移転補償に限定して（広大な土地所有者に対する補償は対象外にして）、名目を変えて補償を行う道はないのだろうか。

例えば、中止ダムについては、移転予定地の一部を治水利水受益者（都県等）が保養地や水源涵養林地域などとして買い取り、それに対して国が一定の割合を負担するような制度をつくることはできないだろうか。

4. 生活再建事業継続制度の学習会から

(岡本雅美 日本大学教授) [文責:事務局]

(1) 生活再建事業について

- ・水源地域対策特別措置法等による生活再建事業はいわゆる箱物をつくることであって、個人の生活に結びつくものではない。
 - ・ダム関連の事業はダムが中止になっても、それぞれの事業の位置づけをすれば、継続することができるであろう。
 - ・現在は行政裁量権がきわめて強いので、ダム建設事業が仮に中止になっても、生活再建事業の継続が行政にとってメリットがあるとなれば、行政はそれなりの名目で関連事業を継続するであろう。

(2) 個人の所得補償について

- ・ダム予定地の住民がダム中止で得られなくなった利益を補償する新たな立法を行う場合、

次のような問題がある。

- ・ダム予定地のみを対象とすることによる不公平さ、矛盾をどうするか。
 - ・ダムを中止した場合の過失責任論がどこまで言えるのか。
 - ・河川予定地に指定されたことによる損失は受忍限度か否か。

所得補償の例としては、来年度から実施される予定の中山間地域等直接支払い制度がある。これは、農業生産条件が不利な中山間地域等において、耕作放棄の発生を防止するため、中山間地域と平地地域との生産費格差の8割を補助するものである（水田10アールあたり2万円弱）。

(3) 今後の方向

- これからは必要性が失われたダム建設等の公共事業の中止が進められていくであろうが、その事後措置を定めた法律が何もない。①今までかかった費用がだれが負担するのか、②事業中止によって得られなくなった利益をどう補償するかを定めた法律が必要である。
 - 必要性がなくなった公共事業を中止させる法律を「サンセット法」とよぶならば、①と②の法律は「ランプ法」というべきものだが、そのような法律をサンセット法と一緒につくる必要があるのではないか。

宣目 同 章氏 開 1999.8.14

中山間地域農業への補助

水田10アール当たり2万円弱

先月成立した食料・農業・農村基本法に基づいて来年度新設予定の中山間地域農業に対する直接支払(補助金)制度の内容が固まつた。農水省は二月廿三日、一月からの検討会の報告を発表し、農水省は二月廿三日、一月からの検討会の報告を発表した。農水省は二月廿三日、一月からの検討会の報告を発表した。

評価するが支給額に疑問

堀口健治・早稲田大教授の話 新しい取り組みとして大きいに評価したい。ただし、中山間地域農業に多面的機能を期待するならば、水田廿四町当たり二万円程度の支給額が決定的な対策になるかどうか疑問だ。中山間では一軒の農家も少ない。この程度の額では短期的なカンフル剤になつても、耕作放棄、離農を押しどどめるのは難しいだろう。まして中山間に定住し

部会と総合農政調査会が制度の骨子を決めている。報告、骨子は金額を示していないが、関係者によると、支給額は水田の場合で十ヶ当たり年一二万円弱の見通す。当たり年一二万円弱の見通す。

て農業を積極的にやろうといふ人は出てこない。

多面的機能を評価するなら、支給額を生産費格差の八割に抑えることはない。支給の条件として、農業生産活動以外に「多面的機能の増進につながる行為」を農業者に求めると、農業者はそのため追加投資などを迫られ、うまく機能するだろうか。いずれ、千億円を超える規模に支給金額を増やすことになるだろう。

未だに概算要求をまとめる。支給地域の大枠となる八つの法律は特定農山村法、山村振興法などで、全市町村の三分の一に当たる二千三百三十九市町村が対象。直接受け払いの支給は、これらの市町村にある急傾斜農地や、市町村長が認める緩傾斜農地などで耕作を続け、国土・環境保全活動など一定の条件を満たす農業者に對してなされる。八法地域の条件で特別に支給する仕組みも用意する。

年間支給額は平地との生産費格差の八割。生産費格差は年間五百億一千億円の総事業費を自治体と半分ずつ負担する方針で、今月末に概算要求をまとめる。

ダム事業に伴う生活再建関連事業に関する質問主意書

提出者 佐藤謙一郎

国は、平成九年度からダム建設事業等に関する総点検、平成十年度から「公共事業再評価システム」によるダム建設事業等の再評価を実施している。その総点検や再評価は、事業継続の是非について真摯に国民の意見を聞くものではないところ疑問が聞こえている。しかしながら、事業の必要性や費用対効果などに基づき、事業継続の可否に判断を下すことは不可欠である。その際、留意すべき点が見受けられる。ダム水没予定地の生活再建関連事業である。

一たびダム建設が計画されると、水没予定地住民は長期にわたり、生活基盤、生活設計に影響を受ける。再評価によりダム事業が中止または休止になれば、それらが再び影響を被ることは想像に難くない。したがつて、住民の同意を取り付けた後、長年が経過したダム事業の見直しをするにあたっては、それら住民の苦痛や混乱を緩和する施策が必要である。

その観点から、以下、質問する。

代替地の造成計画がすでに定められているか、またはその造成工事が行われているダム事業が総点検ま

いて國は検討したいことがあるか。検討したいとあれば、その結果を明らかにされたい。もし検討したことがなれば、なぜか、理由を明らかにされたい。

一 補償基準がすでに妥結しているダム事業が終点検または再評価の結果、中止または休止になった場合、中止または休止後も、水没予定地の人々に対して補償基準どおりの補償を行う可能性について国は検討したことがあるか。検討したことがあれば、その結果を明らかにされたい。検討したことがなければ、その理由を明らかにされたい。

三 捕償基準が未だ妥結していないが、地元と移転同意の協定が結ばれているダム事業が終点検または再評価の結果、中止または休止になった場合、中止または休止後に、水没予定地の人々と捕償基準を取り決めて補償を行う可能性について国は検討したことがあるか。検討したことがあれば、その結果を明らかにされたい。検討したことになれば、その理由を明らかにされたい。

四 付替道路の計画がすでに定められているか、またはその工事が行われているダム事業が終点検または再評価の結果、中止または休止になった場合、中止または休止後も付替道路の工事を進める可能性について国は検討したことがあるか。検討したことがあれば、その結果を明らかにされたい。検討したことになれば、その理由を明らかにされたい。

なぜ、その理由を明らかにされたい。

五 水源地域対策特別措置法による水源地域整備計画がすでに定められているダム事業が総点検または再評価の結果、中止または休止になった場合、中止または休止後も水源地域整備計画における事業を進める可能性を国は検討したいことがあるか。検討したいことがあれば、その結果を明らかにされたい。検討したいとがなければ、その理由を明らかにされたい。

六 水源地域対策特別措置法のダム指定はされてくるが、水源地域整備計画が未だ定められていないダム事業が総点検または再評価の結果、中止または休止になった場合、中止または休止後も、水源地域整備計画と同様の地域整備計画を定めて事業を進める可能性を国は検討したいことがあるか。検討したいことがあれば、その結果を明らかにされたい。検討したいとがなければ、その理由を明らかにされたい。

七 水源地域対策基金による事業計画がすでに定められてくるダム事業が総点検または再評価の結果、中止または休止になった場合、中止または休止後もその事業計画どおりの事業を進める可能性を国は検討したいことがあるか。検討したいとがなれば、その結果を明らかにされたい。検討したいとがなければ、その理由を明らかにされたい。

由を明らかにされたい。

三

四

八 ダム基本計画（事業計画）は未だ策定されていないが、ダム起業者や地元自治体が水没予定地の人々にすでに生活再建計画を提示しているダム事業が、総点検または再評価の結果、中止または休止になった場合、中止または休止後もその計画に基づいて生活再建事業を進める可能性を検討したいことがあるか。検討したいとがなれば、その結果を明らかにされたい。検討したいとがなれば、その理由を明らかにされたい。

右質問ある。

内閣衆質一四五第一一号

平成十一年三月九日

内閣総理大臣 小渕恵三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員佐藤謙一郎君提出ダム事業に伴う生活再建関連事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員佐藤謙一郎君提出ダム事業に伴う生活再建関連事業に関する質問に対する答弁書
一について

建設省所管のダム等事業のうち、御指摘の「総点検」（以下「総点検」という。）及び「再評価」（以下「再評価」という。）における検討結果に基づき、事業に係る水需要の見通しが変化したこと、治水計画上のより優れた代替案の存在が確認されたこと等の理由によって平成十年度以降又は平成十一年度以降は事業を行わないこととしたもの及び事業の緊急性、地元状況等にかんがみて平成十一年度の予算概算要求では要求を行わず、その代替案も含めた今後の事業の進め方にについて検討を行うこととしたもの（以下「中止又は休止ダム等事業」という。）においては、事業の実施に伴い住居の移転が必要となる各世帯にその意向を踏まえて代替地として提供する土地の取得及び造成に関する計画が既に定められている事例は存しないことから、御指摘の「代替地の造成を進める可能性」について現時点では検討していない。
一二及び三について

中止又は休止ダム等事業においては、事業の施行者と事業用地の所有者等で構成される団体との間で、事業の推進に関する基本的な合意等を内容とする協定又は損失補償の基準に関する協定が既に締結されて

いる事例は存しないことから、御指摘の「水没予定地の人々と補償基準を取り決めて補償を行う可能性」及び「水没予定地の人々に対しても補償基準どおりの補償を行う可能性」について現時点では検討していない。

四について

中止又は休止ダム等事業においては、付替道路（公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和四十二年一月二十一日閣議決定）第四条第一項ただし書に規定する現物補償として公共事業の起業者が工事を施行し、道路の管理者に引き渡す代替の道路をいう。）に係る工事に既に着手している事例が存し、当該事例にあっては、個別の事案に係る対応として、その付替道路に係る工事を道路事業として継続して実施する旨の判断を行ったところである。

五及び六について

中止又は休止ダム等事業においては、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第二百八十八号）第二条第一項に規定する指定ダム等に係る事業は存しないことから、御指摘の「水源地域整備計画どおりの事業を進める可能性」及び「水源地域整備計画と同様の地域整備計画を定めて事業を進める可能性」について

現時点では検討していない。

七について

中止又は休止ダム等事業に関する御指摘の「事業計画どおりの事業を進める可能性」については、水源地域対策基金（水没関係住民の生活再建等を目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定に基づき設立された公益法人をいう。）が、それぞれの寄附行為に基づき自ら判断するものであると考える。

八について

中止又は休止ダム等事業においては、事業の施行者又は関係地方公共団体が、事業の実施に伴い住居の移転が必要となる各世帯にその意向を踏まえて生活再建に係る措置を提示している事例は存しないことから、御指摘の「生活再建事業を進める可能性」について現時点では検討していない。

河川整備基本方針と河川整備計画に対して

ダムに関しては

河川整備基本方針で

- ・治水計画において必要なダム（群）の規模
 - ・ダム等で確保すべき河川維持用水の流量
- が決定され、

河川整備計画で

- ・具体的なダム建設計画
- が決定される。

現在、新河川法に基づく河川整備基本方針と河川整備計画の策定作業が、建設省各地方建設局と各都道府県で行われている。この作業は当初の予定より大幅に遅れており、現時点(9月17日)で基本方針がすでに策定されたのは、熊本県の上津浦川（こうがらみゆ 本年 5月策定）と和歌山県の切目川（きりめゆ 8月策定）だけで、いずれも二級河川である。前者は整備計画も策定されている。

この基本方針と整備計画はダム計画と密接な関係があり、策定の段階からダム建設の是非を問題にしていかなければならない。

しかし、住民が意見を述べることができるのは、河川整備計画案の段階であるから、計画案の提示を待っていては、手遅れになってしまう。そこで、基本方針の策定作業が行われている現段階において、各地方建設局等に対し、公開質問書を提出して問題提起を行い、議論の場の設定を求めていく必要がある。

第5回総会で、事務局は、公開質問書の案を提示し、これについての問題提起を行うことを提案した。その後、この問題に関して公開質問書を提出した例はないようであるが、「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」では近いうちに、水源連事務局と共同して、関東地方建設局に対して、この問題を含む公開質問書を提出する予定である。

〔参考〕多摩川の河川整備計画策定の動き

多摩川では建設省京浜工事事務所が今までの川づくりに住民団体との意見交換を行ってきた経緯があるので、別記のフローで河川整備計画を策定する作業が進められている。本年6月26日には住民側の多摩川流域懇談会の主催で、多摩川流域セミナー「多摩川河川整備計画の基本的考え方」が開かれ、建設省の担当課長から説明があった。しかし、その内容は一般的な河川整備の考え方を示されただけで具体性がなく、また、今後のスケジュールについても来年3月頃までには計画案をつくりたいという願望が述べただけであった。

また、策定中の河川整備基本方針の内容については全く説明がなく、旧河川法による工事実施基本計画をベースにして議論してもそう違ひはないという話だけであった。

しかし、工事実施基本計画では次のとおり、ダム建設を前提とした治水計画が示されており、整備計画の内容に入る前に治水計画の是非を十分に議論しなければならないはずである。

多摩川水系工事実施基本計画（1992年4月）

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量	ダムによる 調節流量	河道への 配分流量
多摩川	石原	8700m ³ /秒	2200m ³ /秒	6500m ³ /秒

基本高水流量8700m³/秒は概ね200年に1回の洪水を想定し、1974年9月洪水等の近年の出水状況と流域の開発状況等を考慮して求められたとされている。

既往の最大洪水流量は4124m³/秒（1947年）、第二位は4112m³/秒（1974年）である。

多摩川には既設の洪水調節ダムがないので、新たに上流に建設するダム群と、既設の小河内ダム（水道と発電）の利用で2200m³/秒の調節を行うことになっている。しかし、多摩川上流部に新たな洪水調節ダムを建設するのは不可能に近いことであり、また、水道用水の開発が主たる目的である小河内ダムに洪水調節の機能を付加するのもきわめて困難である。

多摩川の新たな川づくりのための計画 (多摩川河川整備計画)策定の進め方

現在、建設省京浜工事事務所では、多摩川の新たな川づくりの計画「多摩川河川整備計画」の原案策定に取り組んでいます。

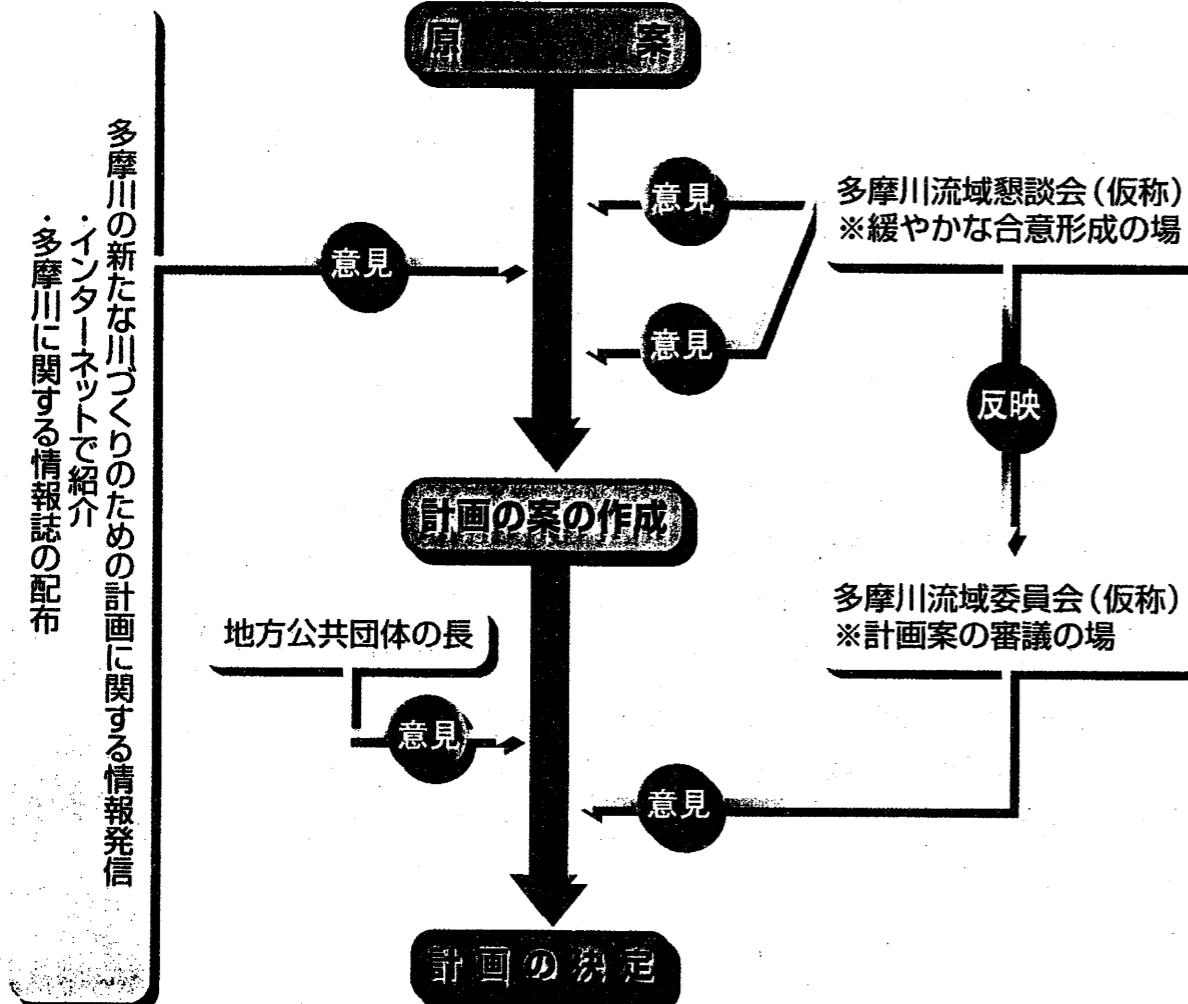
また、計画の原案の段階から、多くの方々のご意見をいただけるような仕組みも検討しておりますが、その中心となるものが「多摩川流域懇談会(仮称)」です。

一言で、多摩川の流域といつてもその範囲は広く、異なった歴史、風土、環境をもった様々な地域が存在し、また、立場、考え方の異なる様々な人々が生活しています。このため、それぞれが多摩川に対して求めるものも多種多様で、その中には相反するものも出てくることが予想されます。

そこで、流域に関する行政、市民、企業等の各方面の方々が集い、流域に関する情報を共有し、意見交換、議論を行い、緩やかな合意形成をはかる場として「多摩川流域懇談会(仮称)」を設置します。

「多摩川流域懇談会(仮称)」での議論、意見を反映して、計画案を作成し、別に設置する「多摩川流域委員会」で審議いただき、河川整備計画を策定することとします。

さらに、計画の原案やそれに対する意見、流域委員会での議論などもインターネットや広報紙などを通じて広く公表し、これに対する意見も反映させた計画としていく考えです。



多摩川流域懇談会(仮称)

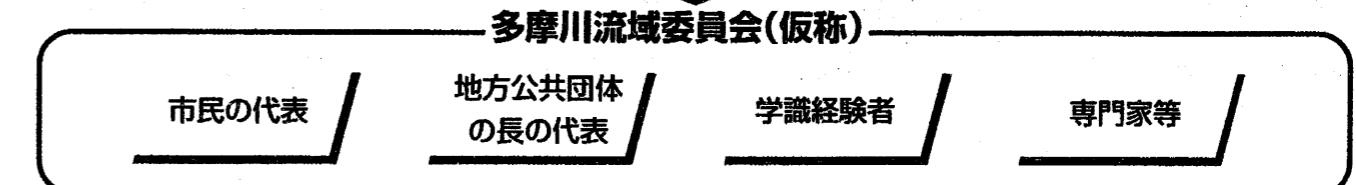
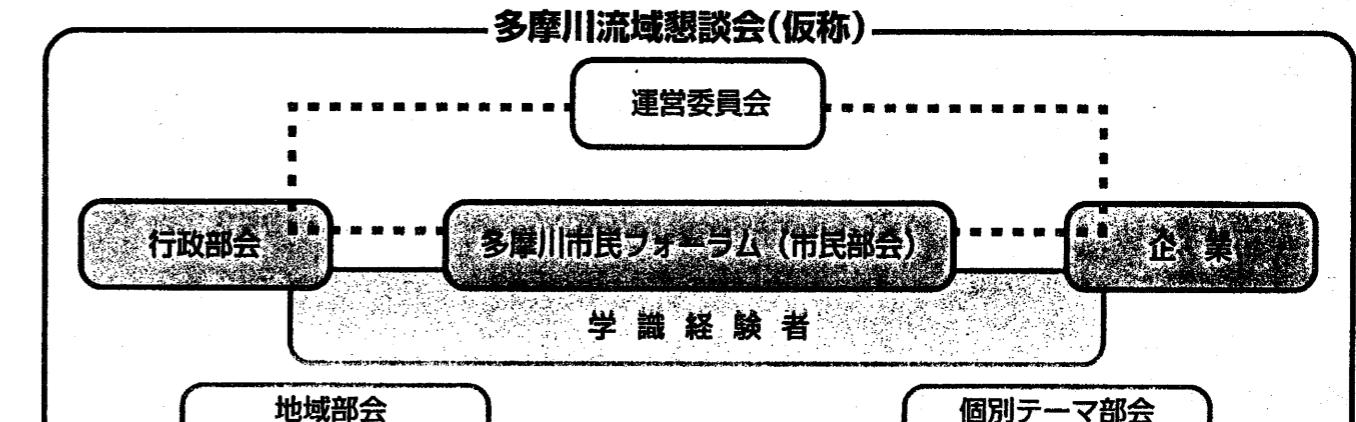
多摩川流域懇談会(仮称)は、川づくりや流域管理などについての情報、意見交換、議論を継続し、緩やかな合意形成を図る場としたいと考えています。

- ・メンバーは、各主体とも自発的な参加により構成します。
- ・各主体の信頼関係を深めつつ、協力関係を築く場とします。
- ・個別具体的な協議などは、当事者間で別途行います。
- ・情報交換の場で、議論は公開を原則とします。

多摩川流域委員会(仮称)

多摩川流域委員会(仮称)は、流域懇談会から出される様々な意見を反映し、多摩川河川整備計画案を審議する場として、河川管理者が設置します。その構成は市民の代表、地方公共団体の長の代表、学識経験者、専門家等を予定しています。

- ・河川管理者が設置するものです。
- ・多摩川河川整備計画案を審議する場です。



建設省によるダム見直しの最近の経過

1. ダム等審議委員会

現在審議中のダム審議委員会は、紀伊丹生川ダム（和歌山県）、審議中断の委員会は渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（栃木県等）、小川原総合開発事業（青森県）である。その他の10事業のダム等審議委員会は終了している。

紀伊丹生川ダム委員会についてはまもなく建設容認の答申を出す動きが伝えられている。

渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業委員会は来年再開され、第二貯水池建設事業の審議が再び行われる予定になっている。

ダム等事業審議委員会

事業名	現在の状況	答申の内容
沙流川総合開発（北海道）	最終答申	二風谷ダム推進、平取ダム見直し
小川原湖総合開発（青森）	意見提出	小川原湖の淡水化計画撤回、治水事業継続利水は代替案を検討
渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（栃木等）	中間答申	2～3年、事業を中断して、再検討
宇奈月ダム（青森）	最終答申	事業推進
矢作川河口堰（愛知）	最終答申	事業中止
徳山ダム（岐阜）	最終答申	事業推進
足羽川ダム（福井）	最終答申	足羽川にダムは必要だが、現計画は不適当
苦田ダム（岡山）	最終答申	事業推進
吉野川第十堰（徳島）	最終答申	事業推進
川辺川ダム（熊本）	最終答申	事業推進
成瀬ダム（秋田）	最終答申	事業推進
高梁川総合開発（岡山）	最終答申	事業推進
紀伊丹生川ダム（和歌山）	審議中	――

紀伊丹生川ダム建設認める方向へ 建設省審議委員会

NHKニュース速報

建設省が和歌山県橋本市などに計画している紀伊丹生川（キイニュウガワ）ダムの建設の是非を検討する建設省の審議委員会がきょう和歌山市で開かれ、建設を認める方向で最終的な意見をまとめてことになりました。この計画は、建設省が和歌山県の紀の川の支流の紀伊丹生川に大阪府南部や和歌山市の水道水の確保と紀の川の洪水防止などを目的に、多目的ダムを建設するもので、自然環境への影響から市民の反対運動が起きています。この計画の是非について、学識経験者や地元の自治体の代表が話し合う建設省の審議委員会が、きょう和歌山市のホテルで開かれ、「ダムの建設計画は妥当」とする学識経験者としての意見が報告されました。

それによりますと、洪水の防止や水道水の確保には多目的ダムの建設が

2. 公共事業再評価システム

平成10年度から翌年度予算に向けて公共事業再評価システムの中でダム事業の再評価が行われるようになった。ダム事業の評価対象は次のとおりである。

再評価の対象（ダムの場合）

- ①予算上の建設段階に入って5年間経過した時点で、補償基準が未妥結または工事が未着手の事業
 - ②予算上の建設段階に入って10年間経過した時点で、継続中の事業
 - ③予算上で実施計画調査の段階にあるもので、5年間経過した事業
- 事業評価監視委員会による評価を受けることになっているが、その実態はいくつかのダム事業をわずか一、二回の会議で審議するもので、事務局（地方建設局と都道府県）の評価案がほとんどフリーパスで通る仕組みになっている。

委員会のあまりのひどさに抗議して良心的な学者が委員を辞職した例もある（広島県の委員会）。

〔平成10年度の再評価の結果〕

10年度に行われたダム事業の再評価の結果は次に示すとおりで、中止・休止の事業は同年度のダム総点検の結果と全く同じであり、事業評価監視委員会が全く機能しなかったことを示している。

○中止事業

事業名	事業箇所	備考
・白老ダム	北海道白老町	利水者の意向の変化、経済的に有利な治水代替案の判明
・丸森ダム	宮城県丸森町	
・河内ダム	石川県中島町	
・所司原ダム	石川県志雄町	
・トマム生活貯水池	北海道占冠村	
・梅津生活貯水池	長崎県郷ノ浦町	
・七ツ割生活貯水池	熊本県大矢野町	

○休止事業

事業名	事業箇所	備考
・江戸川総合開発	東京都江戸川区	水需要の動向について十分見極める必要性、水質改善について他の事業による効果を適切に把握する必要
・矢作川河口堰	愛知県碧南市 西尾市	矢作川河口堰建設事業審議委員会より、事業を休止すべきとの意見。
・北本内ダム	岩手県北上市	水需要の見込み等について検討する必要性、経済的に有利な治水・利水代替案の可能性
・片貝川ダム	富山県魚津市	利水者の意向の変化、経済的に有利な治水代替案の可能性
・竹尾生活貯水池	山口県田布施町	経済的に有利な治水代替案の判明、事業の今後の進め方について参加予定の町と協議を行う必要

〔平成11年度の再評価の結果〕

11年度は8月末の12年度概算要求までにダム事業の再評価が行われた。結果は次のとおり、補助ダムの4事業だけを休止するというものである。

平成12年度休止ダム

生活貯水池を除く。

○河川総合開発事業（補助）

- (1) 長木川・長木ダム
 (2) 緒川・緒川ダム
 (3) 境川・轟ダム

【秋田県】(大館市)
【茨城県】(緒川村)
【長崎県】(高来町)

○治水ダム建設事業（補助）

- (1) 飛島川・飛島ダム

【奈良県 (高取町、明日香村)】

○ダム事業の再評価実施状況（平成11年8月23日現在）

事業名		対象事業数				実施結果			
		うち 10年超過	うち5年 未着手	うち 準備段階	うち社会 状況変化	継 事	続 業	休 事	止 業
ダム	直轄	5	4	0	1	0	5	0	0
	補助	28	9	5	6	8	22	4	0

(注) 補助事業の対象事業数は建設省調べによる。

山陽新聞 1999.3.25



「公正な審議できない」

できない」
委員が辞任へ
の委員の運営などを批判し、委員会を表
明する佐中教授=同県庁
四日〔県
負に割り
きない。委員会は県の方針を追認するために利用され
て「この」として辞任する」とを明らかにした。
佐中教授によると、二月
十日に広島市内で開かれた
第三回委員会の開始前に、
県職員から土地区画整理事
業のあり方など十二項目の
質問用紙が各委員に渡さ
れ、どの委員がどの質問を
するか割り当てられた。さ
らに、佐中教授は、普工が
遅れている県内二カ所の土
地区画整理事業の継続に対
抗（他の四委員は賛成）し
たが保留扱いとなり、その
後三回にわたり県職員が職
場を訪れ、賛成するよう説
得されたという。
佐中教授は「度重なる説
得により精神的苦痛を受け
たうえ、全会一致で県の方
針を承認させようといつや
り方は納得できない」と述
べ、三月二十三日に藤田知
事に辞表を郵送したとい
う。
これに対し、県土木建築
部の石川卓弥監理課長は
「議論を活性化するために
質問を用意した。一方的に
辞任されるのは心外」と話
している。県は辞表を受理
する考え方。
佐中教授は、他の委員一
人の辞任に伴い昨年十一月
に新委員に選任され、第三
回委員会から審議に加わっ

3. ダム総点検

平成9年度から翌年度予算に向けて、全ダム事業を対象として行政内部による評価が行われるようになった。

平成11年度からは再評価システムに組み込まれ、再評価の前に総点検を行い、検討の余地がある事業は、上記2. の①、②、③の条件に該当しなくも、社会情勢の変化があるものとして再評価システムにかけることになった。したがって、総点検だけの結果は11年度から発表されなくなった。

建設省のダム総点検（総貯水容量 100万m³以上）（平成12年度は再評価の結果を示す）

中止ダム		休止ダム		
平成10年度から	平成11年度から	平成10年度から	平成11年度から	平成12年度から
〔補助事業〕 日野沢ダム（岩手） 乱川ダム（山形） 満名ダム（沖縄） (一時中止) 〔直轄事業〕 細川内ダム（徳島）	〔補助事業〕 白老ダム（北海道） 丸森ダム（宮城） 河内ダム（石川） 所司原ダム（石川）	〔直轄事業〕 前の川ダム（香川） 矢田ダム（大分） 〔補助事業〕 松倉ダム（北海道） 新月ダム（宮城） 小森川ダム（埼玉） 白水ダム（沖縄）	〔直轄事業〕 江戸川総合開発 (東京) 矢作川河口堰 (愛知) 〔補助事業〕 北本内ダム（岩手） 片貝川ダム（富山）	〔補助事業〕 長木ダム（秋田） 緒川ダム（茨城） 轟ダム（長崎） 飛鳥ダム（奈良）

(資料1) 苦田ダム事業計画の全体像

・苦田ダム事業（建設省直轄）

- ・多目的ダム建設事業（目的は、治水、上水道、工業用水道、発電）。2004年度完成予定。
- ・事業費：1981年の基本計画では約880億円。昨年、約1350億円から約1940億円へと改定された。
- ・費用負担：目的毎に割り当て。国、岡山県、岡山県広域水道企業団、岡山県広域水道企業団出資団体、麒麟麦酒、灌漑受益者。

・水道広域化施設整備事業（実施主体：岡山県広域水道企業団）

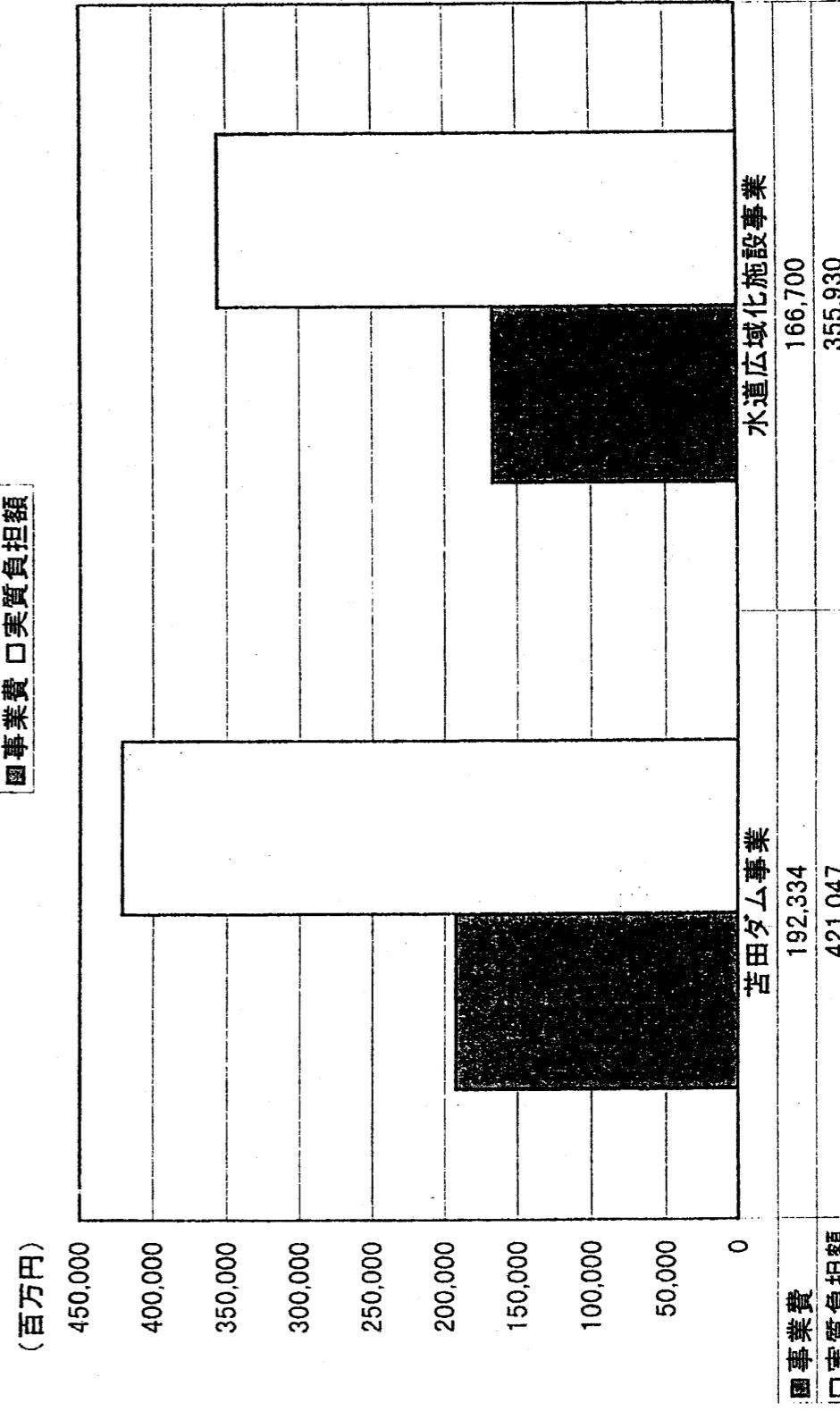
- ・事業費：苦田ダムで開発される水道用水の部分的給水を行うための第1期事業については約667億円。2005年度完成予定。
苦田ダムで開発される水道用水の全面的給水を行うための第2期事業については明らかにならない。完成年度も未定。本報告では、第2期事業の事業費を約1000億円、工期を2006年度から2015年度と仮定した。
(岡山県広域的水道整備計画（1986年策定、1992年改定）における、1983年単価で、第1期事業：約377億円、
第1次拡張事業（=第2期事業）：約565億円との記載から推定した。)
- ・費用負担：岡山県広域水道企業団、国、岡山県広域水道企業団出資団体（第2期事業における調整水量分については岡山県が負担するものとした。）

・水源地域整備事業

- ・ダムによる水没の影響緩和及び、ダム建設を契機とした地域活性化を目的に、奥津町及び鏡野町で実施される諸事業の集合。
- ・具体的には、道路、治山、土地改良、レクリエーション施設等の建設事業。ダムが完成する2004年までに完了予定。
- ・事業費：約457億円。うち、奥津町分が約386億円、鏡野町分が約71億円。
- ・費用負担：国、県、奥津町、鏡野町など。このうち地元負担分の50%が、岡山市をはじめとする下流「受益」市町が負担する。
- ・これらの事業以外に、工業用水供給事業、かんがい事業、発電事業が苦田ダムの建設に伴って実施される。
- ・本日の報告では、取り上げる対象として、苦田ダム事業および水道広域化施設整備事業費（いざれも維持管理費は含まない）に限定した。

(資料5)名目の事業費と実質の負担額の比較

(苦田ダム事業については、国、岡山県、岡山県広域水道企業団出資団体、岡山県広域水道企業団の負担部分のみ)



実際の負担額は起債の利息が加わるため、事業費の2倍以上になる。

ダム建設に伴う費用負担問題

国も各都道府県、各市町村も、深刻な財政危機にあり、ダム建設等の水源開発事業をこれ以上進めることは財政面からも許されない状況になっている。各水源開発事業と関連事業の巨額の事業費は、国税、地方税、水道料金の形で私たち国民の肩にかかってきている。無用の水源開発事業を中止させるためには、この費用負担の実態と不当性を明らかにしていくことが必要である。そこで、第5回総会では、今後の運動方針として、監査請求と住民訴訟によって費用負担問題を追及することや、公開質問書をダム事業者や関連都道府県等に提出して費用負担の実態を解明していくことが提案された。

1. 監査請求と住民訴訟

すでに次のところで監査請求と住民訴訟が行われている。

1998年9月 長良川河口堰の工業用水負担金に対する愛知県の支出を違法とする住民訴訟

1999年1月 徳山ダムの工業用水負担金に対する岐阜県の支出を違法とする監査請求
(3月に住民訴訟)

2月 長良川河口堰の工業用水負担金に対する三重県の支出を違法とする住民訴訟

3月 苫田ダムの水道用水調整水量(余剰水量)に対する岡山県の支出を違法とする監査請求(5月に住民訴訟)

2. 公開質問書の提出

「思川開発事業を考える流域の会」は今年2月に「思川開発事業に対する栃木県の費用負担とその必要性に関する公開質問書」を栃木県に提出し、3月末に栃木県から回答があった。(質問書と回答の内容は「水源連だよりNo.9」参照)

思川開発事業に対する栃木県の費用負担は一般会計、水道会計、工業用水道会計を合わせると、500億円を超えるとされている。それに起債の利息を加えると、800億円に近い金額になることが予想される。その他に、水源地域対策特別措置法による水源地域整備事業と、思川開発で開発した水道用水、工業用水、かんがい用水の供給事業に対する栃木県の負担額がある。それらも合わせると、1500億円を大きく超える金額になる可能性が十分にある。

流域の会は、思川開発とその関連事業によって、栃木県が総額で一体何千億円の費用を負担することになるのかを明らかにするため、この公開質問書を提出したものである。

県の回答は、予想していたものより簡単で、具体的な数字が出たものは一部であった。なるべく具体的に答えないという意図のもとに回答が書かれているので、それは当然かもしれないが、しかし、実際に、思川開発はその供給先等もきまらないような状態で事業が先行していることも、回答が不明朗になった理由の一つである。

しかし、それでも、いくつかの点で数字がでてきたので、流域の会では、今後をそれを使って、思川開発に対する県の支出を違法とする監査請求を行う準備を進めている。

3. 県民負担額の詳細な試算

西村宣彦氏(京都大学大学院生博士過程、環境経済学専攻)が苫田ダムの建設に伴う岡山県民の負担額について詳細な計算を行った。資料の入手は中桐伸五衆議院議員が行った。

計算の結果は次に示すとおり、苫田ダムとその関連事業に対する岡山県民(苫田ダム開発の水道用水の給水対象区域)1世帯あたりの総負担額は89万円で、1999年度から苫田ダムとその関連事業を中止すれば、57万円に縮小されることが明らかになった。

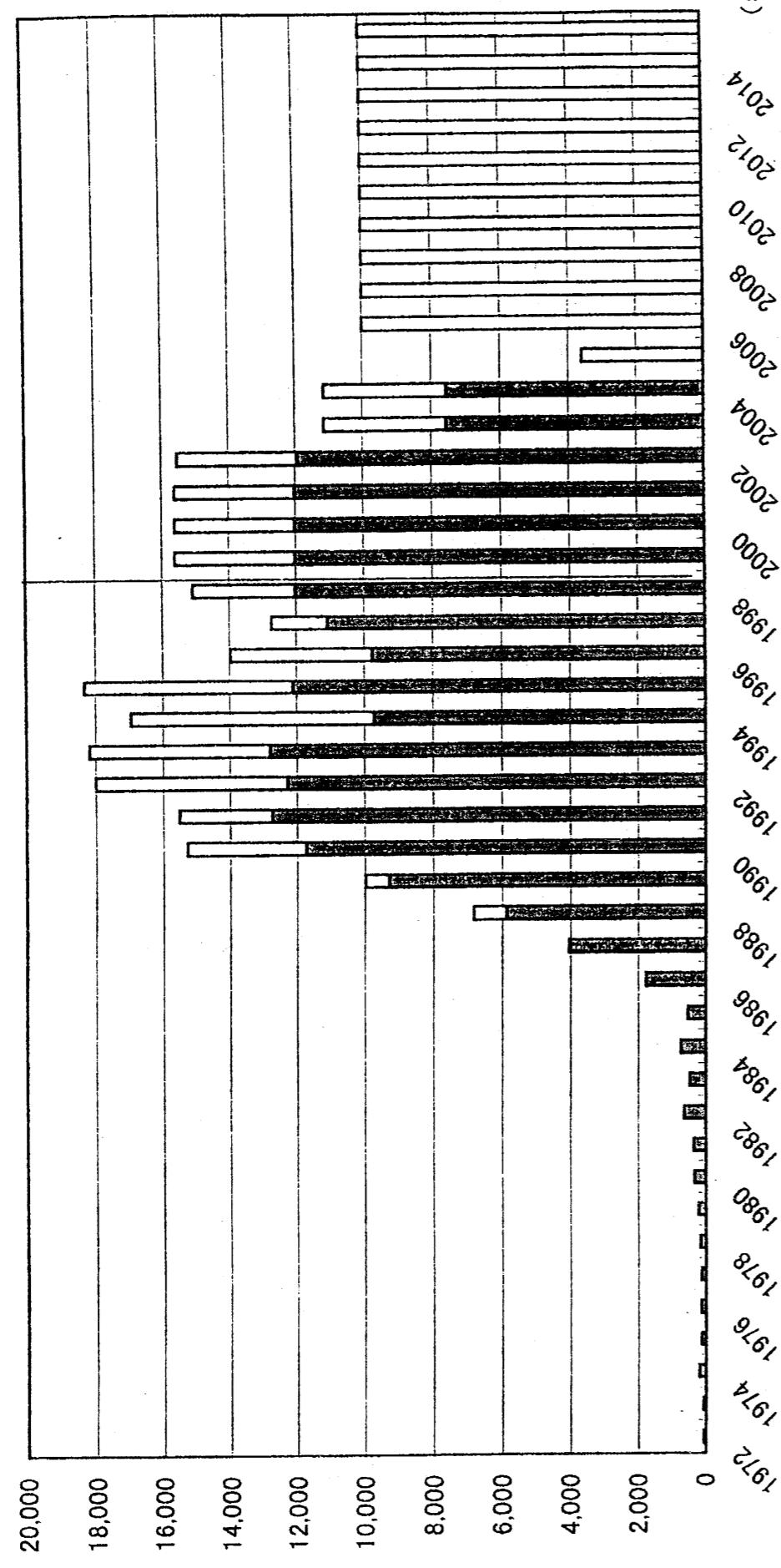
苫田ダム事業および水道広域化施設事業が中止されたら?

(1999年度以降中止した場合)

	既に支払われた分	今後支払わなければならぬ分	負担が軽減される分
国	360億円	2020億円	2060億円
岡山県	240億円	430億円	450億円
岡山県広域水道企業団	0億円	360億円	1010億円
水道企業団の出資市町	40億円	250億円	510億円
(小計)	(280億円)	(1040億円)	(1960億円)
計	640億円	3060億円	4030億円

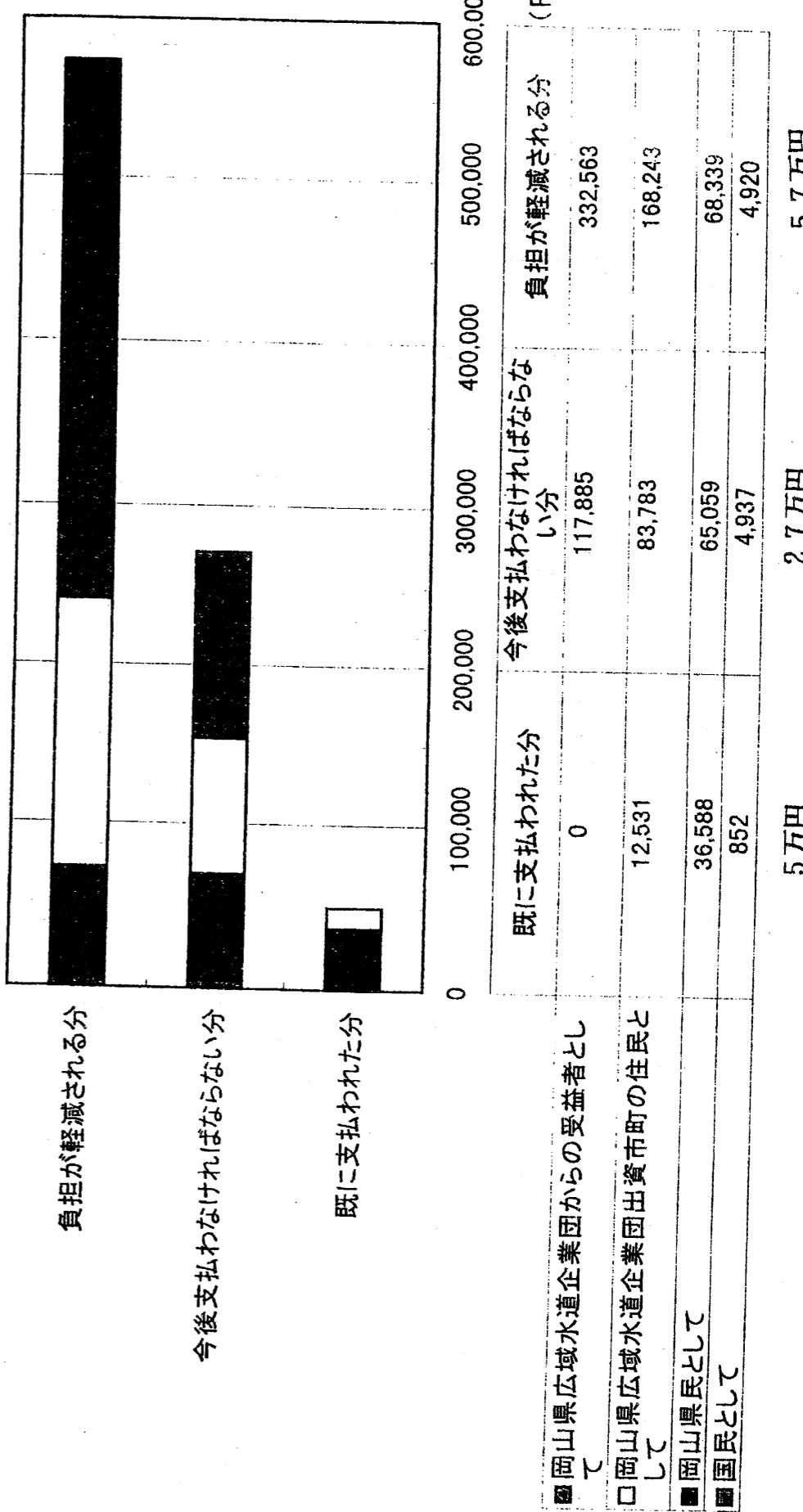
(資料3)吉田ダム事業及び水道広域化施設事業の年度別支出額

■吉田ダム事業に関する支出　□水道広域化施設事業に関する支出



(資料11)吉田ダム事業および水道広域化施設事業が中止されたら、一世帯あたりの負担額はどう変わる？

■国民として □岡山県民として 口岡山県広域水道企業団出資市町の住民として ■岡山県広域水道企業団からの受益者として



国土庁のウォータープラン21の問題点

国が断念した水需要の架空予測

6月18日に国土庁は「新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）」を発表した。前の計画「全国総合水資源計画（ウォータープラン2000）」が策定されたのは1987年であるから、12年ぶりの改定である。この計画は、全国総合開発計画を構成するもので、全国各地のダム建設計画に対して最上位の計画になるものである。前回の計画は2000年を目標年次としていたが、今回の計画は2010年と15年を目標年次としている。

今回のウォータープラン21において、大きく変わった点は、水需要の予測を大幅に下方修正したことである。全国の合計値をみると、都市用水（水道用水と工業用水の計）の一日平均水量は、1995年の実績が8310万m³に対して、2015年の予測値は8950万m³である。前回の計画では2000年の予測値が11790万m³で、95年実績からの増加量が3480万m³であったのに対し、今回の計画は今後の20年間で640万m³の増加にとどまっている。増加量だけを比べれば、1／5以下に下方修正されたことになる。

都市用水はすでにあまり増えてなくなってきたおり、今後はその傾向が一層顕著になる。まず第一に人口増の鈍化がある。日本の総人口は増加率が次第に小さくなって2007年にはピークになり、その後は漸減傾向に変わる。地域別にみても、遅くとも人口は2010年頃には頭打ちになる。第二に便所の水洗化が下水道と浄化槽の普及で急速に進んだため、水洗化率は近い将来に上限値に到達する。したがって、水道用水の今後の増加量はわずかなものになる。第三に産業構造の変化で、水を大量に使う産業の生産が落ち、工業用水の伸びがほとんど止まった。この工業用水の傾向は今後も続いている。

今回の計画も過大予測の面がまだ残っていて、一人あたり生活用水がこれから45l／日も増えるという非現実的な予測も含まれているが、しかし、全体としては上述のように今後の増加見通しは大幅に下方修正された。

今までの国の水需要予測は常に水需要の実績と乖離した、架空のものであった。そのことを私たちは強く批判し続けてきた。それにもかかわらず、その架空の予測に基づいて多くの水源開発事業が計画され、工事が進められてきた。例えば、利根川・荒川水系水資源開発基本計画（フルプラン）の場合は、1985年から2000年までの15年間に都市用水が約600万m³／日も増加し、それに対応するために、八ッ場ダムや思川開発などの水源開発事業が必要とされてきた。

ウォータープラン21は、水需要が大幅に増加するという今までの予測が架空のものであったことを国自らが認めたわけであるから、これは、画期的なことと言えるかもしれない。実績と乖離した予測を行うことの愚かしさを国自身が反省したことになるからである。

それでも続けられるダム建設

ウォータープラン21によって今後の水需給の見通しは大幅に変わることになった。全国値を見ると、2015年の都市用水の需要が一日平均で8950万m³、それに対して1995年の都市用水の安定供給量（確保水源）は「通常の年」（後述）で8830万m³ですから、2015年の需要を充たす水源はすでに概ね確保されている。したがって、従来の考え方からすれば、95年以降の新たな水源開発は（地域による過不足の問題を除けば）ほとんど不要ということになる。

ところが、今後の水源開発により、全国の2015年の安定供給量を「通常の年」で10360万m³／日まで高める必要があるというのである。その理由とは、大渇水への対応である。ウォータープラン21では、安定供給量を次の三段階の渇水年に分けて求めている。一つ目は「通常の年」で、1976～95年の最近20年間では第五位の渇水年（10年間で第二～三位）、二つ目は「水不足の年」で、最近20年間では第二位の渇水年（10年間で第一位）、三つ目は戦後最大級の渇水年である。今後の水源開発を進めることによって確保される2015年の全国の都市用水安定供給量は、「通常の年」を想定すると、一日平均で10360万m³だが、「水不足の年」では8990万m³、「戦後最大級の渇水年」では7540万m³に低下する。同年の都市用水の需要予測値は8950万m³であるから、今後の水源開発を進めておかないと、10年間で第二～三位の渇水年には概ね対応できるが、第一位の渇水年には大幅な不足をきたすことになる。

だから、今後も数多くの水源開発事業を進める必要があるというのがウォータープラン21である。需要増の面では水源開発を推進する理由がなくなってしまったから、代わりの口実として出てきたのが大渇水への対応なのである。そして、2015年以降の水源開発は、2015年までの水源開発ではまだ対応できていない「戦後最大級の渇水年」への対応が推進の理由になるであろう。

しかし、言うまでもなく、大渇水への対応に新たなダム建設は不要である。渇水時において農業用水から都市用水へ水の融通を図ること、日頃から構造的な節水施策を推進して都市用水の需要を落としておくこと、渇水時に地下水等の自己水源をより多く利用できる体制を整えることなどの対策が進められていれば、西日本では観測史上、最大の渇水年とされた1994年渇水においても混乱を起こすことなく、渇水を乗り切ることが可能であったと考えられる。このような代替手段があるにもかかわらず、きわめてまれにしか起きない「大渇水」への対応のために、自然を大きく破壊し、巨額の費用を要するダム建設を進めるのはまことに愚かなことである。

今後はウォータープラン21にしたがって、各水系の水資源開発計画の再策定が行われていく。その内容は大渇水への対応が中心になるものと予想される。大渇水への対応という新たな口実で無用のダム建設を進める国の水政策に対して、私たちはこれからのたたかいを進めていかなければならない。

全国の1日平均水量

ウォータープラン21
の予測(2015年) ウォータープラン2000
の予測(2000年) 1995年実績
(国土庁の数字)

都市用水の需要量

生活用水

	ウォータープラン21 の予測(2015年)	ウォータープラン2000 の予測(2000年)	1995年実績 (国土庁の数字)
取水量	5040万m ³ /日*	5700万m ³ /日	4470万m ³ /日
給水量	4840万m ³ /日	5320万m ³ /日	4280万m ³ /日
給水人口	12460万人	12860万人	12023万人
一人生活用水	368ℓ/日	368ℓ/日	322ℓ/日
有効率	94.9%	89.1%	90.3%

工業用水

	ウォータープラン21 の予測(2015年)	ウォータープラン2000 の予測(2000年)	1995年実績 (国土庁の数字)
取水量	3910万m ³ /日*	6090万m ³ /日	3840万m ³ /日
淡水補給量	3720万m ³ /日	5710万m ³ /日	3650万m ³ /日

都市用水(生活用水+工業用水)

	ウォータープラン21 の予測(2015年)	ウォータープラン2000 の予測(2000年)	1995年実績 (国土庁の数字)
取水量	8950万m ³ /日	11790万m ³ /日	8310万m ³ /日

都市用水の安定供給量(確保水源)

想定する渇水年

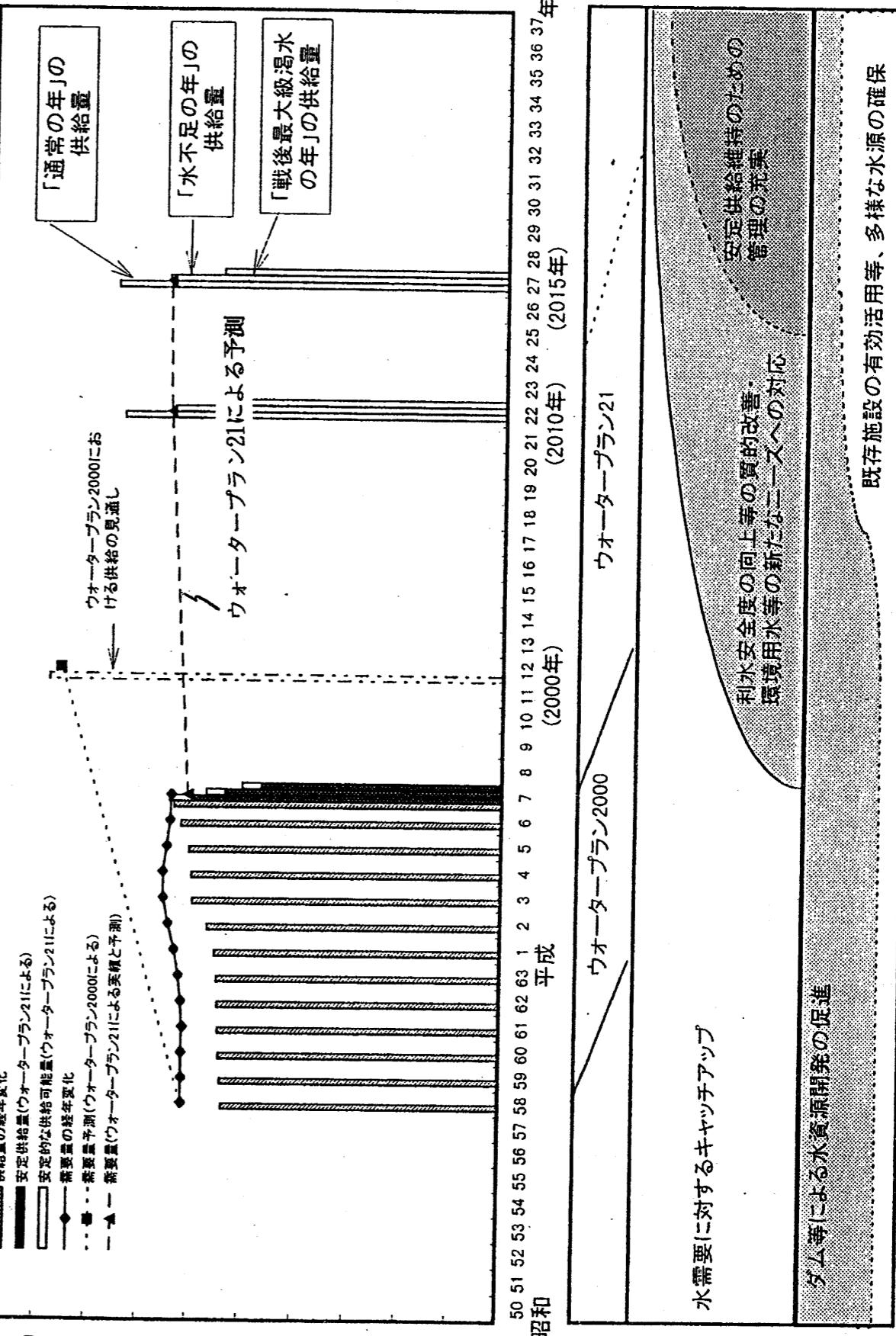
「通常の年」	10360万m ³ /日	8830万m ³ /日
「水不足の年」	8990万m ³ /日	7820万m ³ /日
「戦後最大級」	7540万m ³ /日	6800万m ³ /日

(注) 安定供給量の計算手法が公表されていないので、これらの数字の信憑性は現段階では不明である。※は推定値である(ウォータープラン21には記載されていない)。

ウォータープラン21

需要量・供給量
単位:億m³/年

都市用水の需要量・供給量(全国計)



平成11年度のダム関係予算(建設省)

配分総括表

(単位:百万円)

区分	直轄	補助	計	備考
治水	967,973	966,761	1,934,734	
河川	527,894	542,849	1,070,743	
ダム	332,264	172,517	504,781	
砂防	107,815	251,395	359,210	
海岸	12,980	46,513	59,493	
急傾斜地等	-	98,762	98,762	
特定治水	-	78,548	78,548	
住宅関連	-	32,314	32,314	
下水関連	-	45,634	45,634	
公園関連	-	600	600	
合計	980,953	1,190,584	2,171,537	

(注) 1. ダム事業の直轄には、利水者負担金を含む。

2. 治水事業及び急傾斜地等事業の補助には、道路関係社会資本分を含む。

3. ダム事業には、他に水資源開発公団交付金 56,510 百万円がある。

4. 他に、災害復旧関係事業として、直轄 11,073 百万円、補助 9,510

百万円(国費ベース)がある。

ダム事業ダム別内訳

(単位:百万円)

河川名・ダム名	所在県名	11年度事業費	備考	河川名・ダム名	所在県名	11年度事業費	備考
多目的ダム建設事業			事業費(利水費を含む。)	子吉川鳥海ダム	秋田	230	実施計画調査(継続)
紀の川大瀧ダム	奈良	23,000	建設工事(継続)	矢作川上矢作ダム	岐阜	100	"
球磨川川辺川ダム	熊本	15,100	"	座津武川座津武ダム	沖縄	50	"
利根川八ツ場ダム	群馬	15,200	"	計		256,158	
菊池川竜門ダム	熊本	4,200	"	直轄河川総合開発事業			
相模川宮ヶ瀬ダム	神奈川	5,000	"	白川立野ダム	熊本	900	建設工事(継続)
利根川渡良瀬遊水池総合開発	栃木、群馬	1,120	"	豊川豊川流況総合改善	愛知	1,650	"
大井川長島ダム	埼玉	5,800	"	緑川流水総合改善	熊本	300	"
太田川温井ダム	静岡	8,750	"	木曽川流水総合改善	岐阜	30	"
高瀬川小川原湖総合開発	青森	1,400	"	荒川中流流水総合改善	埼玉	230	"
黒部川宇奈月ダム	富山	10,400	"	多摩川流水総合改善	東京	280	"
赤川月山ダム	山形	12,200	"	鬼怒川上流ダム群連携	栃木	700	"
吉井川苦田ダム	岡山	12,100	"	石狩川夕張シユーバロダム	北海道	3,680	実施計画調査(継続)
庄内川小里川ダム	岐阜、兵庫	7,800	"	緑川高遊原地下浸透ダム	熊本	10	
淀川猪名川総合開発	高知	2,500	"	荒川流水総合改善	埼玉	30	"
渡川中筋川総合開発	山形	500	"	荒川上流ダム再開発	埼玉	50	"
最上川長井ダム	福島	3,240	"	那賀川総合整備	徳島	40	"
阿武隈川摺上川ダム	福島	15,400	"	計		7,900	
利根川湯西川ダム	栃木	4,500	"	直轄流況調整河川事業			
米代川森吉山ダム	秋田	2,200	"	利根川広域導水事業	千葉	2,600	建設工事(継続)(完成予定)
木曾川新丸山ダム	岐阜	1,500	"	筑後川佐賀導水事業	佐賀	2,251	"
神戸川志津見ダム	島根	5,000	"	木曽川導水事業	愛知	30	"
紀の川紀の川大堰	和歌山	7,550	"	利根川那珂川霞ヶ浦導水事業	茨城	7,000	"
大分川大分川ダム	大分	1,000	"	計		11,881	
北上川胆沢ダム	岩手	2,377	"				
天竜川三峰川総合開発	長野	1,900	"				
江の川灰塚ダム	広島	8,800	"				
嘉瀬川嘉瀬川ダム	佐賀	11,000	"				
淀川大戸川ダム	滋賀	6,500	"				
淀川天ヶ瀬ダム再開発	京都	300	"				
荒川横川ダム	山形	2,600	"				
木曾川横山ダム再開発	岐阜	90	"				
九頭竜川鳴鹿大堰	福井	2,020	"				
岩木川津軽ダム	青森	1,000	"				
千代川殿ダム	鳥取	2,500	"				
斐伊川尾原ダム	島根	9,350	"				
肱川山鳥坂ダム	愛媛	1,000	"				
利根川古ダム	群馬	350	"				
庄川利賀ダム	富山	1,200	"				
九頭竜川足羽川ダム	福井	300	"				
本明川本明川ダム	長崎	80	"				
高梁川高梁川総合開発	岡山	250	"				
雄物川成瀬ダム	秋田	500	"				
沙流川総合開発	北海道	480	"				
石狩川滝里ダム	北海道	5,500	"				
石狩川忠別ダム	北海道	11,769	"				
留萌川留萌ダム	北海道	2,292	"				
石狩川幾春別川総合開発	北海道	1,500	"				
天塩川サンルダム	北海道	2,000	"				
羽地大川羽地ダム	沖縄	7,450	"				
沖縄東部河川総合開発	沖縄	600	"				
沖縄北西部河川総合開発	沖縄	4,280	"				
筑後川猪牟田ダム	大分	100	"				
豊川設楽ダム	愛知	1,000	"				
筑後川城原川ダム	佐賀	80	"				
信濃川清津川ダム	新潟	350	"				
荒川荒川第二調節池広域総合開発	埼玉	50	"				
利根川印幡沼総合開発	千葉	100	"				
紀の川紀伊丹生川ダム	和歌山	200	"				
緑川七瀧ダム	熊本	20	"				
鳴瀬川鳴瀬川総合開発	宮城	230	"				
利根川吾妻川上流総合開発	群馬	200	"				

(完成予定)

実施計画調査(継続)

(単位:百万円)

(単位:百万円)			
河川名・ダム名	所在県名	11年度事業費	備考
水資源開発公団事業			事業費(交付金) 上段()利水費を含む。
木曽川阿木川ダム	岐阜	(981) 491	建設工事(継続)
木曽川徳山ダム	岐阜	(14,300) 7,432	"
荒川滝沢ダム	埼玉	(12,800) 6,999	"
荒川浦山ダム	埼玉	(4,665) 2,232	"
木曽川味噌川ダム	長野	(2,212) 1,056	"
淀川布目ダム	奈良	(284) 134	"
淀川日吉ダム	京都	(3,094) 1,881	"
利根川思川開発	栃木	(2,450) 1,423	"
利根川戸倉ダム	群馬	(4,660) 2,929	"
筑後川大山ダム	大分	(9,869) 6,048	"
淀川川上ダム	三重	(6,470) 4,565	"
吉野川富郷ダム	愛媛	(5,500) 5,294	"
利根川武藏水路改築	埼玉	(500) 200	"
利根川平川ダム	群馬	(600) 312	"
淀川丹生ダム	滋賀	(4,800) 2,629	"
筑後川小石原川ダム	福岡	(800) 799	実施計画調査(継続)
利根川栗原川ダム	群馬	(270) 270	"
計		(74,255) 44,694	

(単位:百万円)			
河川名・ダム名	県名	11年度事業費	備考
河川総合開発事業(補助)			事業費(公共費)
新井田川 世増ダム	青森	1,462	建設工事(継続)
堤川 駒込ダム	"	249	"
稗貫川 星池峰ダム	岩手	3,466	"
築川 築川ダム	"	1,238	"
盛川 鷺生ダム	"	683	"
追川 追川総合開発	宮城	2,424	"
筒砂子川 筒砂子ダム	"	173	"
追川 長沼ダム	"	2,295	"
砂押川 惣の閑ダム	秋田	312	"
小坂川 砂子沢ダム	"	878	"
大川目沢川 長木ダム	山形	99	"
田沢川 田沢川ダム	"	1,045	"
鬼面川 細木川ダム	"	1,086	"
堀川 堀川ダム	福島	3,520	"
今出川他 今出川総合開発	"	88	"
木戸川 木戸ダム	"	1,246	"
緒川 緒川ダム	茨城	20	"
大北川 小山ダム	"	699	"
三河沢川 三河沢ダム	栃木	1,100	"
大芦川 東大芦川ダム	"	95	"
四方川 四万川ダム	群馬	1,612	"
烏川 倉渕ダム	"	1,143	"
碓氷川 増田川ダム	"	177	"
吉田川 合角ダム	埼玉	45	"
都幾川 大野ダム	"	47	"
小櫃川 片倉ダム	千葉	938	"
夷隅川 多多喜ダム	"	265	"
小櫃川 追原ダム	"	15	"
常浪川 常浪川ダム	新潟	317	"
和田川 広神ダム	"	1,396	"
佐梨川 佐梨川ダム	"	74	"
三面川 奥三面ダム	"	4,231	"
柿崎川 柿崎川ダム	"	825	"
胎内川 奥胎内ダム	"	596	"
葛野川 深城ダム	山梨	1,334	"
琴川 琴川ダム	"	599	"
浅川 浅川ダム	長野	292	"
東条川 小仁熊ダム	"	666	"
砥川 下諭訪ダム	"	172	"
夜間瀬川 角間ダム	"	90	"
久婦須川 久婦須川ダム	富山	6,752	"
百瀬川 百瀬ダム	"	398	"
大聖寺川 九谷ダム	石川	799	"
犀川 辰巳ダム	"	469	"
町野川 北河内ダム	"	297	"
荒城川 丹生川ダム	岐阜	1,345	"
大八賀川 大島ダム	"	99	"
太田川 太田川ダム	静岡	862	"
河内川 河内川ダム	"	628	"
淨土寺川 淨土寺川ダム	福井	871	"
吉野瀬川他 日野川総合開発	"	2,450	"
畠川 畠川ダム	京都	41	"
安威川 安威川ダム	大阪	3,185	"
三原川 成相・北富士ダム	兵庫	1,534	"
新湊川 石井ダム	"	120	"
千種川 金出地ダム	"	412	"
武庫川 武庫川ダム	島根	50	"
周布川 大長見ダム	"	4,198	"
浜田川 浜田川総合開発	"	1,196	"
八尾川 銚子ダム	"	2,550	"
三室川 三室川ダム	岡山	1,124	"
沼田川 福富ダム	"	3,150	"
錦川 平瀬ダム	広島	1,524	"
深川川 大河内川ダム	"	213	"
香東川 桜川ダム	香川	82	"
中山川 中山川ダム	愛媛	154	"
松田川 坂本ダム	高知	2,592	"
福地川 福智山ダム	福岡	948	"

(単位:百万円)			
河川名・ダム名	県名	11年度事業費	備考
治水ダム建設事業(補助)			事業費(公共費)
浅虫川 浅虫ダム	青森	1,700	建設工事(継続)
儀明川 儀明川ダム	新潟	350	"
鶴川 鶴川ダム	"	600	"
上川 蓼科ダム	長野	1,150	"
黒川 黒川ダム	山梨	100	"
長良川 内ヶ谷ダム	富士	600	"
加茂川 鳥羽河内ダム	三重	100	"
姉川 姉川ダム	滋賀	3,100	"
安曇川 北川ダム	京都	720	"
西除川 栗栖ダム	大阪	170	"
路木川 狹山ダム	阪	2,500	"
大津川 岩井川ダム	奈良	100	"
朝鍋川 朝鍋ダム	鳥島	700	"
都治川 波積ダム	島	150	"
益田川 益田川ダム	広島	800	"
加茂川 四川ダム	福井	800	"
八幡川 梶毛ダム	佐賀	700	"
賀茂川 仁賀ダム	長崎	1,800	"
綾川 綾川ダム群連携	大分	100	"
巨瀬川 藤波ダム	香川	850	"
塩田川 横竹ダム	岡山	3,000	"
仁田川 目保呂ダム	高知	489	"
川辺川 五木ダム	宮崎	1,000	"
稻葉川 竹田ダム緊急	鹿児島	1,800	"
冲田川 冲田ダム	宮崎	500	"
新川 向別川	鹿児島	2,000	"
安里川 金城ダム	沖縄	1,000	"
大和沢川 大和沢ダム	沖縄	90	実施計画調査(継続)
中村川 中村ダム	沖縄	20	"
川内沢川 川内沢ダム	沖縄	50	"
最上小国川 最上小国川ダム	沖縄	50	"
清川 清川ダム	沖縄	50	"
鳥川 男川ダム	沖縄	50	"
飛鳥川 飛鳥ダム	沖縄	50	"
三隅川 矢原川ダム計	沖縄	50	"
計		28,159	

川辺川ダムとは…

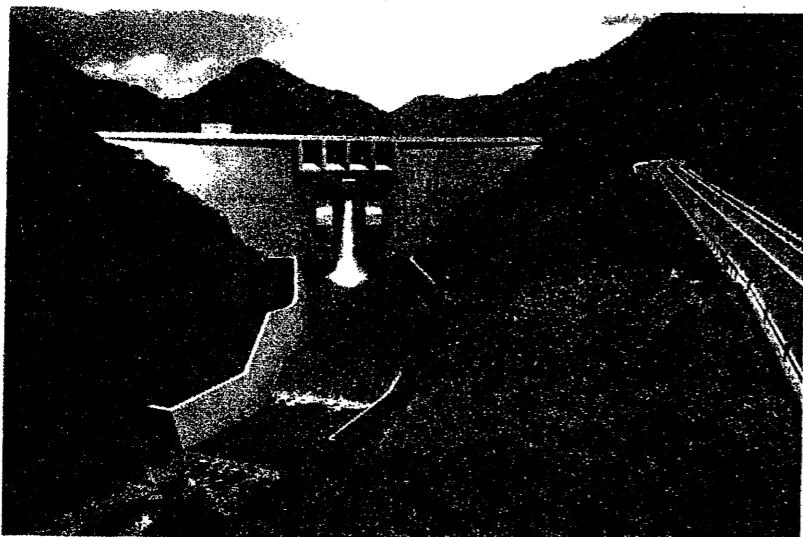


九州・熊本、八代市に注ぐ日本三大急流の一つ球磨川の上流に計画された、高さが100m以上もある九州一の巨大ダムです。30年以上も前に作られた計画はその建設目的を変え、現在は洪水調節とかんがい用水確保を視野に入れた、多目的ダムとして計画が続行中です。今まで、約1000億円以上が費やされ、98年春の計画変更時点では、総予算が2650億円となりました。

ダムができるにより、子守唄で全国的に有名な五木村の中心部が、ほぼ水の底に沈むことになります。村では、計画当初から反対運動が展開されましたが、今では「苦渋の選択」といわれたダム受け入れを議決し、ダムによる村おこしを計画中です。流域の相良村、人吉市などの議会も川辺川の水質保全を条

件に、ダム容認を表明していますが、流域住民の中にはダムを疑問視する声が後を絶ちません。

99年春現在、ダム本体工事の準備もほぼ終わり、今年度内にでも本体着工にかかりたいというのが、建設省の意向です。ただし建設省は、球磨川・川辺川の水質・流量保全に疑問を提示している球磨川漁協に対して、的確な対応ができていません。さらに建設目的の一つでもある利水(かんがい)事業に対して、半分以上の受益農家から裁判を起こされています。農家としては、農業事情の変化等でもうこれ以上水はいらないし、利水事業に対しての同意(ハンコ)の取り方に問題があるという理由です。現在9回の公判を終え、さらに係争中です。



54

建設省が作った完成予想図

●川辺川をめぐる動き(99.4月～8月)

- 4,25 統一地方選。人吉市長選では現職の福永浩介氏(59)が辛くも再選。人吉市議選に「ダム反対」を唱え立候補していた本村令斗氏(共産)は当選、原豊典氏(民主)は落選。
- 5,3 「第4回川辺川リバーミーティング'99」水質日本一祝賀会開催。
- 5,10 荒瀬ダムに魚道が完成し、試験通水が始まる。この魚道の事業費は約10億円。
- 5,11 球磨川漁協理事会において、建設省依頼の実態調査への協力拒否を決定。
- 5,18 中村敦夫参議の川辺川ダム建設に関する再質問主意書に政府から答弁書が出る。
- 5,20 建設省、球磨川漁協に漁業補償交渉を正式申し入れ。組合長「話を聞いただけ。交渉に応じるかどうかは、最終的に総代会で決める」「川辺川ダム問題の解決を考える研究者の会」(代表・五十嵐敬喜法政大教授)が発足。
- 5,22 民主党・菅直人代表が川辺川ダム問題で2度目の来訪。球磨川下りを楽しんだ後、人吉市で開かれた「川辺川ダム問題と五木村を考える」シンポジウムに参加。
- 5,26 球磨川漁協・下球磨部会、動議で建設省などと具体的な話し合いを組合執行部に求める決議採択。
- 5,28 球磨川漁協・下球磨部会、川辺川ダム建設に伴う漁場や水質保全について、建設省や県などと具体的な話し合いを求める決議書を組合長に提出。
- 6,1 アユ釣り解禁。球磨川・川辺川に太公望の竿並ぶ。
- 6,5 「球磨川水害体験者会」発足。
- 6,6 「県民の会」総会開催。
- 6,11 川辺川利水訴訟第十回口頭弁論。
- 6,17 人吉市議会、「球磨川水系ダム問題対策特別委員会」の再設置を決定。
- 6,23 球磨川漁協理事会で、下球磨部会から出された川辺川ダム建設設計画に絡む条件整備の必要性を訴えた決議文は受理するに留め、今後の検討課題にすることと、ダム建設絶対反対の立場を堅持しながら勉強会の開催を決定。
- 6,24 「公共事業チェックを実現する議員の会」設定のもと、「手渡す会」の代表や「川辺川・東京の会」メンバーが、建設省に川辺川ダム基本計画変更に対する異議申し立ての早期審査を要望。
- 6,25 「子守唄の里再生整備計画検討委員会」(委員長・三池亮次熊本工業大教授)第十一回会合を開催。
- 7,2 川辺川ダム建設促進協議会(会長・福永浩介人吉市長)の定期総会で、ダム本体工事の工期着工を因ることなどを決議。球磨川漁協への協力要請を申し合わせ。
- 7,5 五木村田中村議、環境アセスの署名活動の開始を発表。
- 7,8 五木村の水没者二団体、移転新築する住宅に太陽光発電の導入を申し合わせ。
- 7,8-9 川辺川利水訴訟で、熊本地裁による現地検証。元担当者の証言で白紙同意書で署名を集めていたことが発覚。
- 7,8-9 球磨郡町村会(会長・高岡隆盛相良村長)と球磨郡町村議会議長会(犬童卓一郎会長)、球磨川漁協に川辺川ダム建設事業への協力要請をしていくことを了承。
- 7,12 清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡

市民の会、美しい球磨川を守る市民の会、球磨川天然アユを守る会、川辺川ダム建設促進協議会(会長・福永浩介人吉市長)に球磨川漁協への協力要請を行わないよう申し入れ書を提出。

7,13-14 球磨郡町村議長会、人吉市議会、川辺川総合土地改良事業組合、国営川辺川土地改良事業と川辺川ダム建設事業の促進を東京・福岡で要望。

7,16-18 中村敦夫氏現地視察団、五木村～人吉市～八代市～熊本市を訪問。

7,18 「中村敦夫、市民と語る。～木枯し紋次郎川辺川ダムを斬る～」シンポジウム開催。

7,19 球磨川漁協・下球磨部会、臨時総代会を開き、建設省との話し合いを進めるため、臨時総代会を開くよう球磨川漁協に請求する方針を決定。

臨時総代会終了後、建設省川辺川工事事務所から川辺川ダム・五木ダム建設事業についての説明会開催。同ダム促進協議会の福永会長、副会長の沖田嘉典八代市長と理事ら二人が訪問。

7,19 川辺川ダム建設促進協議会(会長・福永浩介人吉市長)、球磨郡町村会(会長・高岡隆盛相良村長)、球磨郡町村議会議長会(会長・犬童卓一郎上村議長)、球磨川漁協へ川辺川ダム建設に協力要請。

7,19 五木村田中村議、環境アセス署名運動の発起人を辞退。

7,21 球磨川漁協、勉強会開催。宇井純沖縄大学教授が「清水バイパスと水質」について、松浦秀俊高知県海洋漁政課主任が「アユの現状」について、天野礼子さんが「河川行政、世界の潮流・日本の現状」について講演。

7,21 下球磨部会の総代三人が建設省との協議を求め、球磨川漁協に72人の署名を添えて臨時総代会を請求。

7,26 球磨川漁協、定例理事会で8月10日に臨時総代会を開くことを決める。

7,26 「球磨川流域をきれいにする協議会」(会長・沖田八代市長)設立。

7,30 球磨川漁協、臨時理事会で8月10日に開く臨時総代会の議案である「建設省との協議開始」の採決法は出席者の三分の二以上とするのが適当との意見を示す。

7,31 川辺川ダム・仮排水路トンネルが完成。

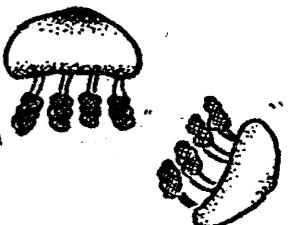
7,31-8,1 球磨川水系ネットワークが「源流水リレー99」を開催。約300人参加。

8,4 「市民の会(八代)」「県民の会」「手渡す会」、熊本一規明治学院大学教授を招き、「ダム建設と漁業権」勉強会開催。

8,6 球磨川漁協の臨時総代会を求める署名集めの際、焼酎が配られていたことが発覚。

8,7 球磨川漁協一部総代から出されていた現職理事3人の改選請求について調査専門委員会(委員長・高澤組合長)を設置し事実関係を調べることを決める。同日、「川辺川ダム対策専門委員会」を発足。

8,10 球磨川漁協、臨時総代会で「絶対反対」を前提に、関係機関と話し合うことに。



苦田ダムをめぐる動き

ストップ・ザ・苦田ダムの会 矢山有作

(1) 土地共有運動について

1957年11月、苦田ダム計画が報道されるや、直ちに、旧苦田村議会は反対を決議し、村民大会も反対を決議して、苦田ダム建設阻止期成同盟会を結成しました。以来、42年にわたり建設反対の運動が続いております。(苦田村は町村合併により奥津町となり、町もダム反対を町是として発足しました。)

しかし、苦田ダム反対の町ぐるみの運動は、町外の運動とは関わりを持たない孤立した運動として進められました。しかし、ダム推進の国・県の仮借ない町への行政圧迫と、水没予定地の住民に対する激しい切り崩し攻撃の中で町政は混乱し、ダム賛成に転ずる者が続出し、町ぐるみとはいえ、町の孤立した反対運動では対応できないとの認識が生まれるとともに町外にもダム反対の運動組織がつくられ、87年の末頃から両者の連携による運動が展開されるようになりました。

その反対運動の一つとして苦田ダム反対の全県化、全国化をはかるという意図で、水没地内の土地の共有運動を企画いたしました。しかし、土地入手が難しく、ようやく90年8月頃に土地入手し、土地共有への参加を呼びかけ、1年余りの間で5カ所の土地に、全国から1000名を越える共有参加者を得ることが出来ました。その後も、共有参加者は続き、現在1200名近くになっております。

他方、この間にも国・県のダム推進の画策は激化し、町政執行は困難をきわめ、心ならずもダム容認に追い込まれる者も続出し、ついに、町も国・県の弾圧に屈服し、95年3月、奥津町地域総合振興計画(事業費約1380億円)と引き換えにダム建設を受け入れるに至り、水没予定地内住民のダム賛成に転ずる者もやまず、今日、阻止同盟に残るのは1世帯のみであります。

(2) 苦田ダム本体着工をめぐって

中国地方建設局は、私たち土地共有者に何の話もなく、今年3月2日、苦田ダム本体工事契約を、佐藤工業他2社と結び、本体工事に着工、6月16日起工式を行いました。

これに対し私たちは

- 1、水没予定地内に居住者がいること。
- 2、1200名近い共有者がいること。
- 3、そのいづれもが、ダム本体工事着工に同意していないばかりか、共有地 権者に対しては、土地譲渡の話が、中国地建から全くないこと。
- 4、苦田ダムには、その必要性がないこと。

したがって、ダム本体工事着工以前に、建設大臣が私たちとの話合いに応ずるよう、今年3月以来要請してきましたが、大臣からは何の回答もないため「公共事業チェックを実現する議員の会」(以下、「議員の会」という)に、大臣と私達の話

合いが実現するよう斡旋をお願いしました。

6月4日に「議員の会」の協力で、私達と建設省の話合いが実現しました。中心はダム本体工事の中止と起工式の取り止めです。**<当方の主張>**は、「水没予定地内に居住者が居り、土地共有者も1200名近くいるにも関わらず、ダム本体工事を強行し、起工式まで行うことは、これらの者に対する脅しであり、追い出しだための陰険な策謀である。ダムが必要と言うのであれば、本体工事に入る前に居住者及び地権者に対し、ダムの必要性について明確な根拠を示し、権利の譲渡を求めるべきである」というのに対し、**<建設省の主張>**は、「利水上も治水上も苦田ダムを早期に完成させるよう自治体から要請されている。ダムが完成しても、権利関係の処理が済まないうちは、水を貯めることはしないので権利を侵害することはない。起工式は、一つの区切りとして行うものであり、やめられない。」というものであった。

この建設省の対応に、同席議員も納得できないとして、衆議院建設委員会でこの問題を取上げる事、また、私達が、直接建設大臣に要請出来るように、大臣に申し入れることを約束してくれた。

6月11日、私達が建設大臣に要請する場が設定されました。しかし、大臣は国会開会を理由に出席せず、河川局開発課長が対応いたしました。冒頭、議員から「誠意がない、課長の対応ですむ事ではない」と、厳しい言葉がありました。大臣不出席のままで話合いは行われました。この場で、私達は大臣宛の「苦田ダム本体工事中止の要請」を提出しました。その要旨は「建設省が水没予定地内の居住者、地権者の存在を無視してダム本体工事を進め、起工式を行うことは言語道断である。先ず、ダムの必要性につき明確な根拠を示して権利の譲渡を求めるべきであり、それが終わるまでは本体工事を中止し、起工式も取りやめるである。もし、権利譲渡の手続きも取らずに本体工事を強行するのならば、ダム完成後に強制収用は行わないことを確約すべきである。これらに対する大臣の見解を6月14日までに示されたい。」というものです。話合いの中で建設省は6月4日と同じ事を言うだけで、大臣に会わせることも、6月14日までに回答することも約束しませんでした。

この日の午後、石井議員が衆議院建設委員会で、この問題を取上げました。この質疑の中で、青山河川局長は、ダム本体工事について「ダム完成は急がなければならない。本体工事は中止出来ない」と言い、水没予定地の地権者に対しては「最終的に法的措置を取らざるを得ない」即ち、強制収用もあると言明し、大臣も発言を肯定しました。

6月22日、この問題を重視した「議員の会」の有志17人が連名で、建設大臣に「苦田ダムが必要不可欠の事業というのであれば、居住者及び土地共有者に対し、その必要性について明確な根拠を示して権利の譲渡を求める法律に基づく手続きを取るのでなければ法治国家たり得ず、私有地が残ったまま、本体工事をすべきではない」ことを主旨とした「苦田ダム事業に関する要請」書を提出し、6月29日までに文書で回答するよう求めました。

尚、起工式の前日の15日に「苦田ダム本体工事の着工に抗議し、苦田ダム計画の見直しを求める県民集会」を開催するとともに、苦田ダム工事事務所長と県知事

に抗議と要請を行いました。

これらの経過を経て、7月9日付けで苦田ダム工事事務所長五十嵐宗博名で「苦田ダム建設事業について（お願い）」の文書が、土地所有者宛に送達されました。文書の内容は、「共有地の提供について協議を進めたいので、協議の進め方や日程調整にあたって協力を願いたい」というものです。このあと、五十嵐所長から「共有地の譲渡の話合いや共有地の境界の確定の立会について、全国にわたる1200名近い共有者に個々に話合いをすることは物理的に不可能であるので、何か簡便な方法を取れないか」との話がありましたが、これに対して、苦田ダム反対土地共有者の会会長名で文書をもって、「共有者が多からうと、各地に散在していると、建設省が、個々の共有者に対し、ダムの必要性などにつき明確な根拠を示して理解を得るのが、私権尊重の上からも当然の義務である」旨の通知を致しました。

7月9日付けの苦田ダム工事事務所からの共有者宛の文書は、共有地の強制収用手続きの手始めと考えられますので、私達は、事の経緯を、土地共有者にお知らせするとともに、今後の対応につき協議し、意思の統一をはかるため、土地共有者集会を実施することとし、7月15日付けの「苦田ダム土地共有者の皆様へ」という文書を土地共有者宛てに発送しました。同文書は7・9文書への対応について」と、「同上の文書における工事事務所の主張に対する私達の見解」、「苦田ダム共有者集会のお知らせ」からなっております。土地共有者集会は、西日本地区集会を8月22日岡山、東日本集会をどう28日東京としました。

集会では、①4回のシンポジウムによる治水、利水、地質、環境問題等の総括、②裁判中の（イ）「苦田ダムにかかる協力感謝金の支出」、（ロ）「消費見込みのない苦田ダム受水の生活用水分の広域水道企業団への支出」を違法とする住民訴訟の報告と、今後想定される共有地の強制収用に対する対応。③苦田ダムにかかる訴訟の支援策などが、報告、提起、論議されました。

その結果、①強制収用のための事業認定に対しては、取り消しを求める行政訴訟を提起して闘うこと、②苦田ダムにかかる訴訟を支える会を結成すること、③土地共有者等の署名による「本体工事の中止、強制収用の発言の取り消し、水没予定地内の居住者および地権者の理解と納得が得られぬ場合は苦田ダム計画を断念する。」ことを求める「苦田ダム事業に関する要請」書を建設大臣に提出することを決定し、集会決議を採択しました。集会決議は8月31日に、大臣宛に送付しました。く（イ）の裁判は1審敗訴、高裁で審理中、（ロ）は3月1日に監査請求、棄却を受け5月24日岡山地裁に提訴）

今後の苦田ダム反対の闘いの焦点は、強制収用の手続きをめぐるものになると思われますので、集会の決定のもとに可能な限りの手続きをつくしてこれにあたります。特に事業認定の取り消しを求める法廷闘争は重要であり、全力をあげて取り組みます。そのためにも苦田ダム反対の闘いを更に強め、広げることが必要であり、今日段階で困難はありますが、水源連はじめ多くの運動の経験と知恵をお借りしたいと思います。

99.6.16 山陽 市民団体の抗議集会や申し入れ

苦田ダムの本体工事着工に抗議する市民団体メンバー
ら=津山市小田中、建設省苦田ダム工事事務所

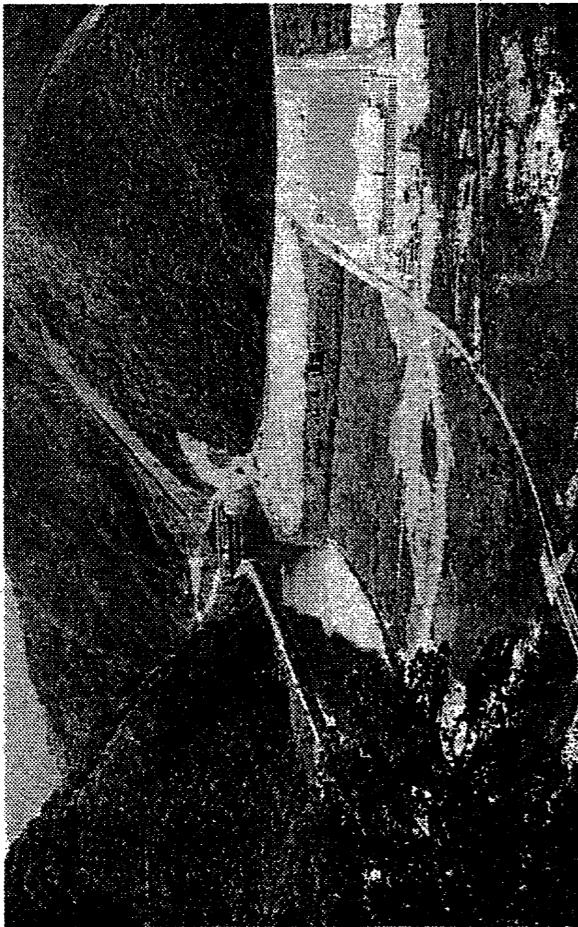


十六日の苦田ダムの起工式を前に、ダム建設反対の「ストップ・ザ・苦田ダムの会」（矢山有作代表）など岡山県内の市民グループ四団体は十五日、抗議集会を開くとともに、起工式の中止を建設省や県に申し入れた。矢山代表らが「水没予定地に移転未同意の住民が暮らす建設反対の約千二百人の共有地もある。にもかか

わらず本体工事を強行するダム計画を進めるべきではない」と訴え。本体工事の着工に抗議するとともに、今後もダム計画の見直しを求めて運動する集会決議を採択した。

抗議集会に先立ち、四団体のメンバーは建設省苦田ダム工事事務所（津山市小田中）と県庁を訪れ、起工式の中止を求める申し入れ

42年「初」発表



水没予定地内で開かれた式典会場（右のテント）。ダムができるとこの流域一帯が水没する吉田郡奥津町で

<ダムを巡る主な動き>

1957年11月 建設構造が構造される。吉田或は、羽出、奥津3村が合併

59年4月 建設省、吉井川総合開発調査所事務所を吉井、建設事業に着手

65年3月 建設省、現地予備調査を開始

81年4月、吉井川総合開発調査所事務所によることに賛成する。吉井元三郎町長

82年3月 地域対策特別措置法による指定ダムに賛成する。

90年4月 「反対派」だった森元三郎町長が反対する。

94年8月 水没予定地に開かれた式典会場（右のテント）。ダムができるとこの流域一帯が水没する吉田郡奥津町で

式典では、建設省の吉井一郎知事が「十一世紀の岡山

跡・河川局次長が「改め申し上げます」、石井正弘

が「吉田ダムが悪例となって全国に波及する恐れがある」として、着工後も反対運動を続ける決意を新たにした。

津町の水没予定地で開かれた。この事業を強力に推し進めた長野十郎・前知事が姿を見せた。かつて反対運動の先頭に立った地権者たちも出席し、複雑な思いで見守った。一方、建設反対を訴えてきた市民団体は「吉田ダムが悪例となって全国に波及する恐れがある」として、着工後も反対運動を続ける決意を新たにした。

99.6.17 航日 地権者ら思ひ犠牲

爆破の代わりに火薬の花火を使った「初轟破」の音が山あいに響き、本体工事の着工が宣言された。十六日、吉井川をせき止める吉田ダムの起工式が、計画が裏面化して四十二年の歳月を経て、吉田郡奥

津町長は式典後、下流に上流に新しいコミュニティーションが生まれるよう、ダムをどうやら無機質な物体に心が入るようにならう」と話し

た。入るようにならう」と話し

た。「『水余り』が指摘され、

それが生活再建のために努力を支える重要な基盤整備

をあこさつ。「みんなに期待するところは何もない」と断

るわけにはいかない。県は

「『水余り』が指摘され、

それが生活再建のために努力を支える重要な基盤整備

をあこさつ。「みんなに期待

するところは何もない」と断

た。入るようにならう」と話し

た。奥津を去った人、奥津の

前例に、池上登喜一さん

が座った。建設反対

月、涙を流しながら、立ち

が旗を振おうとしたり、会

が「反対派」だつた森元三郎町長が反対する。

は愚考院。建設の政策

は愚考院。建設の政策

は愚考院。建設の政策

道導に開まれた。「移転する人は本当に苦労さんだと、地元だけを犠牲にする

これからを考える人たちも、思はず難だ。建設反対

式典には、地権者二十四人が出席した。来賓席の最

高峰が座った。建設反対

入り調査への同意書を建設省と県側に手渡した。

今は、最後に同意した地

に住民の合意が得られたと

見るため、水没予定地にあ

る田んぼに出ていた。本

田ダムの金の矢山有作代

は、この日も朝から、水を

見ていました。

95年3月 同盟会の池上登喜一委員長を

94年8月 防止条例廃止

95年3月 同盟会の池上登喜一委員長を

94年8月 防止条例廃止

95年3月 同盟会の池上登喜一委員長を

94年8月 防止条例廃止

95年3月 同盟会の池上登喜一委員長を

94年8月 防止条例廃止

95年3月 同盟会の池上登喜一委員長を

年次指標

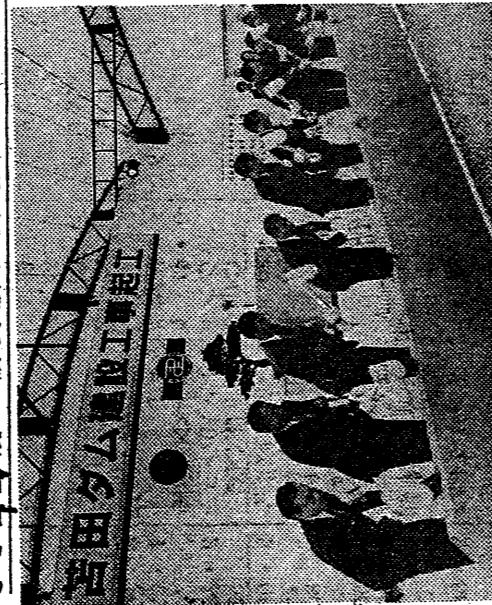
未同意 1世帯残し
水没予定地 180人出席、起工式

2月6日

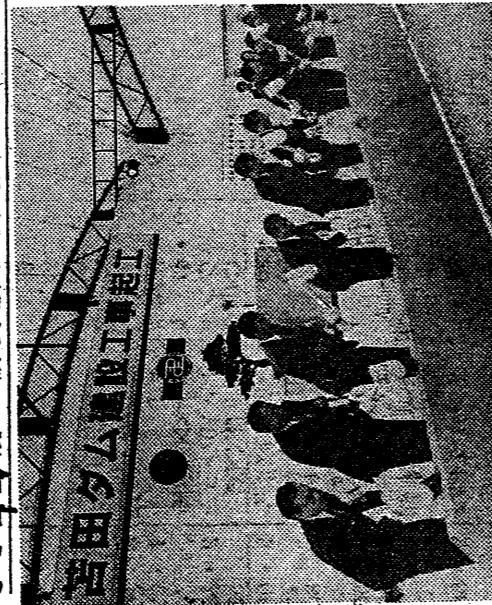
情報から4年経てやつと

吉田ダム
本体工事

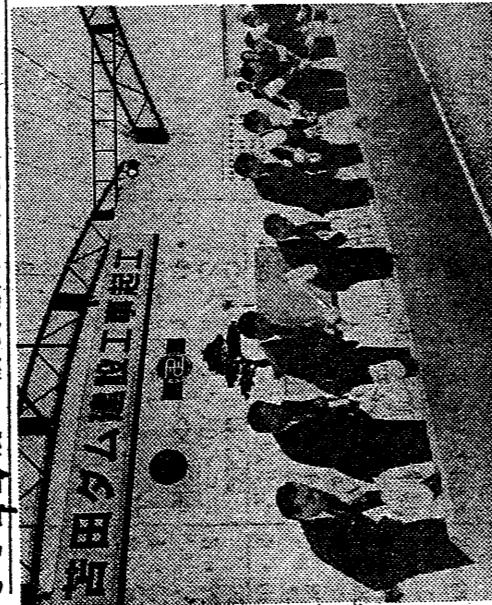
奥津町久田下原
水没予定地 180人出席、起工式
建設者が奥津町に建設を進めている吉田ダムの起工式が十六日、同町久田下原地内の水没予定地で行われた。一帯の移転未同意者と反対派の共有地の買取を躊躇しながら四十二年を経てやつと本体工事に着手した。十七年度の本格稼働を目指す。



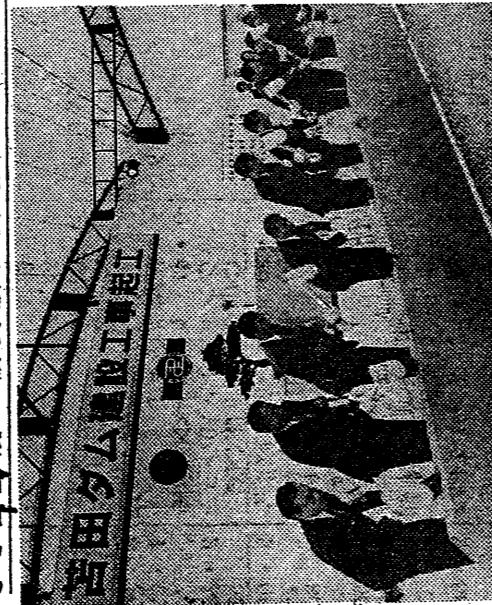
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



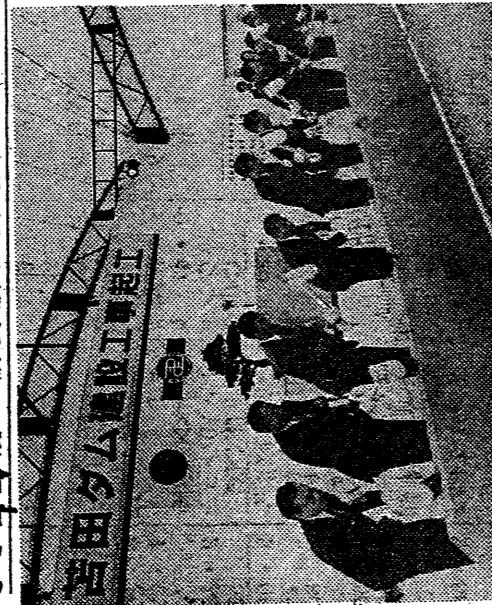
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



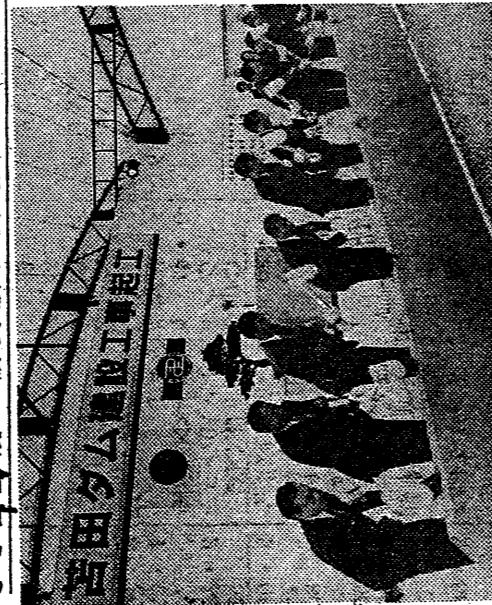
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



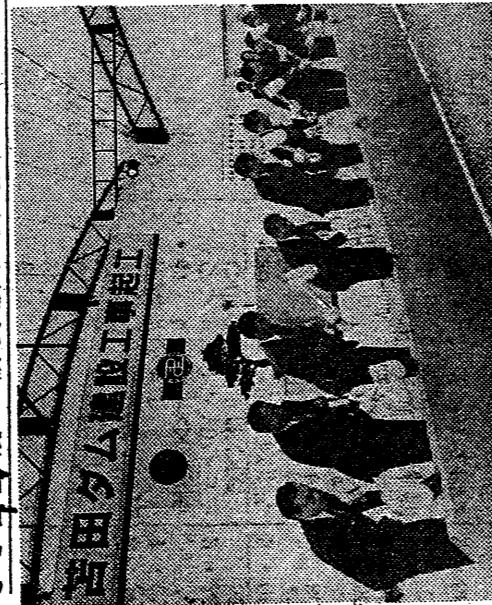
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



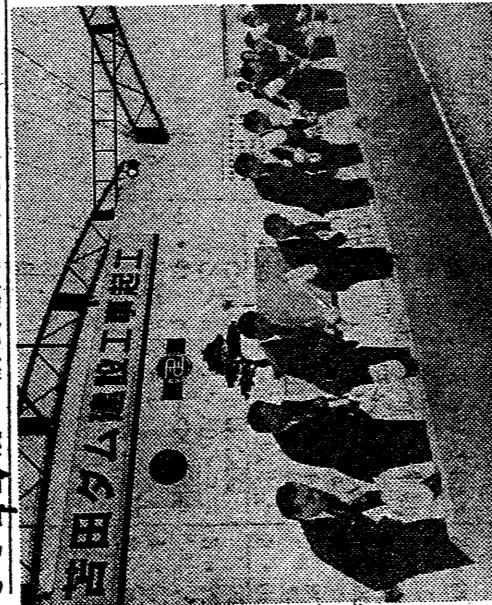
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



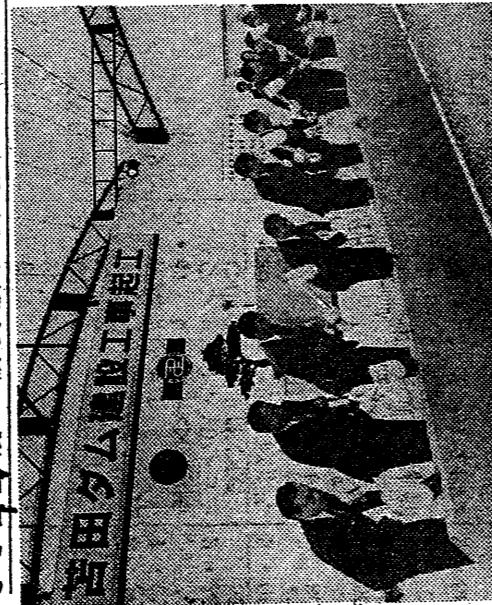
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



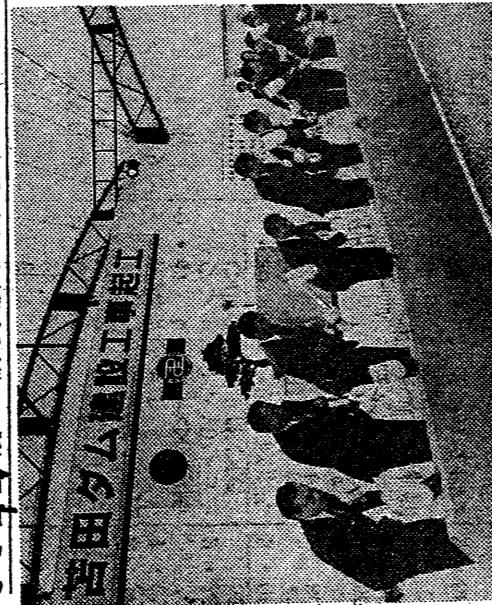
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



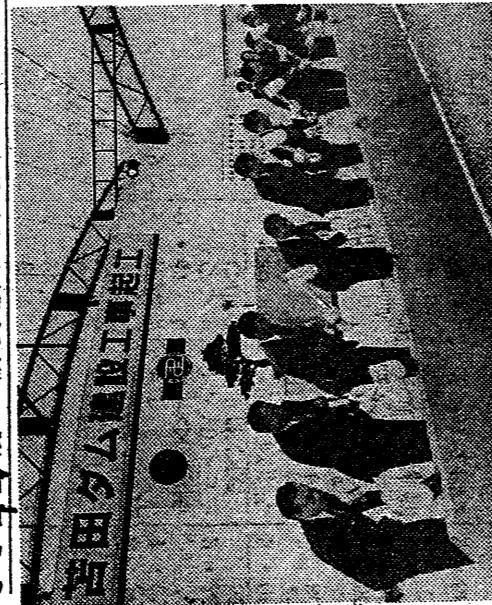
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



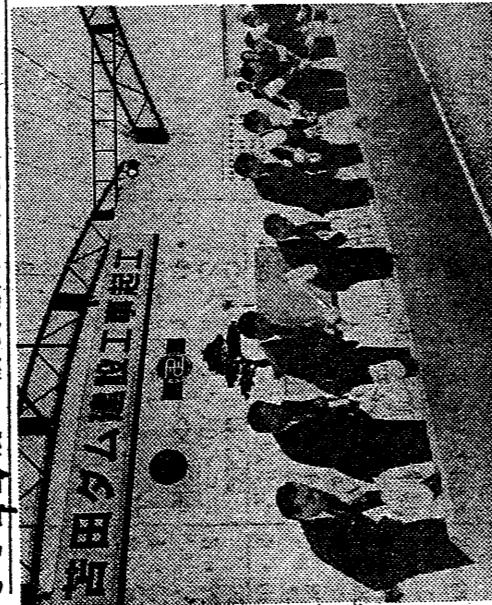
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



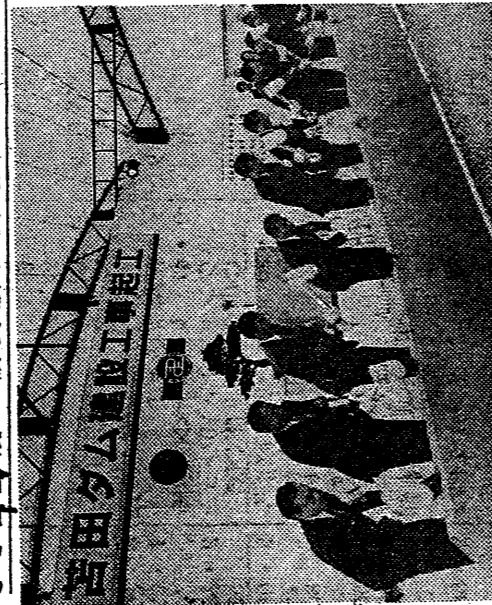
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



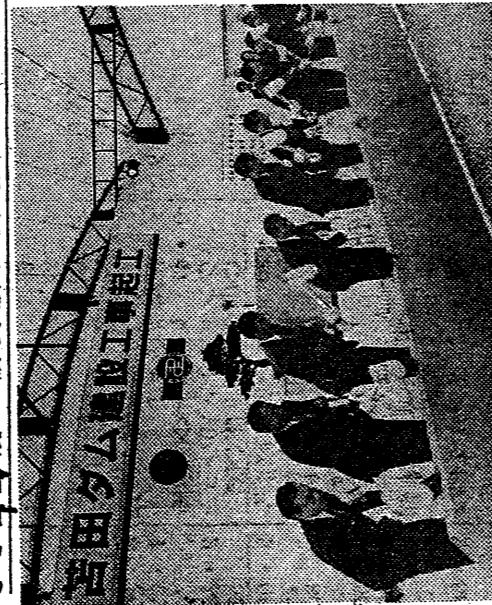
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



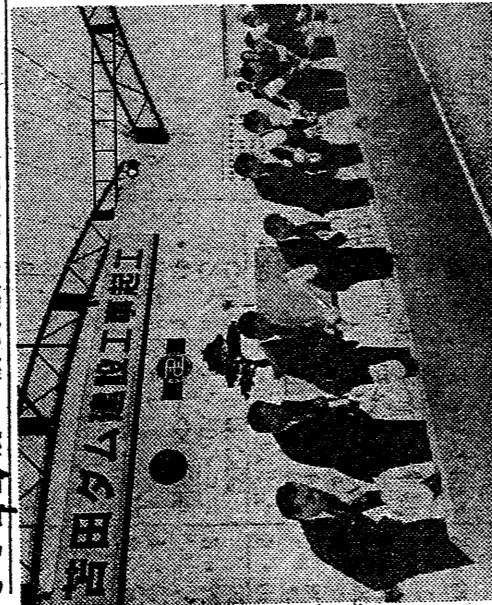
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



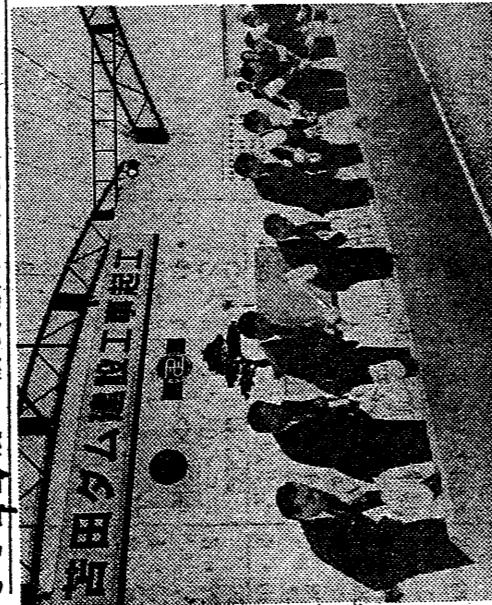
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



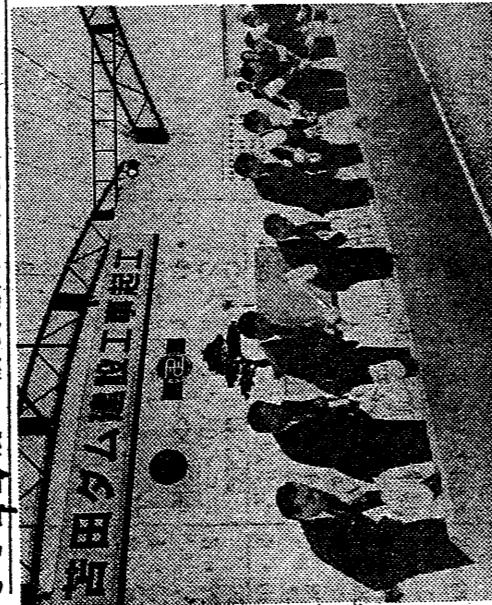
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



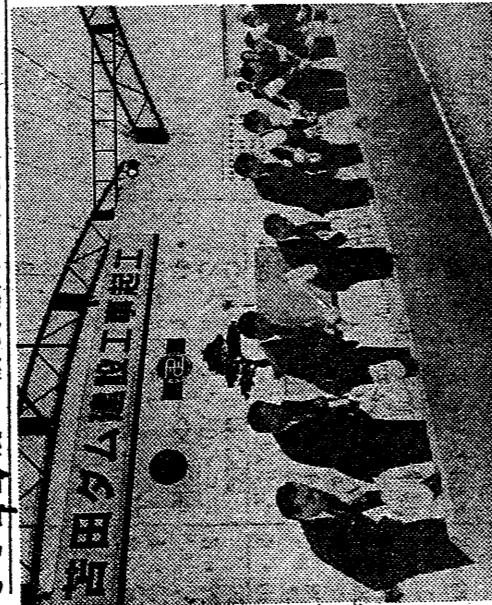
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



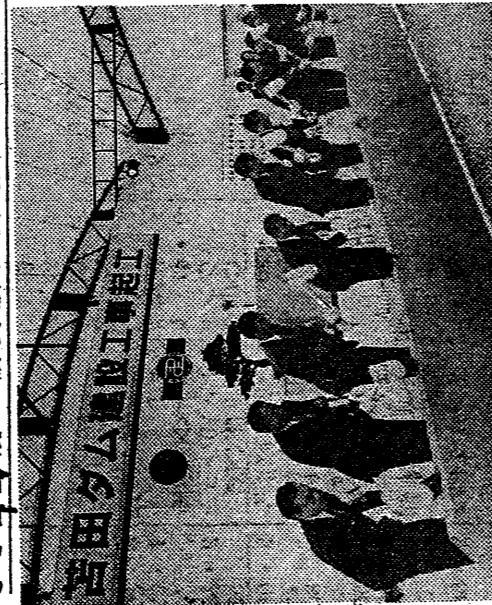
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



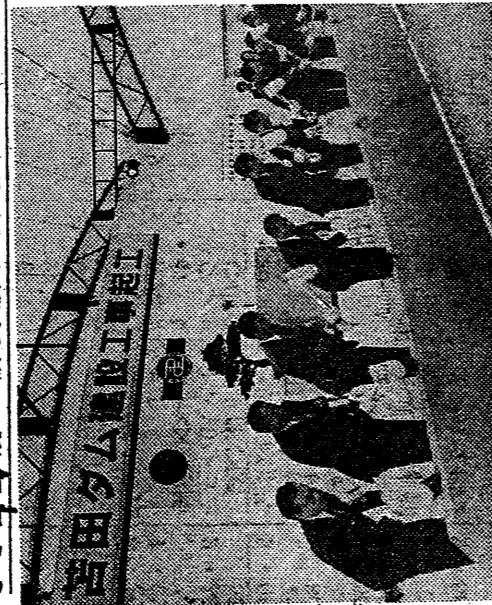
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



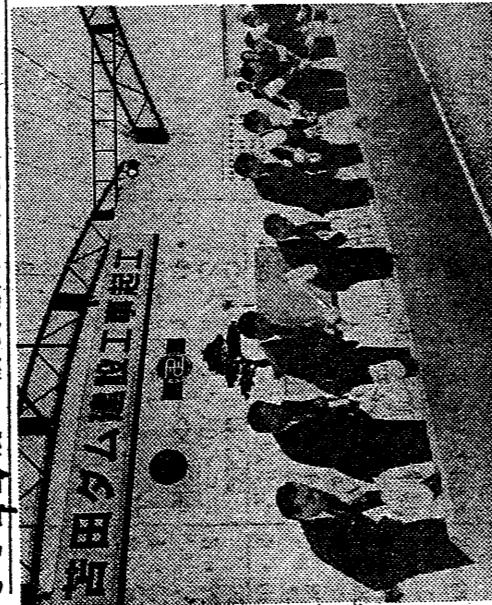
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



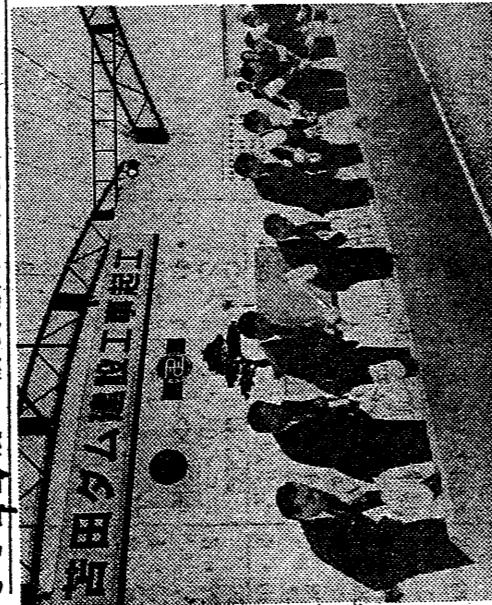
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



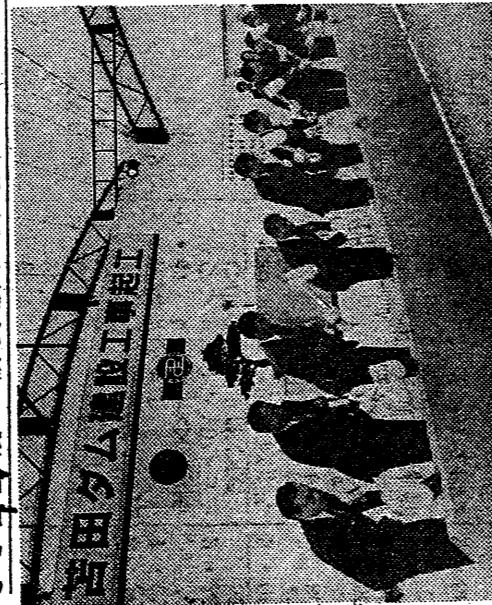
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



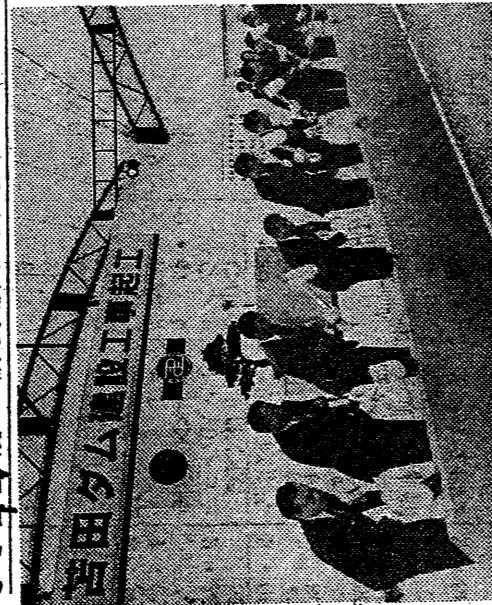
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



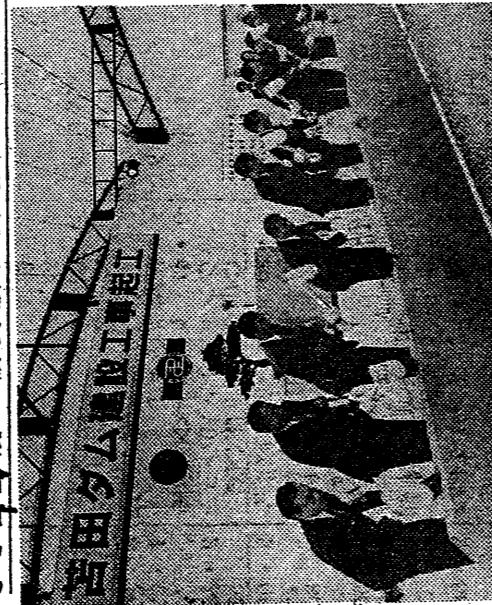
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



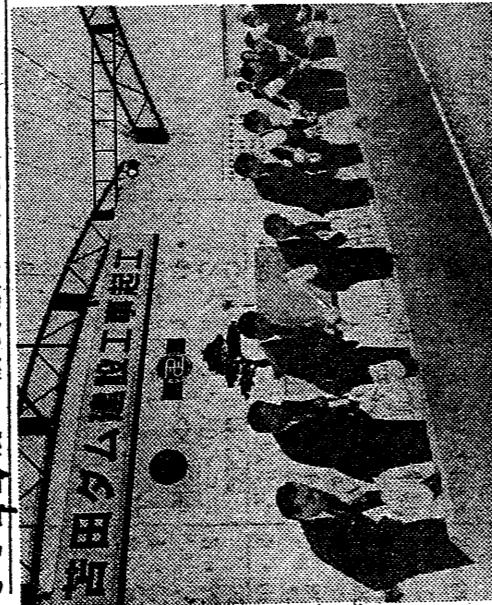
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



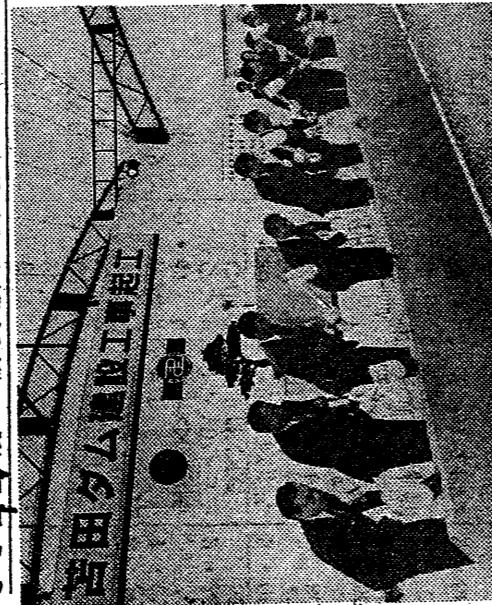
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



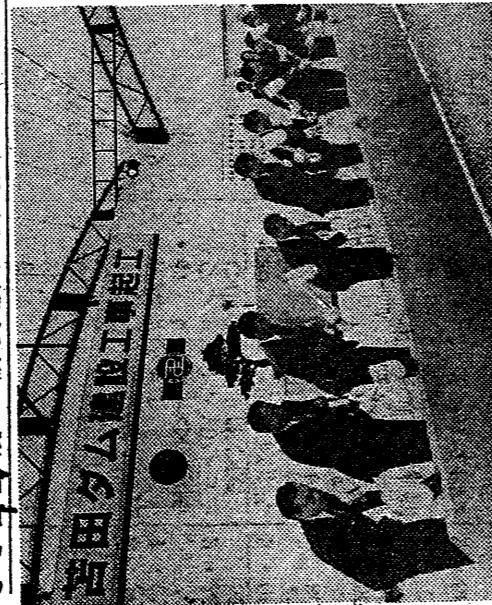
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



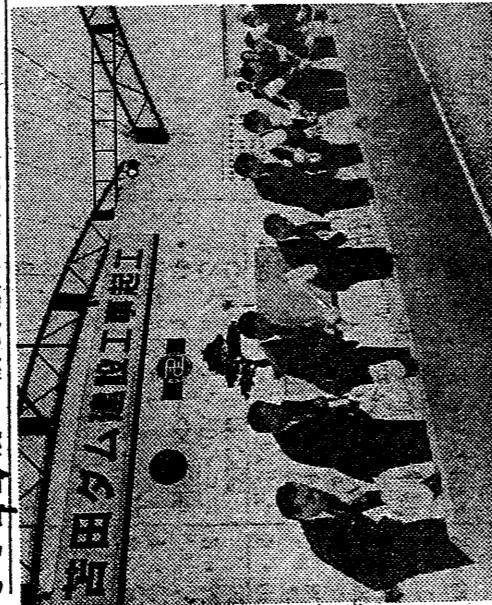
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



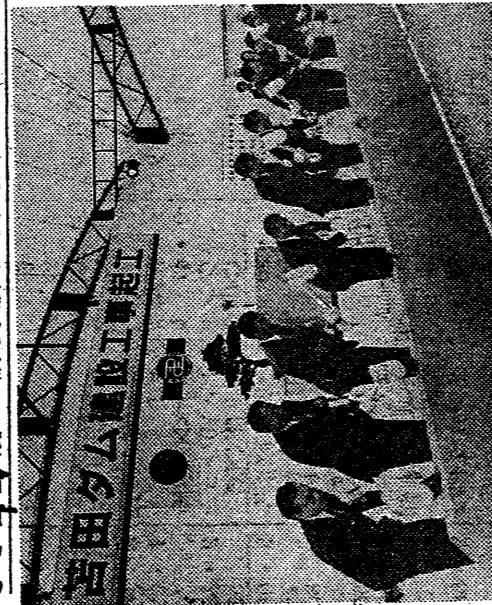
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



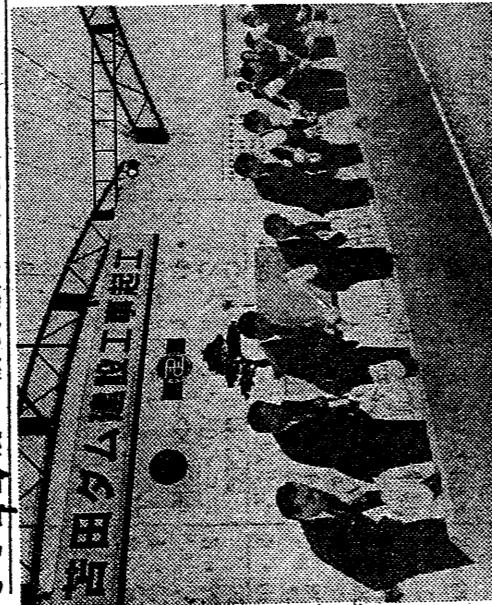
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



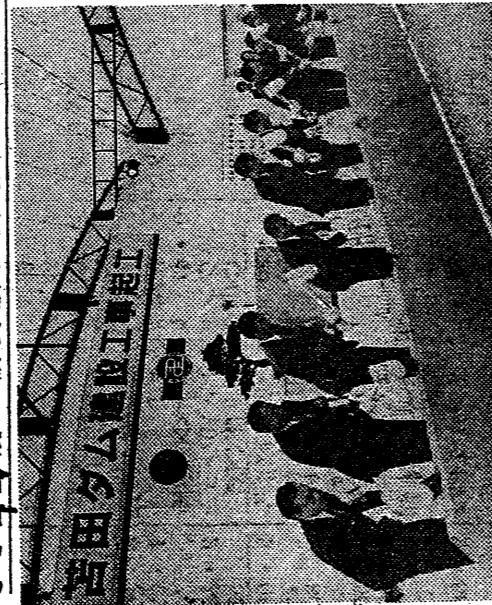
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



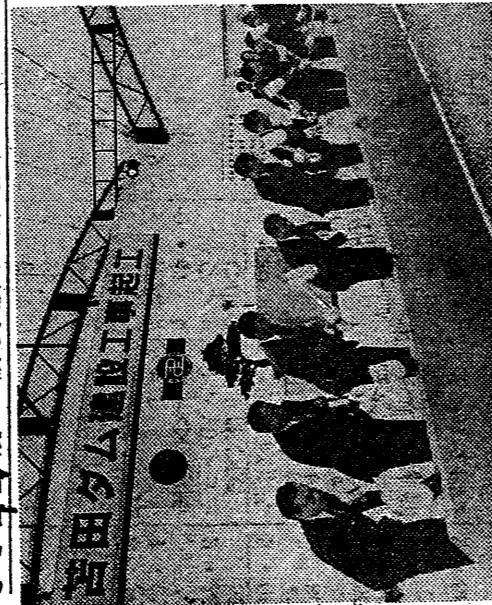
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



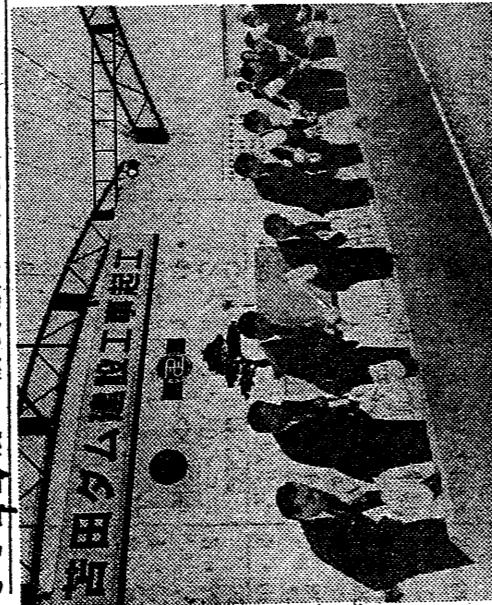
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



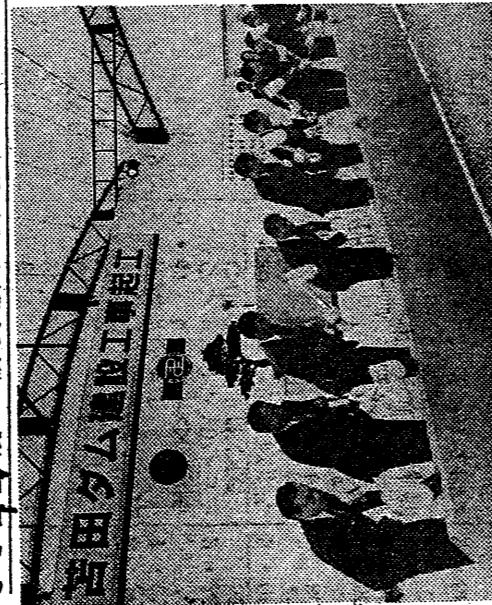
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



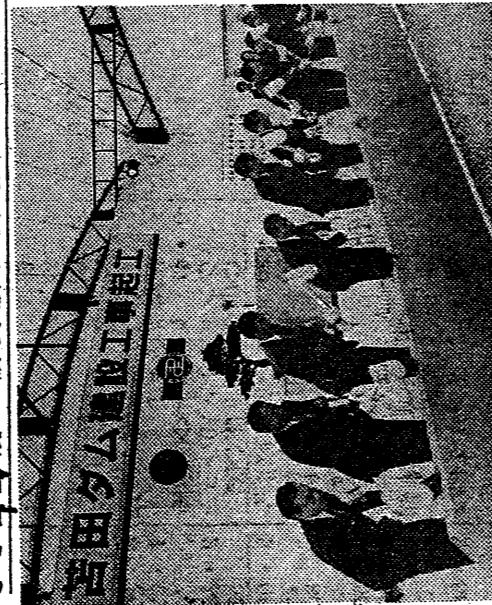
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



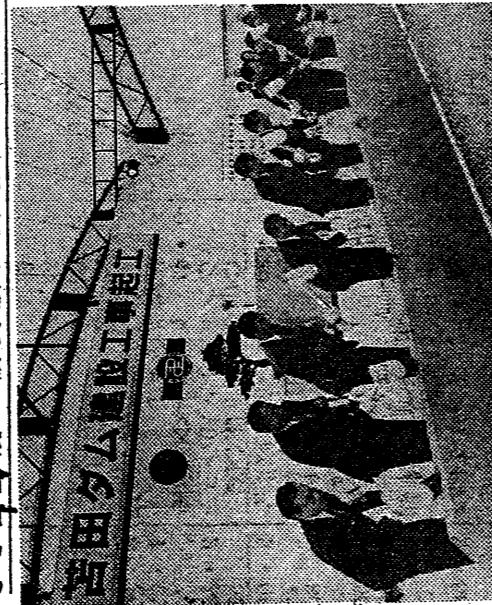
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



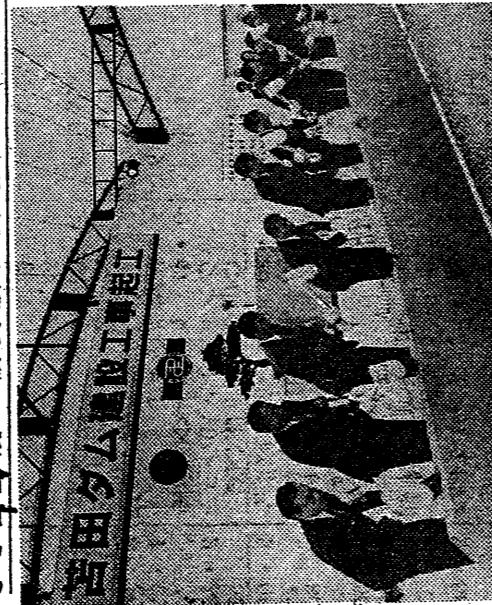
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



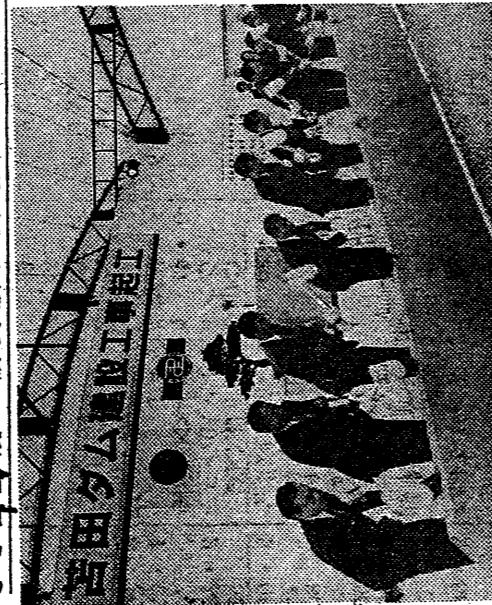
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



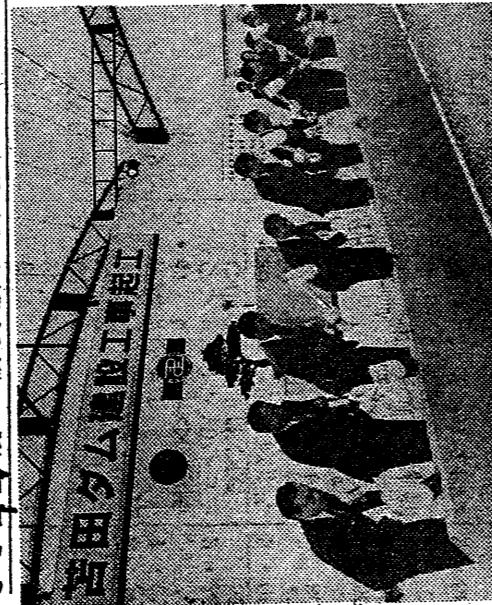
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



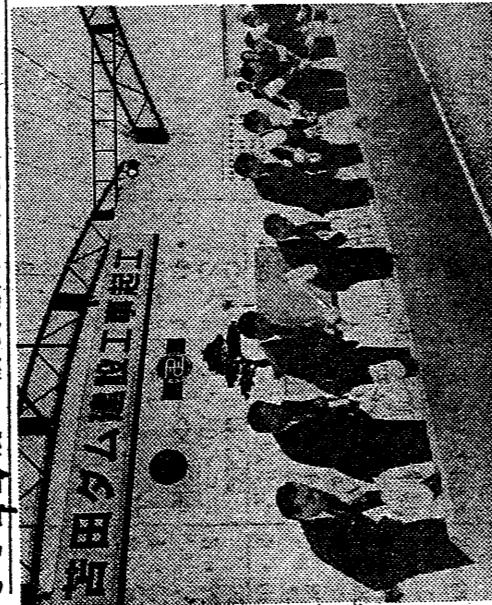
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



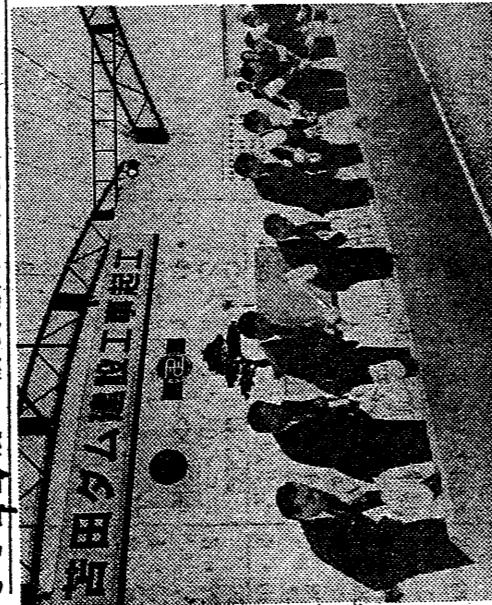
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



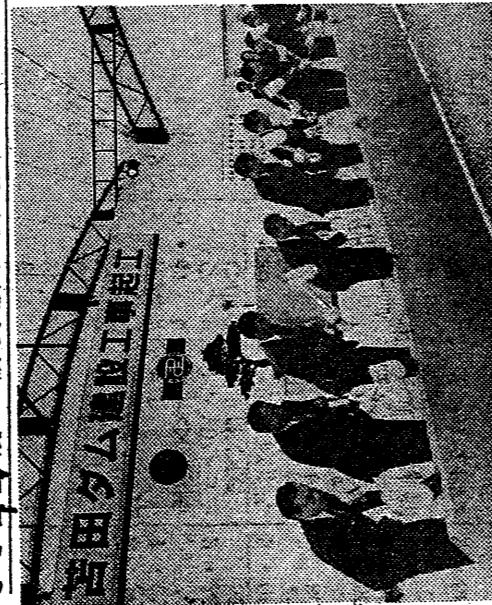
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



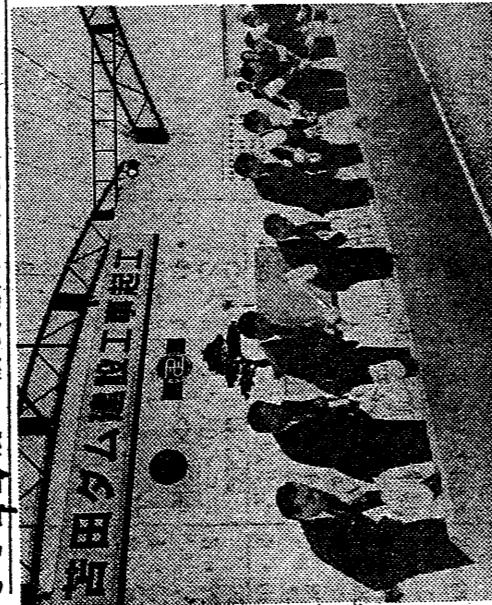
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



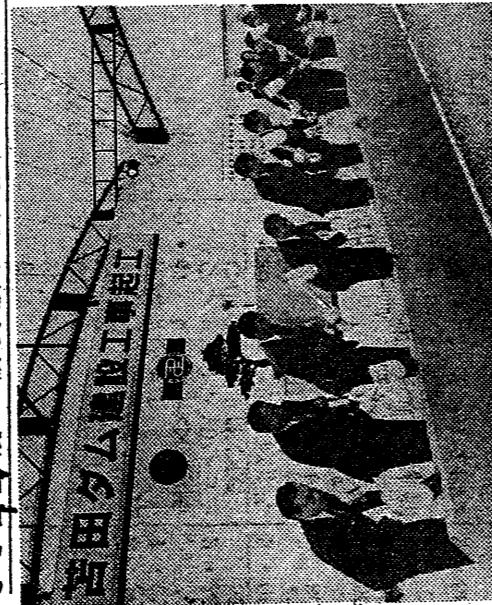
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



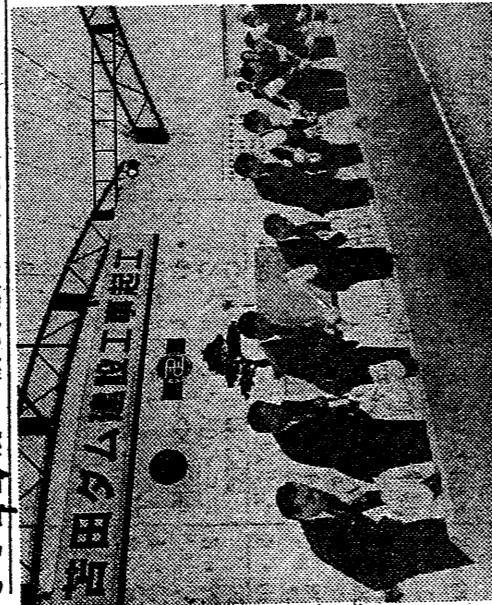
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



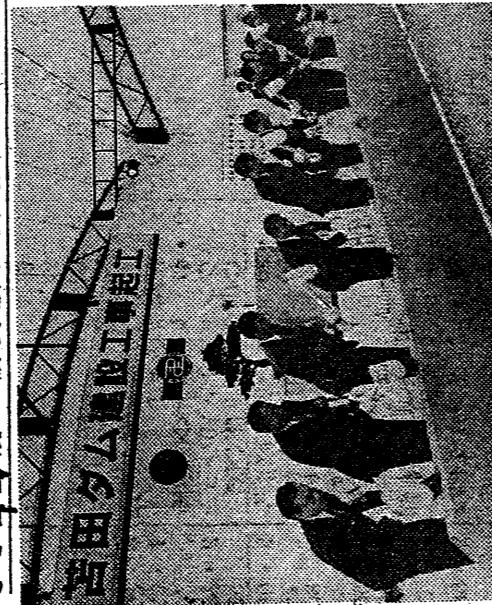
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



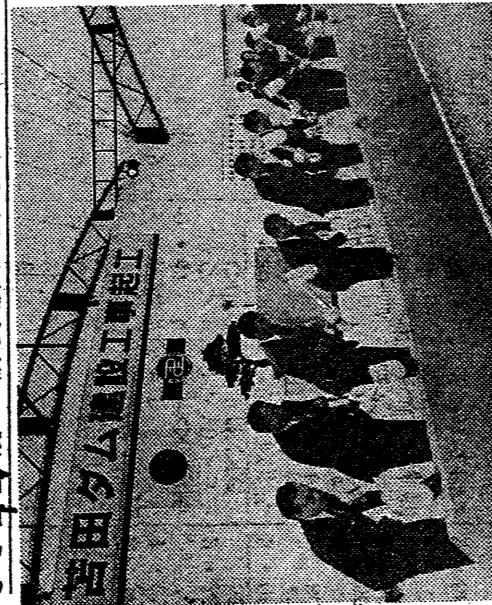
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



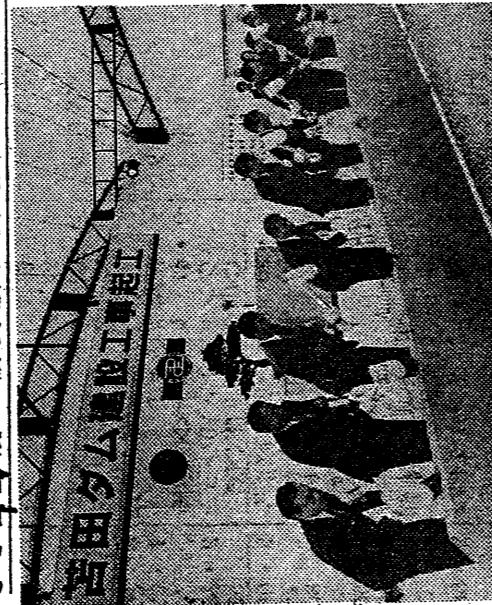
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



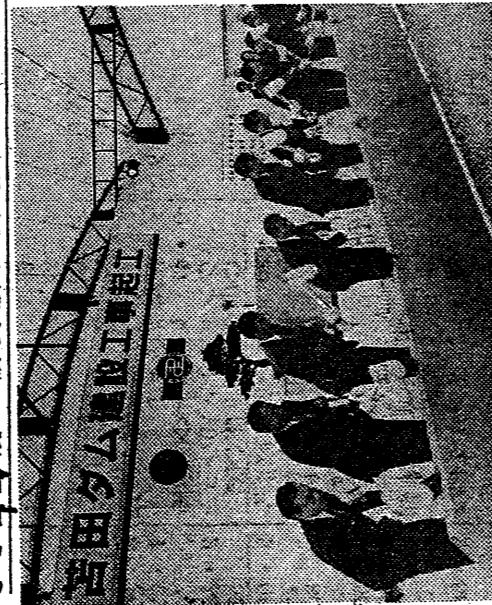
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



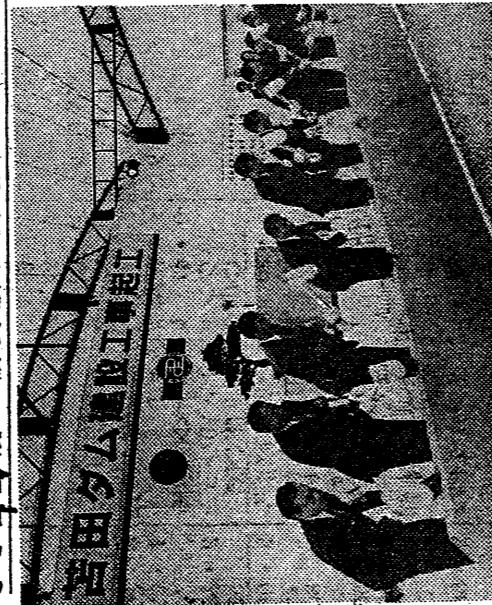
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



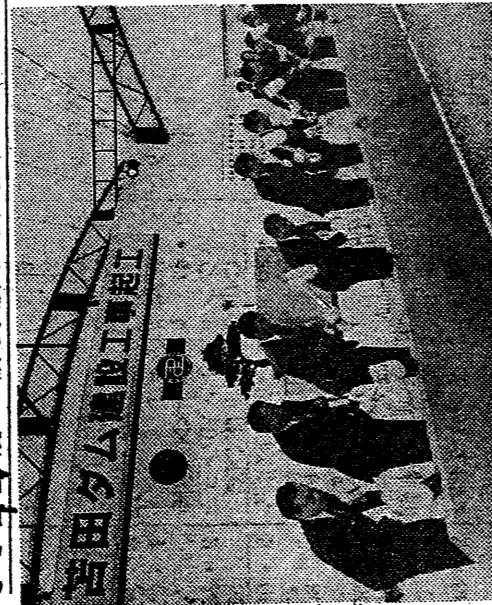
起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



起工式で吉井河川局次長によるとくわ入れ



横尾川ダムの見直しを求める連絡会
事務局 南 泰子

横尾川ダムの現況について

横尾川ダムは大阪府南部に S60 年(1985)に計画された総貯水容量 130 万トンの治水ダム(洪水対策用)で、その内常時 40 万トン貯水して河川維持用水として利用するものです。このダム予定地は H8 年(1996)まで市管轄の普通河川だった小さなせせらぎの小川です。

流域面積も全流域の 3%、3.4 km²しかありません。合流する本流の父鬼川や東横尾川に比べてその水量は僅かなところです。

又、東横尾川に数多くある碎石場からの土砂流入で土砂堆積が疎通能力を著しく落としている点、特に流過能力の低い箇所を何十年と放っておいてダムができればコストも安くつき早く解決するという府の見解は独りよがりの見解です。

私たちはダム効果に大変疑問を持ち、生態系を破壊し(カジカガエル等激減してしまう)、四番札所"施福寺"への参道ごと水没させることに反対してきました。H7 年(1995)より建設段階に入り、ボーリング調査 38 回終了、現在付け替え道路 3.3 km の測量を実施しています。

建設段階 5 年経過とすることでこの 6 月から大阪府設置の建設事業再評価委員会で審議されています。

7 月中、府民意見の募集があり、多くの方々から(168 件)府へ反対意見を寄せていただきました。賛成意見は 21 件でした。

8 月 31 日に大阪市のキャナルホルムで建設事業再評価委員会における府民意見陳述が行われました。

反対派として 6 名出席。「公共事業チェックを求めるNGOの会」代表の天野礼子さんは「米国ではダムによる治水の限界を感じ政策を転換した。日本人は昔からの治水の知恵を忘れてきた。川に可愛がられる術をそれぞれ地域で持っていたのだ。」と自然の再生と無駄な事業への投資を批判されました。

大阪自然環境保全協会副会長の高田直俊大阪市立大学教授(土木工学)や国土問題研究会副理事長の上野鉄男京大防災研究所助手(河川水理)からは「計画降雨量が過大であること。ダムがなくてもいい治水、総合的な治水対策」の必要性と大阪府ダム砂防課の水増しデータ等を批判されました。

地元横尾川すぐ近くに住む住民からは 60 年以上この川を観てきた実感とデータより「ダム計画の根拠はない」という指摘は地元賛成派の「住民の安全と横山の発展の為に必要」と言う論には痛い批判だったと思います。

会からは一方的な府ダム砂防課の情報に傾き、対等な討論とならない事への批判とダム砂防課の資料の具体的な反論を行いました。又、オオタカの生息が野鳥の

会により確認されている点や豊かな生態系についても報告しました。同席された高槻市檜尾川砂防ダム(昨年より継続審議)反対の山本健治さんが審議会冒頭から「昨年より一方的な府の見解で終わり対等な討論となってこなかった。」点を批判され斎藤委員長に判断を迫り、委員会も陳述者と府とのやりとりを承認しました。

その後、府民意見(189 件)に対する府ダム砂防課から用意された回答がありましたが前述で否定された意見が多く、再度、府民からの意見陳述を時間延長して聞いていただきました。(委員会の裁量により)

横尾川ダムは自民党の府議会議員が地元横山の発展のために国や府から予算をとり、山に持ってきた事業というのが実状ですが、今や計画段階から住民、市民、府民に公開し、代替案も真剣に考え、川を生かす方法を考える時代です。

今後の建設事業再評価委員会審議も専門部会(4名)は非公開で行われるのですが河川水理の専門家等いない中、府ダム砂防課からの膨大な情報をどのように判断されるのか、私たちはとても不安です。

9月末の建設事業再評価委員会審議はもう一度府民意見陳述が行われます。

その後、11月には再評価委員会より結論が出されます。

私たちは今後も力を緩めず、先生方にも協力していただき、科学的な判断と川との共存を計っていきたいと思っています。

今後も皆様方のお力添え、ご支援よろしくお願ひいたします。

以上

運用5周年の長良川河口堰

長良川河口堰建設をやめさせる市民会議 村瀬惣一

長良川河口堰は1973年3月事業計画告示、'88年7月起工式、'94年3月本体完成、'95年7月「運用」開始、但し送水開始は'98年4月。ゲートを下ろすにあたり野坂浩賢建設相は「被害は軽微、血税を使って行う公共事業に間違いのあるうはずはない」と豪語したが、いま、どうなっているか。

●水質・底質予想をこえる悪化

1、汽水域が消滅した

長良川は、かつては18km地点あたりまで満潮が遡上、汽水性の生物の宝庫だった。堰(5.4km地点)を遮断すると、堰以下の部位では上層は真水、下層は濃塩分の逆転流を形成、酸欠でヤマトシジミが全滅した。河底には有機物が腐敗、堆積し、ヘドロの厚さは最大で2mに達した。

堰上～30km地点あたりまでは流れが停滞、春から秋までは藻類が大発生し、クロロフィルaは $80\mu\text{g}/\ell$ に達する。アオコも確認され川底は酸素が減少する。メタンも顯著、ヘドロが堆積した。天然の浄化装置だった葦は——常時水没するので——壊滅的打撃を受けた。漁協はヤマトシジミを放流したが、淡水へ放流されたヤマトシジミは成長はするが生殖せず、且つ収穫は激減した。アユの遡上にも激減、打撃はとくに下流漁協に大きい。サツキマスの収穫も減少。エスリカのみ増加した。

2、トリハロとホルモン全国最高値

'98年4月から愛知県知多半島と三重県中勢、北勢への給水を開始しているが、フレンドをしていない知多の各市町の住民からは、水道の水がまずい、悪臭がするなどの苦情が頻発する。下水処理水や農業排水が堰貯水部に流入、停滞・富栄養化して腐敗するからだ。アオコを形成する藻類にはミクロチスチン、アナトキシンなどの毒素が含まれており、有機物の多い水を塩素消毒すると発生するトリハロメタン(発ガン物質、許容限度 $100\mu\text{g}/\ell$)は確実に増加する。集団下痢をおこすクリプトストリジウム増殖のおそれもある。

とくに関心を呼ぶのは、いわゆる環境ホルモン(内分泌搅乱物質)だ。則ち、洗剤に含まれているノニフェノール、ポリカーボネイト樹脂に使用されるビスフェノールA、ポリ塩化ビニールなど各種プラスチック可塑剤、フタル酸化合物、アジピン酸化合物などが流入するが、長良川河口部の湖沼化によりこれら物質の濃縮がみられる。

(以上1～2は「長良川監視委員会」=岐阜大・山内克典教授、柏谷志郎教授らの調査による)

なお「プレーボーイ」誌のスクープによれば、建設省が'98年7月～8月、全国109水系でおこなった調査で、(1)アジピン酸ジスエチルヘキシル(プラスチック可塑剤)が41水系68ヶ所で、(2)ビスフェノールA(ペークライトから溶出)が34水系61ヶ所で、(3)フタル酸ジスエチルヘキシルが30水系86ヶ所で、(4)ノニルフェノール(洗剤の分解物)が21水系32ヶ所でそれぞれ検出され、全く不検出は10水系のみ。うちアジピン酸ジスエチルヘキシルの全国最高値は $0.16\mu\text{g}/\ell$ 検出した布目川(淀川水系)と長良川下流部だった。その他ビスフェノールAやノニルフェノールも検出下限値より大きい値を示したこと。

●追加投資 愛知県327億円、三重県1128億円で導水

完成時点での堰本体建設費は1500億円、うち水道用水分の県負担は下記の額になる。

	愛知県	三重県	名古屋市
水道用水	222億円	220億円	155億円
工業用水	500億円	355億円	

(注) (1)国と受水権の負担割合は水道用水1/3:2/3、工業用水0.3:0.7、洪水調節0.7:0.3、(2)事業費は財投(郵貯と簡保)で調達、利率5.33%、23年ローン、償還開始は'98年度から。

愛知県は、河口堰の水を知多の半田・常滑・東海・知多の4市のほか5町へ送水、導水施設のための追加投資327億円。だが知多の水道用水は従来木曽川の犬山頭首工と馬飼頭首工からそれぞれ日量10万m³づつ供給されていたもの。木曽川総合用水は、岩屋ダム分だけで日量220万m³以上余剰を持っているのだ。

また三重県は中勢の津市・久居市ほか7町と北勢へ供給する。追加投資は中勢754億円、北勢374億円、計1128億円。だが中勢の将来の増加み込みは日量8万m³だというが、中勢には工業用水の余剰が4万m³、自己水源(地下水)が6万m³、北勢には北伊勢工業用水の余剰が40万m³～60万m³もあるのだ。

(注) 両県の追加投資の財源はほぼ自己資本0.4、起債0.3、国の補助0.3の割合。

●全滅の工業用水分は税金で

河口堰に設定される水利権は上水7.7m³/秒、工水14.8m³/秒。だが工水の処理は全く不可能。そこで愛知県は'98年度一般会計に33億5000万円の(水道事業に対する)貸付金を、三重県は20億円8000万円の出資金を計上した。貸付金といい、出資金といつても回収不能の繰入金であるが一般会計から企業会計(独立採算制を立てるとする)への繰入金は——非常災害または事業の清算を除き——地方財政法第6条の禁止するところ。よってまず我々は、両県に対する支出差し止め→支出すれば知事と出納長に対する賠償請求の住民訴訟を提起した。訴訟代理人は、建設差止訴訟の在間正史弁護士。

監査請求	回答	請求者	訴状提出	原告
愛知県	98.7.10	98.9.8	35人	98.9.14 34人
三重県	98.11.26	99.1.25	12人	99.2.16 10人
岐阜県	99.1.6	99.2.8	43人	99.3.1 43人

(注) 岐阜県は徳山ダム関係。

●運動の新たな展開

堰本体完成→運用開始後の河口堰反対運動はあり得るかを問うテストケースになると我々は考えている。ひとつは破壊された環境(これが運動の原点)をゲート開放→給水停止によって回復すること。ダムではないからあえて撤去せざとも概ね目的は達成できるだろう。但し各県のおこなった追加投資がゲート開放の重大な障害になるだろうとは予想する。

もうひとつは債務の償還拒否。ダム建設の暴走を許しているのは、その計画が官僚の専決であること、知事が事業に同意を与えれば事業をスタートさせることができることだ。だから知事を問責することで、公共事業暴走のメカニズムを擊破するのが我々の新訴のねらいだ。前例では、(1)「デザイン博事件」('96.12.名古屋地裁)で名古屋市長が10億3000万円の賠償を、(2)「日韓高速船事件」('98.6.山口地裁)で下関市長が8億円の賠償を、それぞれ命じられている(双方上告したが)。希望を持つてもいいだろう。

徳山ダムを巡る最近の動き

1. 2つの裁判

徳山ダムの持つ問題性を広く世論に訴え、同時に法的にも建設を阻止するために、私たちは、2つの裁判を起こした。

(1) 岐阜県の徳山ダム工業用水の違法支出一住民訴訟（3月1日提訴。原告43名。）

長良川河口堰でも進んでいる住民訴訟（=工業用水の一般会計支出は違法である。愛知・三重）と同様の住民訴訟を、岐阜県知事を被告に徳山ダムでも起こした。岐阜県においては、77年に運用を開始している岩屋ダムの工業用水さえもいまだに使い道がなく、岐阜県では工業用水道事業特別会計が作れな。岩屋ダムの償還分も徳山ダムの先払い分も、一般会計から直接公団に支払っている（昨年から暫定的で特殊な工業用水道会計を設けたが、岩屋ダム・徳山ダムの「償還金・負担金」はこの会計に計上されていない）。形式的にも、長良川河口堰（愛知・三重）以上に違法性が強い。

原告側の裁判上の論理：① 工業用水道事業の独立採算性は厳しく守られねばならない ② 93年フルプランは実態とかけ離れており、将来にわたって徳山ダム工業用水の需要は発生しない。徳山ダム建設事業計画—工業用水開発—は違法である。 ③ 違法な計画に基づいてなされる支払いの義務はなく、支出は違法である。（木）ア. 工業用水道事業が存在せず、工業用水道事業者の同意がない イ. 工業用水道特別会計ではなく、一般会計から公団に直接支出している

この訴訟は違法性が具体的であり、短期に勝利できる可能性がある。勝利できれば建設資金の流れが止まり、事業の進行を止められる。また現在は徳山ダム建設推進のエンジンは岐阜県知事（のみ？）であり、岐阜県知事の賠償責任が認められれば、建設推進勢力は大きな打撃を受ける。「徳山ダム建設事業を止める」決定打になり得る訴訟である。

(2) 事業認定処分取り消し—行政訴訟（3月16日提訴。原告57名）

別稿参照

2 大型猛禽類

5月、ダム工事の土砂捨て場の近くでクマタカ（Fつがい）の営巣・育雛が確認された。公団は、連絡を受けて2週間後によく「工事の一時全面中断」をしたもの、短期間の再確認調査で次々の工事を再開。その間に雛は死んだ。これに関連して公団は「イヌワシ1番とクマタカ8番の行動圏が、事業地域にかかっている」ことを認めた。

「水没予定地に巣はないから、慎重に工事を進めれば影響はない」としていたこれまでの見解が破綻しつつある。天然記念物イヌワシの行動圏の環境が、ダム工事によって改変されるという1点だけでも、ダム建設を中止するのに十分な理由である。

また、この地域でのクマタカの巣立ちは、96年に3羽、97年に1羽、そして昨年と今年は0である。97年2月に徳山ダム審議委が「早期完成答申」を出したときから、クマタカの繁殖が困難になっている。これは偶然ではない。公団はFつがい及び今春Fつがい以前に営巣に失敗したつがいについても原因究明をしようとしている（「工事とは関係ない」とだけは言うが）。ダムサイトに生息するつがいについては「ここ2、3年営巣行動が確認できないか

ら本体工事をしても影響がない」という驚くべき強弁を行っている。

7月に、公団が予定していた「大型猛禽類の3年間の調査」が終了し、調査結果を公表する時期が来た。この結果公表と評価を巡って、8月3日、徳山ダムワシタカ類研究会の委員3名が辞任した。「工事を数年間全面中止して調査しなければ保全策は立てられない」という提言が公団に受け入れられなかつたからである。公団は、これまで大型猛禽類に関する私たちの要請に対しては、常に「専門家のご助言を頂いて工事を進めている」と回答し、これを錦の御旗のごとく振りかざしてきた。しかし今般、「専門家のご助言を頂く」とは実は「公団の都合の良い助言を頂く。都合が悪ければ切って捨てる」ことを意味していたことが明らかになった。現在、日本自然保護協会が公団にデータを請求し、その解析を行っている。

3 藤橋村村長選

私達（揖斐川中流域・大垣市の住民）が95年の末、建設省による「ダム等審議委」の設置を契機に当会を作るまで、徳山ダム反対運動はなかった。水没地となった徳山村では、ダム受け入れに慎重論を唱える村民は村八分状態だったと聞く。「ダム受け入れは村是。金を貰って町に下りたい村民の邪魔をするな」というのである。そして廃村となった徳山村を編入合併した藤橋村では、ダム・マネー（旧徳山村から引き継いだ公共補償やダム建設に関連の補助金・協力金など）に絡んで暴力団まがいの人物が出入りし、村長リコールの騒ぎとなった（1997年）。

リコール署名を受けて島中村長はリコール本請求直前に辞任し、98年3月に再選された。この場合は「残り任期」となるため、今年9月12日、村長選が行われ、島中氏が再選された。これで一層「徳山ダム建設工事をどんどん進めろ」という声は大きくなるだろう。対立候補は、元村議でお寺の住職である横山周導氏で、これは98年3月と同じ顔ぶれであった。

村長選では、前回と同様に、「徳山ダム」は争点にならなかった。島中氏は今や「早くダムを作れ」という推進派の旗頭の一人だが、もともとは徳山ダム下池・杉原ダム予定地の杉原地区出身でダム対策委員長を務め「公団に強く交渉して移転住民の要求を通す」ことで支持者を得てきた経緯がある。旧徳山村の「ダム慎重派」人脈とも結びつき、ダム審が終わる頃までは、ことあるごとに「国や県や公団が…をしてくれないと、ダムを作らせない」とブチ上げて来た。一方、横山氏らのグループは、ダムとは一番縁遠い藤橋村の中心集落・横山（今は唯一の集落となった）の地付きの住民と比較的最近流入してきた新住民を中心である。ダム問題や徳山村の藤橋村編入については、当事者としての関心を抱かずに単なる客観的事実として見てきた、と言って良いかもしれない。

横山氏らは、島中氏の「ダムマネーによる大施設建設」が村の財政を危機に追いやりつつあるという事実を批判しても、「観光立村」以外の方策を提示できていない。実際、「ダムあり」でも「ダムなし」でも、村振興の具体的な方策（種々の施設やイベントの羅列ではない）を提示して、村人の気持ちを集中させるのは至難のわざである。

本来の村落共同体のアイデンティティが崩壊していき、一方で村の未来が見えなくなった。未来への希望を見失ってしまったお年寄りたちの村では、選挙の選択基準が「親類、人間関係、とりあえず仕事をくれる人」となるのは必然である。それを「民度が低い」と馬鹿にする資格は、都会人にはない。都会の価値観、都会の要求を押し通して走ってきたこの数十年の日本社会が、ダムマネーに頼る山村を作り出してしまったのだから。

4. 自治体と水

7月末、大垣市幹部職員（課長）の一人は、「西濃地区的水源転換問題」について、伊藤氏は「大垣市は地下水の水源整備に努めているから、将来にわたって徳山ダムの水一揖斐川の表流水を上水道水源に使うつもりはない」と承知している」と発言した。

徳山ダム計画で岐阜県は1.5立方メートル/秒の上水道水源の供給を受けることになっており、岐阜県議会でも「この水は西濃1市13町に供給する」と正式に述べ、99年度岐阜県予算で西濃地区の水源転換対策費750万円を盛り込んでいる。小倉満大垣市長は、96年の徳山ダム審議委で「地盤沈下・地下水汚染のおそれ・大規模な地殻変動による地下水枯渇のおそれ・ソフトピアジャパン等での人口増加」を挙げて、「大垣市で表流水の上水道水源が必要」と発言している。こうした事実を、市の財務・企画を担当する課長級職員が知らない。私たちちは「行政だけが情報を握りしめ、市民に知らされていない」と不満をもっていたが、行政内部でも情報は閉ざされ、圧倒的な自治体職員は、一部の限られた情報の下に行政を執行しているのだという怖い状況が明らかになった。

水都・大垣で、水源転換を行うには、市民からの大きな抵抗が予想される。小倉市長の任期はあと1年半。ダムが完成して後戻りできなくなるまではまずいことは伏せて置こう、辞めたあとのことなど知らない、というわけである。

引用：8月25日朝日新聞・名古屋本社版

〈建設促進決議ない市町批判—徳山ダムで梶原知事〉

資源開発公団が岐阜県藤橋村で建設中の徳山ダムについて二十四日、同県の梶原知事が揖斐川流域二十五市町村のうちの五市町の議会で建設促進決議がされていないことに不快感を示す一幕があった。

同県西濃地域の田口義嘉大垣商工会議所会頭ら経済人の早期完成要望での席上で、梶原知事は、大垣など促進決議がされていない五つの市町名を県の担当者に読み上げさせ、「洪水で被害を受けるかも知れない揖斐川下流の住民も絶滅危惧種だ。県民の総意があれば私は命がけで動くが、一つでも建設しなくても良いというところがあれば動けない」と、いら立ちを見せた。

大垣市議会事務局は「九月の議会で決議されると思う。たまたま遅かっただけで、強い理由があるわけではない」と困惑気味。県の担当者は強要ではないとしているが、経済界側は早速、働きかける構えだ。（引用終わり）

県知事が、独立した自治体である市の議会の行為をあれこれ言い立てるなどもっての他だが、この圧力は「効く」。大垣市の9月定例議会で確実に推進決議は挙がる。

今、建設省や公団は「地元の要請」で工事を急ぐという。この「地元の要請」は、知事の不当な圧力と行政内部にすら必要な情報が行き渡らないという状況の中で作られている。

建設促進決議 ない市町批判 8月25日	藤橋村で建設中の徳山ダムのうちに五市町の議会で建設促進決議がされていないことに不快感を示す一幕があった。
大垣市議会事務局は「九月の議会で決議されると、私は命がけで動くが、それでも建設しなくて良いといふところがあれば動けない」と、いら立ちを見せた。	資源開発公団が岐阜県二十五市町村のうち五市町の議会で建設促進決議がされていないことに不快感を示す一幕があった。

共有トラスト／土地収用法／事業認定取消訴訟

徳山ダム建設中止を求める会

(1) 共有トラストと強制収用の動き

徳山ダムにおいては「反対運動はなかった」ことになっており、居住している建物と土地の移転譲渡契約は、1991年のうちに全て終了している。しかし居住地以外の土地は、水没地でもかなり多く残っている。とりわけ本郷集落共有地（もと入会地。70数戸所ある。昭和30年代に88戸の世帯主の名で、1/88ずつの持ち分で共有する登記を行った。その後、相続や譲渡で、持ち分は200人近くに細分化された。）は全員について個別契約が完了しないと、公団への譲渡が完了しない。

徳山ダムは、建設省・公団にとっては全く緊急性はなく、とりわけ長良川河口堰建設に血道を上げていた頃は、付帯工事としての道路付け替えがボチボチと進む程度で、居住地以外の土地交渉はほとんど進んでいなかった。移転してしまった徳山村住民の側から「残った土地の交渉が進まない」と不満が出ていたくらいである。

1998年6月、公団が事業認定申請をする中で、公団への抗議行動や意見書提出活動を行いました（約150通）。その中で、7月上旬、T.E.さんから「共有地の1カ所分の持ち分を譲渡する」旨申し出があった。すでに事業認定申請が出されており（事業認定処分が出ると地権者になれなくなるので）時間との勝負をしながら、118名に分けて登記を行った。

昨年12月24日、建設大臣が申請通りに事業認定処分を行い、今年2月にはT.E.さんに対する収用委への裁決申請が出された。3月には私たちに対して「土地譲渡のお願い」（交渉期間を一方的に定めて「返事を寄越せ」という無礼なもの）が送付され、公団職員による一連のアポなし訪問などが行わされた。私たちは、これに抗議する一方「十分な説明を聞きたい」と「集団・公開協議」を申し入れたが、「プライバシー保護」とかいう全く論旨不明の文章をもって断ってきた。

7月5日に、公団は「手続き保留解除の申立」を行い、任意交渉打ち切り・強制収用手続きの具体化に入った。公団は、職員の遠方への出張や山ほどの配達証明郵便など、多くの経費をかけて「任意交渉の努力」のアリバイ作りを行ったが、私たちの大部分は、十分な説明どころか、公団職員とろくに口も利く機会もなかったというのがその実態である。

公団は、9月8日から土地収用法35条1項による「土地調査書作成のための調査」に入り、9月13日または15日に私たちに立ち会いを求めてきた。私たちは15日に「緊急現地集会」を開き、

(2) 事業認定処分取消訴訟—行政訴訟（3月16日提訴）

土地収用法に基づく「事業認定」とは事業が公共事業であることを建設省が認定するもので、言い換えれば強制収用を認めるものである。私たちは「徳山ダム建設事業は土地収用法20条三項、四項の要件に当てはまらない=徳山ダムに合理性・公益性はない」という訴えを岐阜地裁に起こした（原告57名）。

被告建設大臣側は、「原告適格」等の入り口論議は仕掛けて来ず、訴状の内容について全面的に反論してきている。第一段階（徳山ダムの公益性を争うという土俵設定）はクリアした。

入り口論議に時間を取られることなく、また門前払い判決の心配なしに裁判を展開できる。運動側にとっては事業認定処分前に地権者になっておくことは大変重要な感じ。

被告側の第一準備書面は予想通り「治水では細かい数字を挙げる」「利水では漠然と”長期的に水需要は増大する”だけ言う」で、「徳山ダムは全体として役に立つ。自然環境への影響などは大きくない。得られる利益が失われる利益より大きいから公共性がある」という大雑把な論理を展開している。これに対しては「都市用水開発の必要性についても、具体的な数字を挙げて論証せよ」と迫っている。しかし被告側の全面展開は、裁判の長期化を意図したものであるという側面は見落とせない。徳山ダム建設をくい止めるためには、短期の裁判で勝ちたいので、利水を焦点を絞りたい。「水資源公団の事業である徳山ダム建設事業の公共性は、新規利水の必要性の存否にかかっている」という論を裁判所に認めさせることができるかが第二段階の攻防である。

(3) 収用委への対応

土地収用法の条文では、収用委員会は建設省の事業認定をもって事業目的の公益性は担保されていることを前提にしており、例外的な場合を除いては収用裁決を出すことになっている。事業目的の公共性については原則的に審理しない。岐阜県収用委では、8月19日に（T.Eさんの収用委の場で）収用委会長が「収用委は、土地の境界・面積、土地価格、土地以外の権利があればその補償、の3点しか審理しない」と言い切っている。

私たちは徳山ダムの公共性・公益性（が存在しないこと）を争う立場であり、補償額の適・不適だけを審理する収用委の土俵には乗れない。そこで

- A. 「事業認定処分に一見明白な瑕疵がある」から却下すべきだ、と主張する
 - B. 事業認定取消訴訟の最中に収用委を開くべきでない、と主張する
- のうちのBを選択する、と、運営委・原告世話人は方針を決めた。

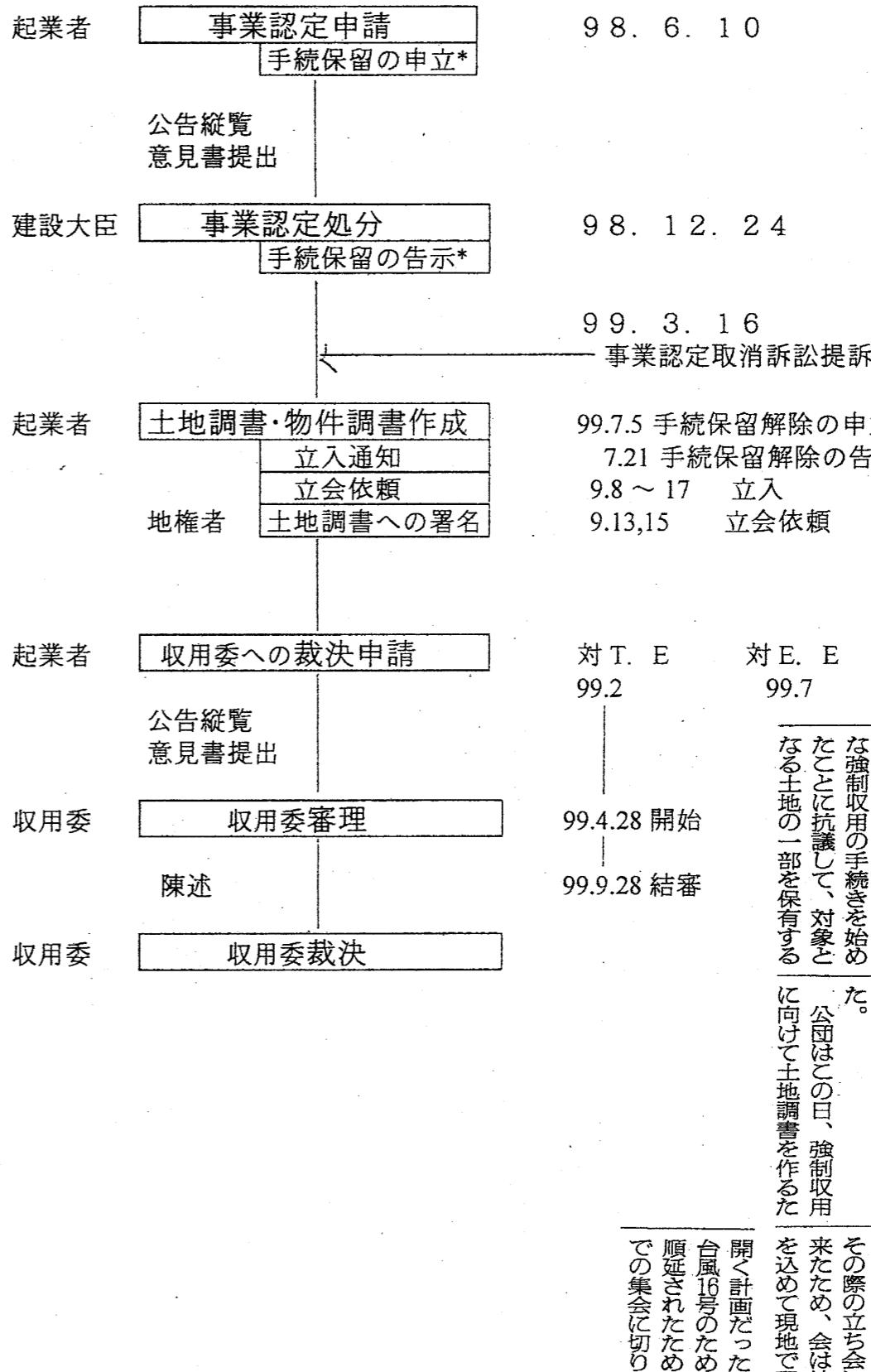
A では、「事業認定に一見明白な瑕疵がある」ことの立証責任が、地権者側にあるが、「一見明白な瑕疵」を立証して認めさせるのは容易ではない。立証せずに言いつぱなしにすればこちらの主張は全く通らなはずに、事業目的で争ったという印象だけを振りまくことになる。公団側は、収用裁決を「事業目的の公益性をも、公正な第三者の判断を仰いだ結果の収用裁決だ」と言い立てるであろう。一方、私たちはすでに、事業目的を論ずる場を行政訴訟という形で設定している。一般論でも裁判所を差し置いて収用委が判断するのは越権行為で、認められない。さらに岐阜県収用委の実態を見ると、徳山ダムの公共性・公益性（が存在しないこと）の判断を委ねたくはない。

B 案でも、意見書あるいは陳述など機会を捉えて、徳山ダムの問題点を述べていく予定である。「・・・このように多くの問題のある事業であるから、事業認定取消訴訟が起こされた。司法の場におけるその判断が下される前に、収用委を開くのは不当である」「・・・こういう疑問点が多くあるので、公団に説明を要求したが、何ら説明をしようとしなかった。地権者二説明もせずに、裁決申請を行うのは法の趣旨にも反する。事業認定取消訴訟を通じて、司法の場で事業目的について十分に審理が尽くされるまで、収用委の審理は凍結すべきである」等。（「・・・」に主張を入れる）

すでに事業認定取消訴訟を起こしている以上、収用委では「私たちの主張をマスコミと傍聴者に訴える」ことが主目的となる。同時に（収用裁決を出すに決まっている）収用委というものの実態も明らかにしていく方針である。

「土地収用」の流れ

<徳山ダム事業>



98.6.10

98.12.24

99.3.16 事業認定取消訴訟提訴

99.7.5 手續保留解除の申立
7.21 手續保留解除の告示
9.8 ~ 17 立入
9.13,15 立会依頼対 T. E
99.2
99.7対 E. E
99.799.4.28 開始
99.9.28 結審

藤橋村に建設中の徳山ダムについて、水資源開発公団が七月に未賃收地の新たな強制収用の手続きを始めたことに抗議して、対象となる土地の一部を保有する公団はこの日、強制収用に向けて土地調査を作るた
9.16アサヒ
「徳山ダム建設中止を求める会」のメンバーが十五日、大垣市内で集会を開いた。公団は同会に対し、その際の立ち会いを求めて開く計画だった。しかし、台風16号のために十七日に順延されたため、大垣市内での集会に切り替えた。
集会で緊急集会を

村長リコールに端を発した昨春の出直し村長選と同じ頃ふれによる争いとなつた藤橋村長選挙は、十一日の中敏朗氏(ちゆうじんろう)が、対立する



当選が決まり、万歳三唱して喜ぶ島中敏朗氏=藤橋村東横川で

「予算案で妥協せぬ

藤橋村長に4選島中氏

りの村民らによる議会解散請求は、遅くとも十一月初

村議らが推した新顔の住職横山周連氏(セイ)を倍の得票で破り、引き続き村政を託された。当日有権者数は三百五十一人、投票率は九六・八七%だった。

島中 敏朗 71 無現④

村長・財団理事長(元村議会議長・土木建築業▽旧農校

旬にはその是非を問う住民投票が実施される。反対は反発を強めており、村内の大半はなお尾を引いていた。

氏が選挙事の經營するは、開票前から支持者がかけた。司 活性化すれば、村がいやだといふ人はいなくなる」と話し、議会解散を問う住民投票を通じて自らの足場固めを図る考え方を示した。

た。道の駅などを運営する財団への補てんなどで欠損を抱え、村は必ずかじを取り直さねばならない時が来る。腹の帶を巻き直し、頑

事務所の中、「一方、機山氏の選を認めた」といふ意見もあつた島中氏は、島中氏と対立する村議や支持者の約三十人が集まつた。あいさつした横山氏は「無投票立選を阻止したい」といふ思いだつた。

水需要を算出する 具体論示せよ

いきたい」
歳三唱、鏡
となつたこ
氏は「住民
満市長は十三日、ダムの早
水資源開発公団が藤橋村
で建設を進めている徳山ダ
ムについて、大垣市の小倉

期完成を今後を國々に要望していく方針を市議会本会議で示した。水の需要予測や、利水に伴う負担の見通しなど具体的なことは明確が發展し、
村議選が第2回決されると歩み寄る受け止め

明確な対立軸
横山氏示せず

民が望んだ結果と言える。島中氏は徳山タム建設やその先を見越し、将来の市町村合併も視野に、村の展望を語った。雇用などで現村政を頼りにしている村民が、現職を批判しつらかった面もある。一方、横山氏は立候補表明が告示前日で、出遅れた。大差の理由はほかに、横山氏が島中氏に対する明確な指摘がある。横山氏は、島中氏の立候補表明が告示前日で出遅れたことについて、「島中氏と似た内容にとどまつた。政策論争に持ち込んだ。」と述べた。島中氏は、横山氏の立候補表明が告示前日で出遅れたことについて、「話し合いで村づくりを」と訴えた。島中氏は、横山氏の立候補表明が告示前日で出遅れたことについて、「島中氏と似た内容にとどまつた。政策論争に持ち込みた。」と述べた。島中氏は、横山氏の立候補表明が告示前日で出遅れたことについて、「話し合いで村づくりを」と訴えた。

徳山ダム問題

最良保護ムリ

公團新委員選任

フジタ力研3委員辞任

藤橋村で進めている徳山ダム建設工事で、周辺に生息する猛きん類の保護策を検討するために公団が設けた「徳山ダムワシタカ類研究会」の委員四人のうち、座長を除く三人の委員が三日、辞任した。

日本野鳥の会岐阜県支部のメンバーで、大塚之稔支部長ら三人。「工事を続けながらの生態調査は無理」として、工事を二、三年間中断して調査するよう求めていた。公団側が三日、これを拒否したため辞任に踏み出した。猛きん類保護について提言をしてきた。しかし、これまでの公団の調査により、徳山ダム周辺で猛きん類の繁殖率が低下し、同研究会は一九九六年八月に発足。猛きん類保護に委員を委嘱して工事を続行する構えだ。

日本野鳥の会岐阜県支部のメンバーで、大塚之總支部長ら三人。「工事を続けながらの生態調査は無理」として、工事を二、三年間中断して調査するよう求めていた。公園側が三日、これを拒否したため辞任に踏み込んだ。猛きん類の繁殖率が低下し、同研究会は一九九六年八月に発足。猛きん類保護について提言をしてきた。しかし、これまでの公園の調査により、徳山ダム周辺で猛きん類の繁殖率が低下し、に委員を委嘱して工事を続行する構えだ。

月にはクマタカの営巣が新たな場所で見つかるところ想定外の事態も起きた。

藤橋村長選開票結果
226 島中 敏朗 無現
112 横山 周導 無新

保衛世界和平

本体着工への準備が最終局面を迎えたときりぎりの段階で公表された「環境調査結果」。水資源開発公社が5月16日発表した徳山ダム建設予定地の調査結果は、現地が自然の宝庫であることをあらためて印象づけた。公團が示した移転などの保全策には、これが本当に重要な生態系保全に役立つのだろうかといった疑問も多い。「着工を立ち止まれないのか」と、専門家や市民から声が出ている。(1面参照)

德山ダム「環境調査」

真地形で知られる増山です。それでじるアーチ的な子をそぐには、岐阜市の自宅で環境調査結果の発表を知った。「今ごろ、貴重な自然なんて、何を書いているんだぞ。」(絶滅危惧種のアフリカウツウの声)が、自然の中で家の中に隠してしまった。みんな価値を知っていると感じていたのに」。

公論は十六日、東京の日本自然保護協会事務所にも資料を持ち込んだ。樹山係一課長は「どれだけの個体数があるのか聞いてないで、解説がここに」としたうえで「西日本で急に数が減っているリキノ通に現地を訪ねる古屋文子大の八田新喜(環境生物学)は、なされた斜面の木々、むしの赤土に驚いた。十日間かう音をたてて音を道路の処理中」。川せき止めの工事はしき、開墾工事は一九七六年

山東省立農業大學

への準備が最終局面を
さぎりの段階で公表され
た結果。水資源開発公社
した篠山ダム建設予定
地は、現地が自然の宝
などをあらためて印象づ
けた。公園が示した移転などの保
全策には、これが本当に尊重な生
態系保全に役立つのだろうかとい
った疑問も多い。「着工を立ち止
まれないのか」と、専門家や市民
から声が出ている。（1面参照）

德山ダム「環境調査」

真撮影で知られる増山すなれで、じるアーティスティックな子さんには、岐阜市の自宅で環境調査結果の発表を瓦生真が報道で見た。知った。「今ごろ、貴重な自然なんて、何を書いているんだぞ。（絶滅危惧のアフリカウサギの）死んで家の中に隠してきていた。みんな価値を知っているどんこついたのに」。

公論は十六日、東京の日本自然保護協会事務所にも資料を持ち込んだ。樹山係一級部長は「どれだけの個体数があるのか聞いてないで、解説がこじこじ」としたうえで、西日本で急に数が減っているリキノ

ル内にモジロコウモリなどの記述を例に、くじらや金剛に遭られている生物が死んで生きているのがわかる」と語る。

十三日現地を訪ね古屋文子大の八田新喜（環境生物学）は、なされた斜面の木々、むむしの赤土に驚いた。十の巨樹がごう音をたてて倒され、道路の処理中」だった。川せき止めの工事は、開墾工事は一九七六年

車明家「故館」

ための材料としてはお粗末な方法を採用している。その結果生物の影響でいそは、周辺域を開拓したところだけでは、調査範囲の稳定性を示していないのは問題である。動物の調査範囲では、ダム事業の環境への影響としては、第一に水質を含めた水の問題がある。だが、富栄養化の予測では別内に入った水がどのくらいの時間がたつたら出ていくのかが見当たらない。これは原因として2点を挙げられる。

問題 分類力のシグマ

生态系保全の視点に乏しいなどと指摘している。筑波大学の鶴谷ひづみ助教授（保全生態学）は「ただ移植すればいいというのは安易な発想だ。移植で植物が必要な保全できる保証はない。国内ではヤマネを別の区域に誘導した例はほとんどない」と話している。

一方で、報告書は環境アセスメントを意識してか、環境保全政策の実を離れている。だが、あれわれわれも併せている半面、具体性がない。植物を移植するといふが、成功の可否をどうやって測定するのか。現状のトガバスマストでは、移植をうながすものが現実可能性を示さなくてはならない。樹木そのものの保全に成功したかのめでたく。

なお、環境影響評価法では、調査の内容の問題から環境保全対策ではなくうより、文書作成の手での環境保全指標をめぐり、回避、低減、代替の別に示さなくてはならない。その例

（出典環境省）

対象種		影響	保全策
ハコネシダ、オオバヤナギ、イワザクラなど	たん水区域内のみ確認。生育域の多くが消失	生育環境を考慮し移植など	
アゼオトギリ、ミゾコウジユ	残存個体の生育可能域の多くが消失	残存個体は、専門家の助言で移植など	
ヤシヤビンヤク、ヤブツバキ、ホンシャクナガ群落	生育域の多くが残されるなし		
ホンドモモンガ、ヤマネモモジロコウモリ、ニホンツツキノワグマ、ニホンカモシカなど	生息域の一部が消失する主な生息地はたん水区域外で、多くが残される	たん水区域周辺で生息条件を確保する対策	
オシドリ、コノハズク、ブッポウソウ	大木のあるような森林や水辺を生息場ととする種類であり、生息域の一部が消失	成熟した生育・生息環境の保全、湖岸の植樹、ひなの地土上歩行路確保。野鳥水池周辺の林に葉巻設置	
ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、クマタカ、イヌワシ	生息域の一帯が消失	生息・繁殖条件の確保のための対策を講じる	
オオムラサキ	生息域の多くが消失	幼虫を、食餌のエゴエノキ等で移植する	
アジメドジョウ、アカザ	生息域の多くが消失	産卵場を確保するなど	

安易な移植・移住選択果

予定地でじかに標識されてい
ない植物へコネキシタなど
は、調査を指揮して来た斯
門家の「梅山タム環境調査
会」の指導で移植をせる。
イワサクラなどは実例もあ
る。

しかし、調査会の学者の
ひとりは「移植至上主義で
は困る。標識そのものを移
すこと出来るわけがな
い」とも嘆息している。同じ
生物園でお盆ひいき盛てる
ど、遺伝子が異なる場合が
あり、安易に移植すると、
遺伝子資源をかぐむするこ
とになりかねない。

今年新たに水没予定地で
生息が標識された複数種
ぐ種のは珊瑚アネモニ、公
園は珊瑚を使いたり、そぞ
の果実をもいて水没地外へ
だが、専門家にかぎり、ヤ
マネを人手内に移すをせた
例はないじつでいい。シ
カ力なども過り、移動能力が
小さく、生息する森林の種
類を選び、住み家を変えた
事、大慶半那醫師も懷疑的
だ。「今は梅山のじんじ
るからいかが、少しだけ
つてきただけ。生態分布や
数などが不明なのにどうや
つて移すのか」

ヤマネは夜行性で体長
七、八センチなく、調査は
難航を経て來てきた。におい
にも敏感で、調査用の具箱
も調査員が三回触つただけ
で、もう寄りつかない状況
どころ。

公園は十七日、未収取地
の旗掲揚用に向けて土地開
墾作業ために、「梅山タム
建設中止を求める会」のメ
モを立て、梅山タムの動植物
は「公園は一部の動植物に
つけて保護を示している
ようだが、一部の生態系全
同会の上田武夫代表は
は「公園は一部の動植物に
つけて保護を示している
ようだが、一部の生態系全
体を保護しようとしたけれ
ば意味がない。だいたい、
本体施工の下準備などなど
小さながら環境損失のボ
ックスとはひとくらいどの
程度を選び、住み家を変えた
か」と話した。

要 慮に配全系生態

徳山ダム

22 重要種生息地が水没

公園環境調査を発表

完成すれば国内最大規模なり、来月にも本体の準工事が始まる徳山ダム（岐阜県藤橋村）について、水資源開発公団は十六日、「周辺環境調査」の結果を公表した。ダム建設を認めた委員会の審議のあ

て、水資源開発公団は十六日、「周辺環境調査」の結果を公表した。ダム建設を認めた委員会の審議のあ

と、重要な種だけで六種類が見つかり、全体で三千九百種の動植物が生息し、重要な種はイヌワシ、ヤマネなど

五十四種四群落だった。調査は、ダム完成後、重要なうち二十二種の生息地の「多く」または「一部」が

十七日から名古屋市の公園中部支社などで閲覧できる。

今回の発表について生物や環境の専門家は、対策は生態系保全の視点に乏しいなどと指摘している。筑波大の鶴谷いつみ助教授（保全生態学）は「ただ移植すればいいというのは安易な発想だ。移植で植物が必ず保全できる保証はない。国

徳山ダム

朝日

22重要種生息地が水没

公園環境調査を発表

水没すると結論づけた。公団は移植などで保全するとしているが、専門家からは有効性などに疑問が出ているが、専門家からは(30・31面に関係記事)。

徳山ダムは環境影響評価(アセスメント)の対象外になっているが、公団は環境保護の意識が高まっていっているため、調査の態勢を強化した。ワシタカ類についても、調査を指導した委員会は、調査する騒ぎがあり、後日になってるといふ。

調査の対象は揖斐川上流のダム予定地周辺。約千三百種の植物と約二千六百種の動物(うち昆蟲約二千三百五十種)を確認した。国の天然記念物は、ほ乳類のニホンカモシカやヤマネ、鳥類のイヌワシやオジロワシ、魚類のネコギギの計五種類が生息していた。

国内希少野生動植物種、環境庁のレッドリスト、専門家の助言を加えた計四つの選定基準で重要な種を選んだところ、植物が計十五種

四群落、動物が三十九種であった。徳山ダム建設事業審議委員会の検討當時(一九七九年)に公表した内容に比べ、重要な種だけでミサゴ、オジロワシなど鳥類四種、魚類一種、植物一種が新たに判明した。

重要な種のうち、ダムたん水で生息域の「多くが消失」するのは、植物のハコネシダ、昆蟲のオオムラサキなど九種。「一部消失」はヤマネなど十三種だった。

日本自然保護協会と公表方法を相談中」として発表しなかった。調査結果は、

兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会

辰巳の会ニュースレター **Tatsumi Express**



公共事業評価監視委員会(8月17日)

目次

監視委意見全文	2
辰巳ダムに違法期間	2
共有会員にもお届けします	2
「割り切り」による治水計画	3
水は高きに流れる?	3
環境・文化遺産調査は不十分	3
ダムで辰巳用水の水は増えない	4
意見交換会に参加して(特別寄稿)	4
会費納入のお願い	4
編集後記	4

辰巳ダム再評価——「継続」は認められたが建設はいっそう困難に

8月17日(火)に開かれた平成11年度第1回石川県公共事業評価監視委員会は、辰巳ダム再評価について、5点にわたる付帯意見をつけたうえで、「石川県が進めている辰巳ダム建設事業の継続の方針は理解できる」との結論を出しました。(監視委「意見」全文は2ページ)

8月17日の監視委員会は、「公開で審議」といいながら、約1時間の公開審議ののち、「意見とりまとめ」と称して市民グループや傍聴者、辰巳ダム関連の県職員、報道関係者を締め出し、3時間近くにわたって密室審議を行い、結論を出しました。

1998年度に再評価にかけられた108件の公共事業のうち、他の107件については、県の方針について「適当」との結論が出ましたが、辰巳ダムだけは「理解できる」という表現になりました。この点について川島良治委員長(前・県農業短大校長)は、「『適当』という積極的賛成とはちがい、『理解できる』といふのはいわば消極的賛成」と説明しました。また、5点にわたる付帯意見がつけられたのもきわめて異例です。

「透明性確保」ための密室審議??

3月に開かれた平成10年度第2回監視委員会では辰巳ダム再評価だけが結論にいたらず、川島良治委員長から「県と(反対派)市民の間でもう少し意見交換を行ってほしい」という提案がありました。この川島発言も受けて、4月から7月末までの4か月、7回・30数時間にわたり、市民グループと県との間で辰巳ダムに関する意見交換会が公開で行われてきました。

一連の意見交換会での議論が今回の監視委での審議にどう反映されるか、マスコミも注目していましたが、わずか1時間の公開審議ののち、3時間近くにわたって密室審議が行われ、「継続」の結論が出されたのです。

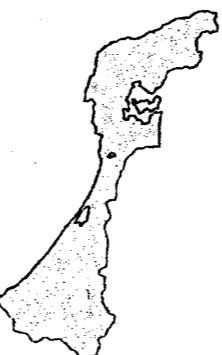
「公共事業の透明性を確保するため」

辰巳ダム再評価ではとりあえず「継続」の結論が出ましたが、付帯意見は県にとって非常に厳しいものです。たとえば、生物多様性についての追加調査を行えば、水没する犀川渓谷の自然環境の特別の重要性が明らかになり、辰巳ダム計画はいっそうよい批判にさらされることになります。

これらの付帯意見は、事実上、市民グループと県との間で行われた辰巳ダムに関する意見交換会での市民側の主張の一部が採り入れられたもので、良識的な監視委員の努力とともに、石川県の市民運動、環境保護運動の重要な成果です。付帯意見の棚上げを許さず、実現を求めていくことが重要です。

付帯意見の実現は、辰巳ダムの必要性についての意見のちがいをこえて、だれもが賛成できるものです。

辰巳の会では、今後、辰巳ダム建設計画の中止をもとめつづけるとともに、付帯意見の実現を県に迫っていく運動を、より広範な市民のみなさんとともにすすめていく方針です。



8月17日に開催された石川県公共事業評価監視委員会が辰巳ダム再評価について出した意見の全文は、以下のとおりです。

石川県公共事業評価監視委員会意見

1 意見

住民の生命財産を守るために犀川の治水対策は重要であり、石川県が進めている辰巳ダム建設事業の継続の方針は理解できる。

なお、辰巳ダム建設事業については様々な意見もあることから、次の付帯意見について十分に配慮しながら事業に当たられることを申し添える。

2 付帯意見

(1) 犀川水系の治水・利水については、浅野川などを含め流域全体の総合的な見地から検討を行うこと。

(2) 環境対策については、水質保全に努力し、また生物多様性についての追加調査を行い、貴重種等が確認された場合には保全等の対応に努めること。

(3) 辰巳用水については、辰巳ダム建設により影響を受ける区間は出来るだけ復元や移設等に努め、やむを得ない区間は今後の研究や調査に十分供する資料などを残すこと。

(4) 上記に際しては、学識者などの意見に配慮すること。

(5) 事業全般について、県民の理解を得るよう最大限の努力をすること。

辰巳ダムに“違法期間”——県は「答弁不能」に

市民グループと石川県の間で行われた辰巳ダムに関する第1回意見交換会(4月17日)では、辰巳ダムが違法状態で事業着手されていた問題を市民側が指摘しましたが、県側は曖昧な説明に終始し、事実上「答弁不能」に陥りました。

河川法は、個々の河川工事の計画・着工に先立って工事実施基本計画(1997年改正の新河川法では河川整備基本方針、河川整備計画)を策定することを義務づけていますが、辰巳ダムは、工事実施基本計画がない状態で、建設大臣の認可も受けないまま着工され、10億円近い用地買収費が支出されました。

市民側の追求にたいして県側は、基本計画・大臣認可なしの着工について、「建設省は『好ましくはないが違法では

ない』としている」と説明。しかし、建設省はどのような法的根拠にもとづいてこの見解をしめしているのかという市民側の質問には、まともに答えることができませんでした。また、この「建設省見解」なるもの自体、「担当者、事務官のなかに脈々と流れている解釈」といった曖昧なもので、公式文書、公式発言(国会答弁など)でしめされたものではありませんでした。

法学者や弁護士によると、基本計画なしに個々の工事に着手することは、「法理論的に議論の余地なく違法」とのこと。辰巳ダムは「1983年着工」(県議会での答弁、監視委員会配付資料など)とされていますが、1990年の基本計画認可、91年の辰巳ダム計画認可まで、違法状態で事業が進められていたのです。

事務局からお知らせ 本号も共有者の会会員にもお届けします

辰巳ダム意見交換会・再評価終了という事態を受け、その内容をひろく知っていただくため、今回の『Tatsumi Express』は、前号にひきつづき、辰巳の会

会員だけでなく共有者の会会員のみなさんにもお届けします。



第1回意見交換会(4月17日)

「割り切り」による治水計画——科学的・技術的には説明できず

意見交換会の第1回の後半から第3回までは、辰巳ダムの治水計画、雨量・洪水量予測について議論しました。

辰巳の会がすでに指摘してきたように、辰巳ダム計画で想定されている「最大1時間雨量92ミリ」は、1952(昭和27)年当時には存在しなかった犀川ダム地点に20キロも離れた金沢地点(金沢市弥生町の旧金沢地方気象台)のデータを流用するという「データの捏造」によるものです。

また、データの流用の問題に目をつぶったとしても、辰巳ダムの計画をつくった当時は34年分(1940~73年)の雨量データしかなく、現時点で再評価を行

うのであれば、その後蓄積されたものを加えた59年分(1940~98年)のデータでより正確な雨量予測をやり直すべきです。(59年分のデータをつかって計算すると1時間84ミリになる。)

県側は、より多くのデータを使った方がより正確な予測値となることを認めながらも、何の根拠も示さずに「最近は少雨化傾向が見られる」として、「最近のデータを加える方がよいとはいえない」などと強弁。「データの捏造」についても、「当時は犀川ダム地点の観測データがなかったから」と、科学的・技術的にまったく合理化しようがないデータの流用を当然視する態度に終始しました。

市民側は、宮江伸一さん(辰巳の文化遺産と自然を守る会)、中登史紀さん(建設コンサルタント)のふたりの専門家を中心に、県の主張の問題点を徹底的に追及。ついに県側は、辰巳ダムの治水計画は、つきつめれば科学的・技術的に説明しきれるものではなく、行政判断、「割り切り」によるものであると言明しました。

このことは、辰巳ダム計画がずさんだというだけでなく、犀川、浅野川の治水計画全体が科学的・技術的に説明のつかないデタラメなものになっており、金沢市中心部が危険な状態で放置されているという深刻な事態をしめしています。

水は高きに流れる？？ ——想定氾濫区域、治水効果はまったくデタラメ

昨年12月に開かれた監視委員会土木部会で、石川県は「辰巳ダムの治水効果=3千億円」「費用対効果=21倍」と報告しました。第4回意見交換会(6月19日)ではこの問題が議題になりました。

意見交換会の資料として「3千億円」の前提になる想定氾濫区域図を入手した辰巳の会は、ナギの会(渡辺寛代表)と協力して現地調査を行い、県の想定のデタラメぶりを検証しました。

現地を見ながら想定氾濫区域図をチェックすると、そのすさんさにはあきれ

るばかりです。いちいちあげればキリがないほどですが、誰が見ても明らかなまちがいとしては、以下のようなものがあります。

(1)水が溢れるという犀川大橋地点で、左岸では5メートルほどある崖の上まで浸水するのに、右岸では大橋地点より低い片町スクランブル交差点まで水が行かないことになっている。(2)左岸側であふれた水が陸を流下する途中で、3メートル以上ある堤防をのりこえて伏見川を飛び越え、さらに流下することになっている。

現地調査で撮った写真をOHPで示しながらの追求に、県側は当然ながらまったく反論不能になり、想定氾濫区域図が実態に合わないことを認めざるをえませんでした。

想定氾濫区域がデタラメということは、「治水効果=3千億円」「費用対効果=21倍」には何の根拠もないということです。意見交換会ではそのことを認めながら、12月に監視委員会にたいして行った報告を今回(8月17日)の監視委員会でも訂正しなかった石川県の姿勢は、公共事業再評価を誤らせる不誠実なものと言うしかありません。

環境・文化遺産の調査はまったく不十分——市民グループの指摘が監視委「意見」に採り入れられる

第5回意見交換会(7月4日)では、県が1987年に行った環境影響評価(アセスメント)について議論しました。

市民側は、県が行った環境調査には①本来観察されるはずの生物についての記述がない(カワセミなど)、②昆虫などについては種の数だけが記述されていて種名が不明、③貴重種にのみ注目していて生物多様性や生物生息環境(ビオトープ)の観点が完全に欠落しているなど、多くの欠陥があることを具体的に明らかにしました。

アセスメントで

は「周辺部には類似の環境が広く分布しており、広範囲の生態系に対しての影響は少ないものと考えられる」とされていますが、「広く分布しているといふ『類似の環境』とは具体的にはどの場所のことか?」との市民側の追求には、「これから調査したい」というデタラメぶりです。

第6回意見交換会(7月17日)では、辰巳用水など文化遺産問題を議論。中井安治さん(辰巳の会会長代行)、宮江伸一さん(元金沢大学工学部教授)が、県の辰巳用水調査の欠陥、問題点を詳しく解明しました。

辰巳ダムによって破壊される東岩隧道(水トンネル)について、県教育委員会文化財課の式部隆介課長は、「東岩隧道については分からぬことばか

り」と告白。また、ダム予定地左岸側で同じくダムによって破壊される一帯の重要な史跡、青谷砦跡については、初步的な調査さえまったく行っていないことを明らかにしました。

この2回の意見交換会によって、辰巳ダム建設の是非の議論以前の問題として、自然環境、文化遺産それぞれについてあらためて徹底的な追加調査・研究が必要であることが明らかになりました。

監視委員会が辰巳ダム再評価の結論につけた付帯意見には、「生物多様性についての追加調査」などが明記されましたが、これは、意見交換会での市民側主張が採り入れられたものです。

兼六園と辰巳用水を守り、
ダム建設を阻止する会

〒921-8134
金沢市南四十万1丁目217

Tel/Fax: 076-298-7429
saigawa@mva.biglobe.ne.jp

意見交換会・再評価については、辰巳の会ホームページ "Tatsumi Line" でくわしく紹介しています。
<http://www2u.biglobe.ne.jp/~saigawa/>

会費納入のお願い

この間の活発な活動で、辰巳の会の財政状況は厳しくなっています。九州で開かれる水源連絡会への代表派遣、12月に予定されている建設省への要請行動など、財政的裏づけがあつてこそ、運動を前進させることができます。

辰巳の会会員のみなさんには、とりあえず、1年度分・千円の会費納入をお願いいたします。

郵便振替
00780-8-19743
「辰巳の会」

カンパももちろん大歓迎！

編集後記 昨年11月の「15団体」申し入れに續を発した、辰巳ダム再評価に関する取り組みもひとまず終わり、「付帯意見つき消極的賛成」の監視委結論で、辰巳ダムをめぐる攻防も新たな局面に入りました。この1年をふりかえり、辰巳の会内外のみなさんの声と力の威力をあらためて実感するとともに、われながらよく頑張ったなあというのが率直な感想です。ほとんど毎日のように、県との折衝、市民側参加者間の調整、質問状や資料の作成、県側回答文書の検討、反論準備と、疾風怒濤の日々がつづきました。「ごつうしんどかった」(大阪弁で「非常につかれました」の意)というのが正直なところですが、日本の市民運動史に残るような一大公開論争の旗手役はやりがいのある仕事でした。森美にクロールの泳ぎ方を教える夏休みの約束を果たせなかつことは残念ですが…。

みなさんの御協力・御声援に感謝するとともに、これから重点となる付帯意見の実現をせまる運動にいっそお力添えをお願いいたします。

事務局で大活躍の宮崎さんに赤ちゃん誕生！ お名前は民恵さんです。

(H. I.)

ダムで辰巳用水の水は増えないことを県が認める

辰巳ダムで破壊される辰巳用水を管理する用水組合(辰巳用水土地改良区)は、残念ながら、辰巳ダム建設推進の立場をとっています。これは、夏場の渇水期の水不足に悩む用水組合にたいして、県が、辰巳ダムができれば用水に安定的に水を供給すると口約束しているのです。

ところが、辰巳ダムには、辰巳用水のための貯水容量は1滴たりとも予定されません。第7回意見交換会(7月31日)でこの点を指摘された石川県は、「犀川ダムなど既存の施設と一緒に、十分な水量を供給する」と述べました。

これはまったくのまかしです。辰巳ダムには辰巳用水のための貯水容量はないのですから、「既存の施設と一緒に」にはつきりと認めました。

辰巳ダム意見交換会に参加して

高橋外男(白山の自然を考える会 事務局長)

昨年11月26日、「石川県公共事業再評価監視委員会」への申し入れで始まった「辰巳ダム」に関する一連の動きについて、図らずも関与することになった者として感じたところを述べてみます。

市民団体の連名で「監視委」に申し入れを行おうと相談はじめた時点では、「何もしないよりはまだらう」という程度に思っていたが、あにはからんや予想以上の反響で瞬く間に県民注視の社会問題になった。15団体もの連名という前例のない共同歩調がニュースバリューを持ち、マスコミに大きく取り上げられ、連日の報道となつたわけだが、短時間のうちに15団体もの参加が得られたのには「石川環境ネットワーク」の果たした役割が大きい。設立以来9年、その間「アースディフェスティバル」や「環境ダイアリー」等を通して、日頃から心の通つた交流を大切にしてきたことが実を結んだと言える。

申し入れに際し、いずれかの団体が申し入れ代表になる必要があったが、15団体のうち公共事業を直接の活動対象にしている団体は「辰巳の会」と「白山の自然を考える会」だけであり、「白山の自然を考える会」が申し入れ代表を引き受けことになった。そのような行きがかりで、辰巳ダムの活動には多忙のため参加していないかった私だが、突然県との交渉の場に座らざるを得ないことに。後にテレビのニュースで私の顔を見た人に(頭を見たといふ人もいる)「なぜあの場に高橋外男がいるのか」と怪訝な表情で尋ねられた。

辰巳ダムに関する県民の関心が一気に高まつたことから、監視委員長は県に対し市民グループと意見交換をするよう求めた。監視委員長の意向を受け、我々と県との意見交換に向けての予備交渉がつづけられた。

体に」ということは、「犀川ダムと上寺津ダムの運用で」ということであつて、辰巳用水への給水量増大に辰巳ダムは何の関係もありません。

用水組合を推進派にとりこむことに固執する県側は休憩時間に「作戦會議」をもってまで言い逃れに躍起になりましたが、市民側の事実にもとづく追求の前に、辰巳ダムができるでも辰巳用水に入る水の量は変わらないことをついにはつきりと認めました。

夏場の渇水期、辰巳用水の水量確保は、犀川・上寺津の既存ダムの弾力的運用で行うべきです。ごまかしの口約束で用水組合を欺き、ダム建設に協力させてきた県の責任、倫理が問われています。

政治を変えよう

奥只見の聖域を守る会代表 中根眞太郎

奥只見のイヌワシといえば、テレビ、新聞報道でご存知の方が多いのですが、自然保護運動発生の地「尾瀬」に隣接し、1メートルを超す古代イワナ、コイをはじめ、列島創世期そのままの数々の野生生物宝庫であることは、よく知られておりません。

地元住民も、ニュースではじめてイヌワシの存在を知った人が多い土地柄ですから、専門家である博士山ブナ林を守る会（福島）の菅家博昭会長来訪は、相当のカルチュア・ショックでありました。

奥只見のど真ん中に日本一の人造湖奥只見湖があって、越後三山只見国定公園内でもあります、湖畔で細々と土産店をやり、ライフワークである歴史研究に没頭していた私に、当時常連客の一人にNGO活動をしている若者がいて、菅家氏を知ることとなったのです。それから6年。門外漢の私がモーレツに彼らをサポートした動機は、至って簡単です。

〈政治が狂っている〉——と。

国民共同の財産である大自然を私物化せんと企てる官僚システムに、余りにも政治が無力であること、環境NGOも社会の構成員として中々政治にコミット出来ないこと、現状を放置すれば、すでに根腐れを起こしている国家システムが瓦解し、取り返しがつかなくなると危機感を抱きました。

若い頃、新聞記者という特殊な仕事をしていた私にとって、政治にコミットするのは難しいことではありません。

今年2月、大分県の漁協に招かれ「ダム開発亡國論」と題して講演したところ福岡出身の自民党参議院議員が国会で反論。小渕首相が「〇〇議員は、建設省のことはお詳しい」と本人が元建設官僚であることをやんわりと指摘したため、返って失笑を買いました。

私は、聴衆の中に自民党員が数人いることを承知で堂々と「ダムはムダ」論を展開したのでした。菅家氏と2人で、ダム開発の元凶である特殊法人「電源開発」と河川法違反容疑で刑事告発したのが昨年の10月3日。この件は、『週間金曜日8月7日号』にも執筆しましたが、今年3月、刑事処分が決まらない段階で、建設省が奥只見、大鳥ダム増設工事の河川法許可を出したため、ダム問題専門家である新潟大学法学部の鷲見一夫教授らと相談した結果、当会の発足が決まった理由です。

7月2日発足で日が浅いため、当面少数精銳で、との先輩の助言もあり、会員募集には力を入れておりませんが、早々と国会議員2名から入会申し込みがありました。

おカネでは買えない価値=大自然を守ろうとしているのですから、寄付金は一切受け付けません。それより昨年晚秋、当地で交流し、多々ご教示いただいた「水源連」の皆さんをはじめ、全国で闘う同士との交流を活発に展開して「政治を動かす」ことを目指しております。

今冬、大分から熊本へ回ったところ、球磨川にかかる高速道路パーキングエリアで「五木の子守唄」が流れていましたが、私は思わず叫びました。

「…この偽善者め！ テープを止めろ！ 天然の恵みを知らず、川と大地をコンクリート化し、目先の金銭をバラまいて住民を騙し、結局子孫のツケで現世のご利益をたくらむ者どもよ。許さぬ」

湯之谷村への電発支出

検査院に調査要請

二十八日の衆院決算行政監視委員会で、民主党の石井紹基氏は、電源開発（本社東京、杉山弘社長）が北魚湯之谷村などで進める奥只見・大鳥発電所増設と湯之谷揚水発電所建設計画について、同社が同村の公共事業や人件費に補償費として七億六千万円を負担しているのは、ダム建設事業と関係のない違法なことだとし、会計検査院に調査するように要請した。

1997. 7. 29. 新潟日報

業など四事業に四億円、同村職員の人件費に六千万円負担する協定を結んでいたことを指摘し、残り三億円の債務についてただした。これに対し、参考人出席した舟喜信雄（ひきのぶ）・とも（同社副社長）は「（三億円は）蛇子沢・銀山平開発事業に当てる」と答弁した。

疋田周朗会計検査院長は「電源開発は政府の出資比率が高く、（同院の）重要な検査対象。指摘の件が必要な事業かどうか、通産省や電源開発から具体的に聞いて判断する」と答えた。

また、石井氏はこれまでの補償費総額七億六千万円のうち、観光用スロープカーライフ子沢・銀山平開発事

「奥只見、ダム増設」の 利権構造迫る告発する

これまであまり表面化することのなかつたダム開発をめぐる利権の構造の一端が、エネルギー事業とは全く関係のない一〇億円にのぼる巨額の「対策費」が支出されていることがわかり、民主党の石井紘基衆議院議員らが国会閉会中も継続して政府を追及していく構えだ。

中根 真太郎

森を喰う怪獣がいるとすれば、それは「電発」のことであろうか。

本誌198号（一九九七年一二月五日）で詳述したように、国の天然記念物である奥只見のイヌワシアが五年連続で繁殖に失敗したことと「電発」の本工事に等しい湯之谷揚水発電の「調査工事」とは密接な因果関係がある。

加えて昨年九月、「電発」は、福島県猪枝岐村の只見川右岸と左岸の新潟県湯之谷村へかけて、長さ五〇メートル幅五メートル、鉄板ブロック製の水中道路を河川法の許可なく建設した。そこで二〇月三日、「博士山ブナ林を守る会」の首領博昭会長と筆者が福島、新潟両地検に河川法違反で刑事告発した。

告発した相手は、「電発」の杉山弘社長、奥只見・大鳥増設調査アガが五年連続で繁殖に失敗したことと「電発」の本工事に等しい湯之谷揚水発電の「調査工事」とは密接な因果関係がある。

加えて昨年九月、「電発」は、福島県猪枝岐村の只見川右岸と左岸の新潟県湯之谷村へかけて、長さ五〇メートル幅五メートル、鉄板ブロック製の水中道路を河川法の許可なく建設した。そこで二〇月三日、「博士山ブナ林を守る会」の首領博昭会長と筆者が福島、新潟両地検に河川法違反で刑事告発した。

告発した相手は、「電発」の杉山弘社長、奥只見・大鳥増設調査アガが五年連続で繁殖に失敗したことと「電発」の本工事に等しい湯之谷揚水発電の「調査工事」とは密接な因果関係がある。

加えて昨年九月、「電発」は、福島県猪枝岐村の只見川右岸と左岸の新潟県湯之谷村へかけて、長さ五〇メートル幅五メートル、鉄板ブロック製の水中道路を河川法の許可なく建設した。そこで二〇月三日、「博士山ブナ林を守る会」の首領博昭会長と筆者が福島、新潟両地検に河川法違反で刑事告発した。

「電発」から村へ支出された協力金に関する書類、会議・協議の資料・議事録など全てについて公開許可を得た。

普通ならこうした情報公開は、仮に許可されてもその多くは白ヌキ、黒塗りのマスキングが圧倒的だが、驚いたことに、今回は△4判で三センチメートル以上もある開示文書全てが無修正だった。

公文書類には、毎月のよう開かれている「ダム推進協議会」のメンバーの中に通産省の課長や地元県議、新潟県土木部課長らの名が見える。さらに、九五年ごろから、ダムの立地推進に係る行政経費と称して「協定書」「覚書」「確認書」に記名・捺印されたうえで、総額七億円余が九八年度末

までに「電発」から村へ支出されていることが判明した。

支出は「対策費」名目で、主なものは「緑のふるさと・ふれあいプロジェクト」事業四億円（前期分）、九四年度分「行政需要増嵩経費」一〇〇九万円、九五年度分一八九二万円、九六年度分二三八五万円などだが、村開発課長ら六人には、村支給の給与とは別に計九八一万円の割増金が支給され、取扱は発行しないことが確認されている。こうした実態には普通の納税者の感覚では考えられない丸抱えの構造がみてとれる。

六月四日には、地元環境NGO四団体の要請に応え、民主党の石井紘基衆議院議員が実態調査のため現地入りした。

「電発」のもう一つのダム計画「湯之谷揚水発電」関係地主でダム反対派の駒の湯山莊（桜井恭一代表）に着いた石井氏は、桜井氏からダム反対派の意見

所の堀正幸所長らであるが、告発を受理した検察当局は、いまだに処分を決めていない。

河川法違反で「電発」を告発

そんな最中のことし三月に、関谷勝嗣建設大臣がこのダム増設工事（大鳥ダム増設を含む）に河川法上のゴーサインを出したので、大渕組子参議院議員（新潟選出・社民党）が国土・環境委員会でつぎのように政府側の姿勢を糾した。

大渕 九四年から九五年に「電発」が実施した工事では、新潟県、福島県が出した許可場所と全く違った場所で施工されたり、ダム堤体部分付近を無許可で掘削するなど法令違反行為が繰り返され、河川法違反の結果がまだ出ない中で、建設省がこの工事の許可を出

六日に台風五号の豪雨で損傷を受け、その後も台風の接近が予想されため、緊急的な措置として河床に鋼板を並べたと承知している。……災害防除のためやむを得ないけれども、河川管理者に連絡しなかつたことは許可条件に反するもので、両県から文書で注意した。

河川法そのものでなく連絡の手続等に不備があつたと認識している。（参議院記録部速記より。一部略）

このあと大渕氏は「河川法の許可は今まで必要なかったのか」などと食い下がつたが、政府側は「手続ミス」として逃げた。

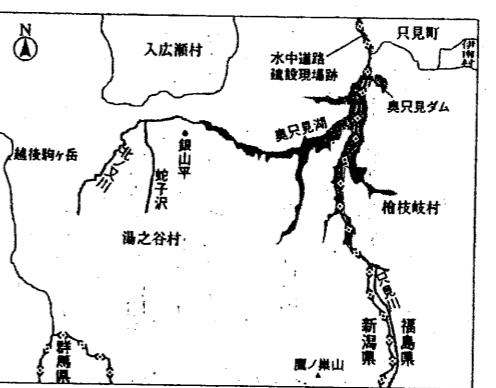
した事実関係は？
所の堀正幸所長らであるが、告発を受理した検察当局は、いまだに処分を決めていない。

青山俊樹河川局長（当時） 調査工事で設置した仮設橋の撤去を目的とした工事許可を両県知事が平成一〇年（一九八九年）七月一〇日付で出していたが、九月一

六日に台風五号の豪雨で損傷を受け、その後も台風の接近が予想されため、緊急的な措置として河床に鋼板を並べたと承知している。……災害防除のためやむを得ないけれども、河川管理者に連絡しなかつたことは許可条件に反するもので、両県から文書で注意した。

河川法そのものでなく連絡の手続等に不備があつたと認識している。（参議院記録部速記より。一部略）

このあと大渕氏は「河川法の許可は今まで必要なかったのか」などと食い下がつたが、政府側は「手続ミス」として逃げた。



巨額の「対策費」支出

「七月着工決定」との報道前後に地元NGOの「イヌワシの棲む郷土の自然を未来に残ぐ会」（星武利代表）は、制定されたばかりの湯之谷村情報公開条例に基づいて

電源を開発するとなつておらず、なんでもかんでも支出して良いとはなつてない。湯之谷村の公共事業費など七億円と行政経費六〇〇〇万円の支出は背任の疑いがある。

「電発」は国から二兆円の借入金があるのに、六%の配当金を出し、石油特別会計などに入れ、高い公共料金の原因をつくっているのではないか。こういう官営経済は利権経済であつて健全な資本主義経済とは言えない

とあるだけだ。遠く越後駒ヶ岳（二〇〇二メートル）を望む越後三山只見国定公園内の中心城故・三島由紀夫が小説『沈める滝』で「神々が黙つて譲つてゐる」と表現した景勝地でもあり、大型イワナ、サクラマスの產卵場所であることからこれまで新潟県の「内水面保護区域」に指定されていた。

ところが、この禁漁指定解除なしに、突然開発行為がはじまつたのだから、釣り人だけでなく八月十四日、山小屋に着いたOBも小屋の近くに土砂が野ざらしで汚れている。これからどうなるか心配だ」と不安顔。

「電発」杉山社長の「つもり」答弁

（国会TVより）

「はず／つもり」は、言つて本人の自信のなさを裏付けている。

さらに、〈公共事業費に伴う補償基準〉は、山の情報誌『岳人』（東京新聞出版局）七月号の石川徹也記者の記事「『秘境』奥只見を搖るがすダム計画地を行く」によると、

相模大堰暫定運用開始から1年

相模川キャンプインシンポジウム

昨98年相模大堰が完成し、私たちの中州での抗議行動をゲート操作により、テントを水没させるという強行手段も行いながら、同年7月23日に相模大堰の暫定取水が開始されて1年を経過しています。この1年の間に私達の運動はおもに裁判、円卓会議、環境調査等の3本の事を柱に進めてきました。

住民訴訟結審へ

その第1は、相模大堰建設差止めを相模川の動植物と共に訴えてきた住民訴訟です。1994年に始まったこの裁判も6年目に入り、口頭弁論は30回を数えました。この間、県の過大な水需要予測による過大な設備計画、相模大堰が完成すればその運用分だけ下流の寒川取水施設が遊休化するという、全くの2重投資の実体を明らかにし、被告の神奈川県知事側はその点に関し未だに有効な反論も出来ないまま、横浜地裁での裁判は、最終準備書面作成の段階になりました。

この間の証人尋問等の審理内容からすれば、私達の主張が明らかに優位にたっており、裁判官の判断が注目されます。

円卓会議44回で終了

第2は、通称「相模大堰円卓会議」と呼んできた、相模大堰の工事主体である神奈川県内広域水道企業団、神奈川県水資源対策室と、私たち相模川キャンプインシンポジウム、相模大堰訴訟原告団の4者による話合いです。これは建設大臣に対する「請願法」に基づく請願の結果、建設大臣の指示により始まったもので、広域水道企業団、県の発行した「相模大堰」という160Pの冊子を各項目ごとに論議するという形で進められ、司会者も双方から1名ずつ出し合って運営するという独特の形のものとして、95年2月以来4年半、ほぼ月1回のペースで行われてきたものです。しかも、必ず開催日は日曜又は祝日の午後に行ない、市民に公開し、参加自由を前提にすすめきました。おそらくこうした公開の討議を長期にわたって行った例はないでしょう。

42回目の7月20日を最終回に、「円卓会議」は、一応終了し、今後も年数回の連絡会として行うことが確認されています。今後も相模大堰運用の実体を追求し、堰ゲートの開放を課題として継続していくことになります。

この間の円卓会議のやりとりの中ではデータの公開、生態系に関する調査の要求、事実関係の確認等で、かなり激し議論を繰り返しました。しかし、当初予定した項目が終わるまでは、企業団・県側もやめるわけに行かないという建設省のしづりがあった事や、途中からは工事の進行と平行しての論議となり、企業団側には「工事さえ進めば」という意識も見られる中、相模大堰の運用が開始された今日まで継続してきました。私達としては、煩雑な情報公開制度を利用してもなかなか公開されなかつた多くの情報・データを公開させ、直接議論繰り返すことがで来まし

た。それは、堰本体の工事に直接大きな影響を与えるものではなかったにせよ、全く無用な相模大堰の実体を明らかに出来たことや、コアジサシ等の生態系の保護という点では一定の成果もあったものとして捕らえています。その内容は同時進行の裁判にも大きな材料として生かしてきました。こうした対等の立場での「円卓会議」が、各地の事業主体とのやりとりの中で実現するのはなかなか困難な面も多いでしょうが、こうした前例を作ったということも大きな価値のあるものと考えています。

激変する相模大堰周辺の自然環境

第3の柱は、相模大堰現地周辺の相模川の生態系の調査などです。

大きな問題となったタコノアシの移植問題は未だに解決おらず、水道企業団は、私達の反対を押して強行した移植地の名称を、「移植地」から「試験地」に後退させました。移植強行時には「十分な知見がある」と豪語したにも関わらず、移植に失敗を重ね今日に至っており、年度内にはポンプ場内の箱庭のような「ビオトープ」で、相模大堰により消失した広大な川原植生の免罪符にしようとしています。多くの昆虫の貴重種をはじめ「ビオトープ」などでは解決できない生態系の回復を問題にしていかなければなりません。この3月の底生生物調査では、堰建設前に比べ、昆虫の幼虫をはじめとする底生生物の再生産が100分の1以下になっていること、水質の悪化などがその採取された種類によって証明されています。

また、アユの遡上量も、工事開始から今年まで激減を続け、今春の遡上は、数万尾程度と、かつての100万尾単位の遡上量からすると、ほぼ壊滅と言ってよい女今日になっています。これは相模大堰により、流域最大の産卵地点が、湛水域に変わり壊滅したことが最大の原因と考えられます。かつて鵜飼いも行われたアユの川「相模川」には琵琶湖産の放流アユしかみられない状況となっています。

現在、右岸厚木市側では、環境アセスで川原植生の再生のエリアとされている高水敷に運動公園をつくる計画が出てくるなど、相模川の河川環境をめぐる状況は更に危機に瀕しています。何より、堰ゲート

完成、暫定運用から一年、全く無駄な巨大構造物「相模大堰」が完成し、運用を拡大すればするほど寒川取水施設の遊休化が進み、相模大堰を運用しなくても水供給に何ら問題がないことが事実として示されてきています。また、このまま、堰運用が続くなら、周辺の自然環境の破壊がより深刻なものになるという状況が明らかになってきました。そして、その財政的なツケが、危機に瀕している神奈川県の財政の中で、水道料金等として県民の生活に大きく転嫁されようとしている今、その行政責任を追求する裁判と、相模大堰の運用停止、堰ゲート開放による相模川の生態系の保全・回復を目指す活動を、私たちは継続して行く予定です。

第二貯水池再浮上の動き

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

オーナー
オーナー

渡良瀬遊水池総合開発事業(Ⅱ)の第二貯水池建設設計画は、1996年12月の審議委員会答申によって中断してから、3年目になります。

利根川上流工事事務所(以下“利根上”)は、来年はじめの審議委員会再開までに、2つの課題をこなすことが宿題となっています。1つは、第一貯水池の水質改善の目途をつけること、もう1つは第二調節池(第二貯水池計画の予定地)の自然環境調査を行い、その評価をすることです。最近の利根上との話合い(1月と8月)と「渡良瀬遊水池の自然保全と自然を生かした利用に関する懇談会」(5月)、建設省の「渡良瀬遊水池関連事業説明会」(6月)によって利根上の思惑が明らかになってきました。

◇科学的な裏付けのない貯水池の水質改善策

第一貯水池の水質改善策として建設省が取り組んできたことは、ヨシ原浄化池を造成することと、(最も汚れている)谷田川が貯水池に流入しないようにすることの2点です。ヨシ原浄化池は、その第一期分(13ha)が昨年7月後半から運転を開始し、谷田川の貯水池への流入を防ぐ背割堤は今年3月に完成しました。なお、当初の計画では、ヨシ原浄化池は、残りの第二～第四期まで造成工事が続けられることになっていましたが、その問題点(水質改善に無効、ヨシ原の自然を破壊する)を私たちが建設省本省や関東地方建設局、国会議員に強く訴えてきたこともあって、昨年度と今年度は第二期以降の予算がついていません。

これらの対策によって、第一貯水池の水質改善の兆候が出てきたかというと、それは皆無といってよいでしょう。ヨシ原浄化池は、貯水池の藻類異常繁殖の原因となっている栄養塩類(窒素とリン)を除去する力がほとんどありません。また、谷田川を背割堤でたとえ分離できたとしても、渡良瀬川そのものの栄養塩類濃度が高いので、貯水池の水質悪化を防ぐ手段にはなりません。ですから、第一貯水池の水質はよくなるはずがなく、実際、そのような傾向は全くみられません。

しかし、利根上はヨシ原浄化池と谷田川背割堤で、第一貯水池の水質改善効果が得られたと強弁しています。利根上は科学的な裏付けが何もないのに、第一の課題を達成できたかのような話をしています。

◇湿地再生を口実にした試験掘削

第二貯水池の自然環境調査を利根上はかなり丹念に行いました。調査の報告が懇談会でなされ、「第二調節池は、湿地としてきわめて重要であり、その利用に際しては生物の生息に配慮しなければならない」と論じられてきました。ところが懇談会資料集の「渡

良瀬遊水池の将来像」では治水、利水の必要性が強調され、第二貯水池建設を進める方向づけがみられます。

問題なのは「第二調節池は生物相が豊かではあるが乾燥化し、自然が単調化しつつあるから、湿地を再生させるために水面を確保することが必要」だと展開していることです。

今年度末には試験掘削を行って水面を確保し、湿地の再生を試験するといいますが、今回の試験掘削は第二貯水池(貯水容量500万t)建設の前触れになるものです。試験対象の面積を200m×300mとし、その中の1～2haを地表から1.5m～2m掘り下げ、地下水位に達したところで水を確保するといいます。

試験対象地の生態系の調査結果をみた上で、次の計画に当たるといっています。

計画500万tの容量を確保するには、第二調節池の3分の2の表土を1.5m～2m掘削しなければなりません。この計画だと現在のヨシ原の生態系は、全面的に破壊されます。

8月の利根上との話合いの中で「第二調節池に関して、利水については審議委員会の審議の結果によるが、治水の方は利根川水系工事実施基本計画すでに決まっていることである」と重大な発言をしました。

◇建設省シンポジウム

利根上は審議委員会から出された2つの課題が達成できたとして、その結果を逆用した第二貯水池計画を浮上させています。

5月の懇談会の席上で、複数の周辺自治体首長が洪水対策として第二貯水池が必要だと発言しました。計画の500万tは利根川水系全治水量のわずか3%強でしかありません。この増加で、どれだけの効果があるのか、科学的裏付けがないまま、建設省と歩調を合わせて洪水の恐怖を感じる発言を重ねています。

懇談会のまとめに座長が、「第二貯水池の治水、利水の是非を含めた討議を今後はきちんとすべきではないか」と提案し、建設省は次のようにシンポジウムを開催することになりました。

11月7日(日)、渡良瀬遊水池シンポジウム「渡良瀬遊水池の自然保全と自然を生かした利用」を遊水池内の多目的広場にて開催(定員400名)。基調講演の後、「渡良瀬遊水池の自然保全と自然を生かした利用に関する懇談会」討議概要の紹介。その後、利根上所長をふくめて、懇談会委員をパネリストとしたパネルディスカッションに入ります。

建設省は、シンポジウム開催に先立って、意見募集します。チラシとハガキを周辺の2市4町の住民全戸へ配布。地域外の人たちは、インターネットを通して応募できるので、私たちは意見を積極的に提出することにします。

シンポジウムでは徹底討論し、「第二貯水池は治水、利水の両面で必要性がない」こ

とを明確にしなければなりません。

是非、意見提出、シンポジウムに参加して下さい。

来年はじめには、審議委員会が再開されますが、私たちはそれに備えて次の3つの課題に取り組んでいきます。ご支援をお願いします。

① 渡良瀬遊水池の自然を確保するために、私たちは自然の博物館「エコ・ミュージアム」のプランを作成しています。このプランが是非とも必要なことを強く訴えて、その実現を求めるうねりをつくること。

② ヨシ原浄化池などによる第一貯水池の水質改善が虚構であることを、明確にすると同時に、ヨシ原浄化池二期工事を中止させること。

③ 利水、治水の両面において、第二貯水池は必要性が皆無であることを明白にしていくこと。

11年)2月12日(金曜日)

東京新聞

渡良瀬遊水池を自然博物館に

藤岡で講演会
と意見交換会

住民協議会が提案



エコ・ミュージアム計画案を話し合った意見交換会=藤岡町で

市民団体「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」(高松健比古代表世話人)は十一日、藤岡町で「渡良瀬遊水池を自然博物館へ」をテーマに講演会と意見交換会を開いた。協議会は、自然に恵まれる遊水池をエコ・ミュージアム(自然博物館)にする計画を提案した。

協議会の計画によると、自然博物館化によって渡良瀬遊水池の自然環境と歴史を学ぶ場を提供する。周辺の「街おこし」にも役立て、計画具体化を行政に働きかけていく。

遊水池全体の自然博物館化が目標だが、まず建設省が貯水池化を計画している第一調節池をサンクチュアリ(聖域)として残す。さ

らに、調節池が一周である堤防上の観察路や観察水路を設けて自然を楽しめるようになるが、一般的の来訪者

が入れる範囲は限定する。計画実現のため、湿地の再生を図り、多種類の野鳥や植物が生育していた四十年から三十年前の原風景を復元したいという。また、調節池外に湿地保護センターを設け、野鳥や植物に関する情報提供や地元の特産品販売など、各種活動を行う。

計画に對して、参加者たちから「自然博物館化すれば多くの人が訪れ、サンクチュアリ化と矛盾する」「訪れた観察者が空を飛ぶ鳥から見えないような工夫を」などの声も出た。これに先立ち、東京動物園協会常任理事長の矢島稔氏が「湿地の再生」「ホタルもする川づくり」のタ

思川開発事業に新たな動き

— <建設省主導>の「思川開発事業検討会」が発足 —

思川開発事業に反対する活動は、昨年当地で開催された第5回水源連総会と思川開発問題全国集会を通して、各地の活動や活発な討論に触発され、それを契機とした新たな活動を展開し着実な成果を上げつつあります。各地の仲間の皆様と水源連事務局方々に改めてお礼申し上げるとともに、この1年間の活動と、思川開発事業を取り巻く現在の状況、つい最近発足した「思川開発事業検討会」について報告します。

思川開発事業を考える流域の会（以後流域の会と略記）は、集会アピールで思川開発事業の中止を求める反対の姿勢を明確にしたことを踏まえ、それまでの、実態の把握や問題点の抽出に重点を置いた活動から攻めの活動に転じてきました。

ムダな公共事業であることについて、栃木県の水余りの実態を暴き財政事情と合わせた「思川開発事業に対する栃木県の費用負担とその必要性について」公開質問書を提出。

関東地建の「公共事業の再評価実施要領」で思川開発事業が対象になったことに関し建設大臣へ要望書を提出、その後「事業評価監視委員会」で事業継続となつたことについて「委員長」に公開質問書を提出。

東大芦川ダムについて、「栃木県公共事業再評価委員会」で事業継続となつたことに対して、県知事と委員会に公開質問書を提出、回答に示された審議の内容に不満があり再審議の要求書を提出。こうして思川開発事業の問題提起と行政の姿勢の把握に努めました。しかし、思川開発事業の利水配分はいまだに決まらず、栃木県当局はそれを理由に公開質問に対しまともな回答を回避し続けています。

そのほか、思川開発事業を県民にとってより身近なものにとの狙いで、水道問題をテーマに講演会（保屋野初子氏）を開催し、その折りに実施した関係市町の水道関係者への取材で、さらなる水余りの実態が明らかになりました。また、事業のキーポイントである「水収支の破綻」についての講演会（嶋津輝之氏）で計画の欠陥をアピールし、今後建設省へ公開質問書を送るなど、この問題を運動の一つの柱にして行くつもりです。

一方、南摩ダムと東大芦川ダムを抱える鹿沼地域では、「鹿沼の清流を未来に手渡す会」が発足して。地元市民と南摩ダム建設絶対反対を堅持している室瀬協議会・大芦川上流に生息するニッコウイワナの純正保護に取り組んでいる西大芦漁協が連携して、シンポジウム「公団と南摩ダムを語る夕べ」を開催し、休日には辻説法で市民に訴えるなど活発な運動を展開しています。西大芦漁協は、首都圏の釣り人へのアンケートで87%の反対や地元西大芦地区の90%に当たる337世帯から反対署名を集め、知事に提出して東大芦川ダム計画の白紙撤回を迫っています。

また南摩ダム貯水の要、大谷川取水と地震問題が懸念される行川ダムの地元今市市関係者は、依然として反対の姿勢を崩しておらず、これまで旗色を明らかにしなかった市長もこの春の再選以降徐々に反対色を強め、任期中の決着を宣言して自ら住民投票を提唱し、12月市議会に向け、市民・議会・市長・の三者が請求者になれる住民投票条例常備の準備を進めています。

なお、事業の方は、水没地域に対する補償基準の提示がないまま移転候補先のアンケートが実施され、候補地造成へ向けた準備を進めているほかに目立った動きは見られない。

以上のように、反対運動の高まりに比べ事業の進展を感じられないことが、かえって不

気味であり不安もあるのが、目下の現地の状況であると言えると思います。

この様な状況のなか、建設省関東地方建設局と水資源開発公団は、去る8月4日、「思川開発事業検討会」を発足させ第1回検討会を開催しました。

思川開発については、地元でも様々な議論があること、また平成10年11月30日に開催された第2回関東地方建設局事業評価監視委員会において、本事業の継続実施が了承された際に「思川開発事業については、今後も現地の理解を得るべく努力するとともに、河川整備計画の策定の手続きの中で現地の意見の聴取を図ること」との意見をいただいていることから、河川整備計画の議論の一環として、これに先立ち、本事業について幅広く議論を行う場として、水没地域の住民の方や学識経験者などを含めた本検討会を発足することとしたものです、と検討会発足の趣旨（原文のまま）を掲げています。

委員構成は、委員長（西谷隆亘法政大学工学部土木工学科教授）のほか学識経験者6名、地元の行政から3名（栃木県企画部長・鹿沼市長・今市市長）、地元関係者2名（南摩ダム補償交渉委員長・今市地区土地改良区協議会会长）の計12名、*南摩ダム絶対反対室瀬協議会は参加の呼びかけを拒否しました。また委員の人選は全て建設省と水資源開発公団で行ったものです。

第一回検討会は、関東地建局長・水公団総裁が出席し、①検討会規則、②検討会運営要領、を定めました。要領には、地域住民などの意見の聴取、参考人（専門家など）の意見聴取、検討会に配布した資料の公表（結果的に会議録が含まれる）が盛り込まれましたが、検討会の公開については「自由な意見が述べにくくなる」として、報道関係者以外は非公開としました。

今後は、第2回検討会（10月）で現地調査を行い、三回目（12月）の会合で一般から寄せられた意見の報告が予定されているなど、二カ月に一度のペースで一年間をめどに開催し、集約された意見は建設省などに報告される。となっています。

検討会発足と第一回会合の開催が公表されたのはわずか二日前であり、流域の会では藤原代表以下6名が急遽会場にかけつけ、検討会の公開、資料の開示、我々の資料を全委員に配布することを要求しました。

しかし公開は認められず、それにかえて別室で事務局から説明を受けることになった。別室での説明で、検討会の趣旨について、河川整備計画策定へ向けての手続きの一環であることが強調された。また、検討会は事業の中止も視野に入れているか、その場合水没住民に対してどのように対応するのかとの問い合わせ、事業の中止も視野にあること、その場合は政治判断によるしながらも、水没地域の人達の長年の精神的苦痛に対する相応の償いが必要となろうと明確に説明しました。また、検討会継続中の工事については、いわゆるトンカチはしないが移転候補地の造成工事は有り得ると受け取れる説明をしました。

以上の様に事務局の説明は、予想以上に具体的で明快であり少なからず戸惑いを感じるほどでしたが。いずれにせよ即断は禁物であり、今後は毎回会場に駆けつけて行き、慎重に見守る必要があると考えています。

休止発表後的新月ダム建設計画の経緯

1999/9/26
新月ダム建設反対期成盟

休止になった新月ダムの再燃を最も恐れているのは、我々ではなく県自身ではないのか。

宮城県と気仙沼市が進めてきた新月ダム建設は、1988年基本協定が結ばれ、現在国道284号の付け替え工事が急ピッチで進められており。事実上ダム事業に着工していた新月ダム計画は、97年8月突然事業の休止が発表された。

翌98年2月、宮城県は市民代表と専門家等11人で構成された大川治水利水検討委員会(首藤伸夫委員長東北大教授)を設置し、新月ダムの見直しを含めた対策案を検討することを諮問した。反対同盟の代表も参加した検討委員会は、2000年3月までに答申するよう現在審議を進めている。

今年8月10日までに6回の検討委員会が開かれた。その間5回までの1年間は大川流域の降水量から流量を推定するタンクモデルの実験結果の説明が主であった。1971年予備調査に着手して以来流量調査が継続されてきたが、今回の見直し検討案に使える流量データが3年分しかないため、タンクモデルによって雨量データから流量データを再現する実験を行っているという。事実上ダム建設に着工しながら生データは破棄してしまい、宮城県は現在は満足できる流量観測のデータがないという。新月ダム建設の根拠となってきた流量観測データを使わないことは何を意味するのか。この点を考えてみると、国県市が行政上の責任を逃るためにこの検討委員会を設置したこととも思えてくる。

津波の専門家として著名な首藤委員長(現岩手県立大教授)は、第4回の検討委員会で県のタンクモデルの実験を満足できる結果が出るよう指導していることを明らかにした。客観的な立場にあるべき検討委員会の長が、当局の検討案の作成を指導している事実は、県が既に方針を決定しておらず検討委員会の答申が既定方針通りになるよう首藤委員長の力量を頼んでいることを伺わせる。

第5回検討委員会(3/30)は日雨量166mm、治水安全度1/50確率、基本高水流量870/s、利水計画安定水利権25000t/day、新規水利権11000/t/day、維持流量0.44/sの代替案の前提条件を決めた。新月ダム計画に比べると大幅な下方修正である。県からは河道改修、多目的ダム、放水路、貯水池、堰、地下水利用等13の代替案が示された。第6回検討委員会(8/10)で治水は河道改修とダム、利水は堰と貯水池とダム、単独案の多目的ダムなど6案に絞り概算事業費が示され、次回から専門家の意見を聞きながら具体的な検討に入ることになった。反対同盟は1月の検討委員会で「水源連」の嶋津暉之、遠藤保男の両氏を専門家として推薦していたが、この日次回10月の検討委員会に出席することが決まった。この間の8カ月、ダム反対運動を支援する立場を鮮明にしている両氏の出席が決まるまでには水面下で紆余曲折があった。

県の既定方針が多目的ダムなのか。我々反対同盟と、検討委員会の推移を見守る促進派にとって最大の関心事であるが、しかし一般市民にとって新月ダムは過去の問題になっているのが現状である。7月下旬、気仙沼市は大川流域の59の各自治会を対象に、大川治水利水検討委員会の審議経過の説明会を2日間にわたって開いたが、参加者は20名に過ぎなかった。巨額の財政赤字に苦しむ宮城県に新月ダムを再開する余裕はあるのか。

大川の治水利水 反応鈍かった説明会

気仙沼市

最終日、4人だけ

来月10日に検討委員会

気仙沼市の大川治水利水検討委員会(首藤伸夫委員長、十一人)が今月三月の第五回委員会までに話しあった経緯を、新月地区や沿岸の住民に示す市主催の説明会が二十日までに一通り終わった。説明会の案内に対する住民の関心は必ずしも高いものは言えず、市当局はやや拍子抜けの状態だが「今後の検討経過をみながら、市民への広報は続けていきたい」としている。検討委員会は八月十日、気仙沼市で開かれる。

市の市民に対する説明会(関係地権者会対象)と七月二日(新月地区振興協議会対象)開催。その後、今月二十六日(新月ダム建設反対期成盟)開催。その後、今月十九日と二十日に沿岸地域の五十九自治会長を対象に開いた。

検討委員会の経緯について沿岸自治会長に説明する市当局=21日、市民健康管理センター「すこやか」

最終日の二十一日夜、市民健康管理センター「すこやか」での説明会で、市建設部とガス水道部は、県の示した新月ダム代替施設案(治水単独案、利水単独案、組み合わせ案合わせて十三例)を紹介。次回委員会が開かれる説明も述べた。出席者がほぼ五十年に一度規模の災害に備えるとする考え方や、館山堰(せきやまがき)での維持流量を毎秒〇.44tとする算定などについて質問が出された。しかし出席者数が四人だけであり、会場に盛り上がりに欠ける説明会に終わった。

十九日、主に下流部の自治会長を対象にした説明会SA26B 7/2 6ヶ月地区振興協議会
7/19・21日 沿岸59自治会長
19日 - 16人
21日 - 4人

も「必要」感じて、市広報で特集を組むなどしながら臨時啓発は続けていきた」としている。
第六回大川治水利水検討委員会は八月十日午後一時から、気仙沼・本吉地域防災センターで開かれる。各種代替案の事業費概算などを示されるほか、案についての意見交換が行われる見込み。

氣仙沼・大川治水檢討協議會 主 善 多 善



A black and white photograph showing a large-scale engineering project, likely a dam or reservoir, with massive concrete structures and surrounding land.

気仙沼市の大川治水検討委員会(委員長・首藤伸夫君)東文太監修、委員十一人の第五回委員会が廿日、気仙沼・本荘温泉センターで開かれた。前回の検討会(三月)で県側が示した「新月ダム」代替案のうち規模をやや縮小した多目的ダムを推す意見があつたものの、ダム以外の手法として治水について検討改修、放路、利水については堰(せき)、貯水池の組み合せを選択すべきとの声も強く、今後さらに検討してGVIJになつた次回は十月に開き、結論に向より具体的な議論に入る。十一月には公聴会を開く予定で、答申は来年一月にもむね予定。

の財政担当者会議より現実的な議論に入るほ
か、意見交換などから幅広い意見を聞き、代替案の
紹介込みを図る。今国会、さらには年内にもう一度機
会を確保、来年一月に答
申案をまとめる予定となつ
てある。

次回、具体的議論へ

11月は 1月に答申案まとめ

の海水時に不足するであつて、海水淡水化を擧げた。しかし、五十年に一度の洪水でも十分対応できるといふのが常かになつた。利水面でも、河川の奪ひの組み合わせが可能になった。その上元橋河川があつた平面、「ここには節水とか漏水対策などといった対策なく、暫く計算が持立ちあつた當時と同様が持立ちあつた」當時と同様に土木技術的提案しかなない「可能性のある治水、利水対策を組み合わせて対応すべきだ」として、横濱論議が開かれた。大林地区への貯水槽の組み合わせを優先して事業構造を含めて具体的な検討に入ることにした。

度じじきに、香齋さんは「多目的ダムが豊富な水資源などといふ意見があつたが、それは節水とか漏水対策などといった対策なく、暫く計算が持立ちあつた」當時と同様に土木技術的提案しかなない「可能性のある治水、利水対策を組み合わせて対応すべきだ」として、横濱論議が開かれた。大林地区への貯水槽の組み合わせを優先して事業構造を含めて具体的な検討に入ることにした。

度じじきに、香齋さんは「多目的ダムが豊富な水資源などといふ意見があつたが、それは節水とか漏水対策などといった対策なく、暫く計算が持立ちあつた」當時と同様に土木技術的提案しかなない「可能性のある治水、利水対策を組み合わせて対応すべきだ」として、横濱論議が開かれた。大林地区への貯水槽の組み合わせを優先して事業構造を含めて具体的な検討に入ることにした。

度じじきに、香齋さんは「多目的ダムが豊富な水資源などといふ意見があつたが、それは節水とか漏水対策などといった対策なく、暫く計算が持立ちあつた」當時と同様に土木技術的提案しかなない「可能性のある治水、利水対策を組み合わせて対応すべきだ」として、横濱論議が開かれた。大林地区への貯水槽の組み合わせを優先して事業構造を含めて具体的な検討に入ることにした。

千歳川放水路計画中止と今後の課題

千歳川放水路に反対する苫小牧市民の会 大西 陽一

千歳川放水路計画は、1982（昭和57）年に北海道開発庁が石狩川水系の洪水対策のために策定した計画です。1981（昭和56）年の大規模な洪水を契機に千歳川放水路計画が急浮上してきた。それまでの基本高水流量を9,000%/sから2倍の18,000%/sに引き上げられ、その流量配分をダム2,000%/s・遊水池1,000%/s・本川14,000%/s、残り1,000%/sを流域とは無関係な太平洋に放水路を作り洪水時ののみ千歳川を逆流させ流出させることが決定された。

この17年間、放水路をめぐる様々な動きがあったが、放水路の完成により、自然破壊・農業・漁業に大きな被害を被ることになる苫小牧での反対運動は、「千歳川放水路に反対する市民の会」を中心となって、80,000人を超える反対署名を集め、また、同時に洪水被災地住民との対話集会を開き代替案の模索に取り組んできた。

本来、一刻を争うべき洪水対策が17年間にも及ぶ膠着状態になった大きな原因是、千歳川放水路計画のみならず、治水あるいは利水に伴う大規模公共工事が社会問題に発展している要因と同様、河川を管理する側が計画立案に至る経過（データ含む）を全く公開していないことにあった。

このような状況下、北海道知事の私的諮問機関として「千歳川流域治水対策検討委員会」を発足させ、「道民合意を得られる結論を求める」としたが、検討委員会が非公開となつたため、「論議過程が道民に明示されない状態で、道民合意を得ることはできない」として、全面公開を求め、途中からではあるが公開となり、論議経過の透明度が高くなつた。

検討委員会の「中間まとめ」（案）（要旨）

1 総合治水対策を推進する。千歳川放水路
計画については検討の対象としない。

2 千歳川と石狩川の合流点の整備計画については、「新たな検討の場」を発足させ、関係住民の合意を得て立案する。

3 治水対策の一環として、関連する社会制度の整備充実を図る。

4 合流点整備をはじめ、有効であると思われる様々な洪水解決策を検討し、総合治水対策としてまとめた。これらを実施することによって治水は著しく改善されると判断する。

新遠浅川案（注：ミニ放水路）のような流域外対策案は、総合治水対策の進行状態を見た上で、万一それらが著しい効果を果たさないと判断した段階で、新たな検討事項として取り上げるべきものと考える。

5 放水路計画により、関係住民の将来設計に支障あった場合、国も道も十分に配慮し誠意をもって対応する必要がある。

新遠浅川案の取り扱いについての補足説明

(要旨)
検討委員会が、「地域合意としての治水対策」という知事から付託された課題と、検討委員会の意見（河川工学の委員）が一致しない状況を勘案すると、結論の限界であると考えるが、両論併記ではなく、優先順位が明記されていることを理解していただきたい。流域外対策が将来の検討課題になる可能性を残したことことが総合治水対策の進展の妨げになることがないように、知事が関係省庁に説明し配慮を求めることが必要となる。

中間まとめの評価、及び今後の取り組みについて

検討委員会の論議過程で基本高水流量18,000%/sを「変更する必要はない」としたが、恣意的に高めに設定された基本高水流量を変更しなければ、いずれ大規模工事の可能性を残したといえる。実際、「中間まとめ」の前提である、「可能な限り小規模工事で関係住民の合意を得る」可能性が低くなり、同一流域とはいえ、河道移設案や新遠浅川放水

路などの大規模工事が代替案に残った。

私たちは、被災地流域住民との対話から、流域全体を同じ安全度でカバーする必要性はないと考えていますし、石狩川水系の中での総合治水対策が脇に置かれ、千歳川の治水に限定された論議経過に不満を残した。

たな検討の場」に総合治水対策として明示すべきで、さらに、その前段に当面すぐに実施可能な対策の実施日途を明確にする必要があった。

しかしながら、一旦、閣議決定までされた千歳川放水路計画の中止決定は、今後の治水対策に大きく変革をもたらす契機になる可能性をもたらし、また、新河川法の趣旨に沿ったものと考えます。

千歳川千歳川放水路に反対する市民の会 代表

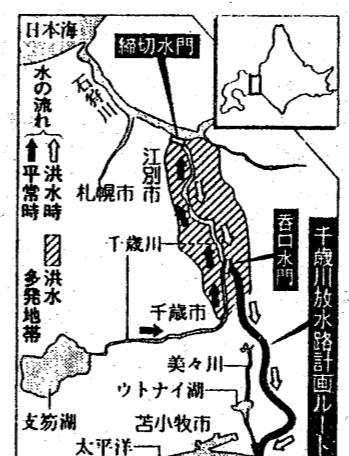
YOICHI ONISHI (大西 陽一)
E-mail yohnishi@blue.plala.or

朝日 99.3.14

自然破壊や漁業への深刻な影響が予想されるとして、着工か否かでころ着状態が続いていた北海道開発庁の千歳川放水路建設設計画について、堀達也・道知事の私的諮問機関である「千歳川流域治水対策検討委員会」（委員長・山田家正・小樽商科大学長）は十三日、同放水路を今後の検討対象から除外し、別の総合治水対策を推進すべきだとする提言をまとめた。道と開発庁は提言の尊重を表明していることから、同計画は建設省による策定から七年ぶりに、中止されるとが確実となつた。

の太平洋に流し込むところ大構想。しかし、道自然保護協会や太平洋側の漁業団体が強く反対してきた。この日のまとめでは、治水対策の必要性は認めたりえで、現計画に代わる新しい総合治水対策として①手歳川の拡幅や堤防のかさ上げ、洪水の受け皿となる遊水地の設置②石狩川との合流地点を、水が流入しやすい下流に移設③万一それが著しい効果を果たさないと判断されれば、別の放水路方式で太平洋側に水を導く案も検討する——などを盛り込んだ。

千歳川放水路計画 北
道開発局が事業主体で、事
業費四千八百億円、工期
は二十年とされた。野鳥の
宝庫ウトナイ湖の源流・美
々(びび)川の地下水脈を
放水路が遮断することなど
から、自然保護団体が反
発。洪水時の濁流で漁業被
害も予想されるとして、漁
協組織も反対を決議した。
国は一九九八年度から予算
計上をやめたが、すでに調
査費として二百億円が費や
されている。



道知事の 「別の治水策を」結論

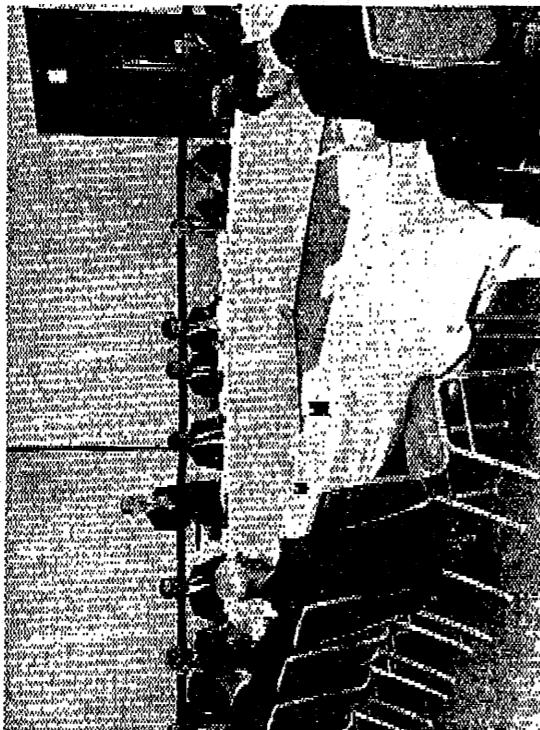
千歳川放水路中止へ 道知事の「別の治水策を」 詰問機関

新会社「苦東」の設立を報告

常議員会開発を後押し

中村光雄吉小牧工商会議所会頭は、二日に市内の土地元請会議として今後も推進を強化していく姿勢を示した。二百四十二回常議員会の席上、新会社「苦東」の会員登録は、苦東開発事業主体として、これまでの事業実績アシストで、大いに活躍する予定だ。

師の養成も目的。千葉県や江戸川市の研修センターへの派遣のほか、吉小牧駒沢大学での講義講評、QC手法を学ぶ大会参加、海外派遣、国内外姉妹都市派遣、道産五市による都市派遣など実施している。施設整備、自主研修は自主研究グループの活動を支擇する。



苦東新会社設立などが報告された常議員会

新会社は、苦東開発事業主体として、これまでの事業実績アシストで、大いに活躍する予定だ。新会社は、吉小牧駒沢大学での講義講評、QC手法を学ぶ大会参加、海外派遣、国内外姉妹都市派遣、道産五市による都市派遣など実施している。施設整備、自主研修は自主研究グループの活動を支擇する。

1999年8月号付記事

8月1日(日曜日) 8月1日(日曜日)
開発局土木研

「苦東」開発会式設立

27キロ未満にも着工

開発局土木研究所(北越谷市、地主新会社)は二日未満で、吉小牧駒沢(吉東)地区で冬場の雪面対策のアシストを行う事務が認定の無事にこなされ、月に着手する方針を決めた。建設機械としては、第一ドロッパー・吉小牧駒沢駅行機械新会社「苦東」の用地取扱を終了して、来春からの使用開始を目標。

計画にあわせ、新会社は、いすゞ自動車北海道の車両を購入して、付近の土地を手配して、地の田舎が遠くでなく、新会社が三十日未満で用地購入に着手を含めた総事業費十四億円。

沙流川を好み、二国谷の発達牽引(けんりん)車を抜きとしても、山道康子さんは、「苦東」は「平取ダムの建設は今のが」、ひそかに津波状態であるが、ひそかに橋の補修や階段の構修が進められることになり、平取ダムと同様、平取ダムも突然見切る発車をされてしまった。
(車山局)

苦東開発プロジェクト

竹

◇収支計画
苗栗開発の新たな推進主体となる新会社では、借入金を返済しながら経営を廻すとする。目標会社が借入金での利益と粗利を清算する所で、年間の収支は、現行の販売取扱高三百五十万台が四百万台まで膨らむ見通し。「今取入れ一箇半万台に上乗せられる二千五百万台の販売を予定」。

るだらう。わざと金髪櫻痴が
の腰を握り、腰をさせま
して、やがて櫻痴の手筋とい
なり、結果的に櫻痴がん
した教訓を生かしてのもの
だ。

北海道開拓局が計算する
苗栗の固定収入は、計小牧
港・東港の頭取入六億円
と地盤収入を合算して、
計五億円。もう一方、支
出は年費一億五千万円、
固定費所耗など一億五千万
円、地盤維持管理費など一
億五千万円の計五億円
を見込んでいる。
また、北陸の吉原・真桑
等は、甲州分銀二半の利

Digitized by srujanika@gmail.com

急がれる事業の具体化

第三章・海軍に開港

急がれる事業の具体化

用語を中心とした教科書の推進と国際標準の実現(工) すべての構成が完成する。
E&P) 課教、大規模開拓も、四半世紀以上に亘る。

新会社設立にあたり、西
洋の会員の口からよく「ねじりの会」と上層
部を冠された事件は、その本質がいま一つ解説しな
ければならない。関係者はさぞやうが、どうやらの事だ。

前半は、企業規模の大きい銀行や証券会社が従業員旅費を出している。
後半は、銀行や証券会社が従業員旅費を出していない。
従業員旅費を支出する銀行や証券会社は、
該当する年次に従業員旅費を支給した。
従業員旅費を支給しなかった銀行や証券会社は、
該当する年次に従業員旅費を支給していない。

展望

- 【大型実証実験施設】
- ▽国際熱核融合実験炉 (ITER)
- 【大規模公園】
- ▽自然環境を活用した大規模公園
- 【都市開発】
- ▽民間などによる都心開発
- ▽軌道系交通施設整備 (JR西日本新幹線)

四

開元

具体化

一九 サイエスの構成及実現

上层
1500-1800°C

と下りて新橋へ、日
暮を御用田へ、新橋へ
渡る御用田の御用田

九書錄卷之三

「おお？ どうして？」
先づ姫君の十歳王王
がおとつた。おとつた。

会社の半ば異業種間の内需 市場規模の拡大が業界を複数化させ
がたひたら調整され、合理的な競争はどうしたか。小都市で
事業者は「近隣」店を導入する傾向

（約）プロジェクトを「構成要素」で構成する。各構成要素が互いに連携して、プロジェクトの実現性を保証する。